

## 資料 明治大学教育制度発達史稿〔3〕

メタデータ	言語: jpn 出版者: 明治大学広報課歴史編纂資料室 公開日: 2014-03-06 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 明治大学広報課歴史編纂資料室 メールアドレス: 所属:
URL	<a href="http://hdl.handle.net/10291/16509">http://hdl.handle.net/10291/16509</a>

歷史編纂資料室報告 第十集

資料  
明治大學教育制度發達史稿  
〔3〕

明治大學  
歷史編纂資料室  
廣報課

090.2  
16

中央明大文庫

禁帶出

## 刊行のことば

ここに報告集第十集として「資料 明治大学教育制度発達史稿(3)」を前号にひきつづき刊行いたします。前号において私塾より出発した明治法律学校が「司法省指定」となり、更に「司法省指定・文部省認定」となっており、明治三十七年専門学校令による明治大学に昇格するまでの展開過程を制度的、史料的にあとづけてみました。本号におきましては明治大学に昇格して以降——実際には専門学校令による専門学校にすぎないのですが——大学令による明治大学に昇格する前夜までを史料的に追って見たわけであり、

明治大学におきましても、いよいよ財団法人化が進み寄附行為が定められました。現在におけるその原型が出来あがったわけでもあります。

また社会的には「清国留学生問題」が大きくクローズアップされてきたことがあげられましょう。当然本学にあって、清国留学生のための「経緯学堂」さらには「私立留日支那学生高等予備学校」を設置するなど関係が深いだけに重要なウエイトを占めることとなります。

明治三十年代後半は大学にとつても、すべての学部(理・工をのぞく)の原型が出揃う時期でもあるわけです。それは日本資本主義発達史における産業資本の確立と表裏の関係にあるといえましょう。

本書も前号につづいて政府・文部省・東京府などの上部構造と明治大学とを対照させるかたちで編集いたしました。本書は本学関係者のみならず広く一般の研究者にも役立たせていただければ幸いです。本書のうち、東京都公文書館所蔵文書につきましては、公文書館の財部建志・吉原建一郎の両氏にひとかたならない御世話になりました。記して感謝いたします。

本書及び校史に関しては歴史編纂資料室に御連絡下さい。

昭和五十三年三月

明治大学広報課歴史編纂資料室

広報課長 田 守 孝

資料 明治大学教育制度発達史稿 (3) 目次

明治三十八年〔一九〇五〕

- |    |                        |    |
|----|------------------------|----|
| 1  | 予科学友会ニ於テ文芸部設置          | 1  |
| 2  | 簡易商業学校開始               | 1  |
| 3  | 専門科ニ外国語選修科ヲ設置          | 2  |
| 4  | 明治大学ニ対スル徴兵令ノ認定範圍       | 2  |
| 5  | 〔私立経緯学堂に警務科新設〕         | 2  |
| 6  | 〔明治大学簡易商業学校則改正願〕       | 4  |
| 7  | 私立明治大学財団法人設立           | 7  |
| 8  | 明治大学学則                 | 10 |
| 9  | 〔分校内に文学研究会開催〕          | 16 |
| 10 | 判事検事登用試験規則改正           | 1  |
| 11 | 文官試験規則改正               | 3  |
| 12 | 文官高等試験細則改正             | 4  |
| 13 | 公立私立専門学校規程改正           | 6  |
| 14 | 清国人ヲ入学セシムル公私私立学校ニ関スル規程 | 6  |

明治三十九年〔一九〇六〕

- |    |                            |    |
|----|----------------------------|----|
| 15 | 経緯学堂の授業休止                  | 17 |
| 16 | 清国留学生の紛擾                   | 17 |
| 17 | 清国学生取締問題                   | 18 |
| 18 | 文学部学則改正願                   | 18 |
| 19 | 〔文学部授業開始〕                  | 20 |
| 20 | 〔法科・医科・工科・文科・理科・農科大学ノ講座改正〕 | 17 |
| 21 | 〔法科大学講座ニ政治学・政治史ヲ加フ〕        | 18 |
| 22 | 〔青年子女へ風紀類廃セル傾向に付訓令〕        | 18 |



78-5992

明治四十年〔一九〇七〕

- 23 〔私立明治高等予備校設置願〕 20  
24 〔私立明治高等予備校授業開始〕 28  
25 〔私立経緯学堂学則改正認可願〕 29  
26 〔専門科学則改正願〕 40  
27 〔私立明治高等予備校学則改正願〕 41

明治四十一年〔一九〇八〕

- 28 〔法科・医科・工科・文科・理科・農科ノ各大学ノ講座改正〕 20  
29 〔文部省令第十号（明治三十三年）教員検定規定改正〕 21  
30 〔京都帝国大学法科大学ニ法律学科・政治学科設置〕 24  
31 公立私立実業学校教員資格ニ関スル規定ヲ定ム 24  
32 公立私立実業学校教員資格ノ指定者 26  
33 〔公立私立学校認定ニ関スル規則ノ改正〕 29

34 明治大学学況 43

- 35 高等学校大学予科入学者選抜試験規程廃止 43  
36 高等学校大学予科入学者資格 43  
37 専門学校入学者検定規程ノ改正 44  
38 文部省直轄諸学校学生風紀ニ関スル注意事項 44  
39 戊申詔書 45  
40 教員検定ニ関スル規定ノ改正 46

明治四十二年〔一九〇九〕

- 41 私立明治大学学則改正願 53  
42 私立経緯学堂移転届 53

- 43 公立私立専門学校規程改正 53  
44 〔法科大学・理科大学講座改正〕 53

明治四十三年〔一九一〇〕

- 45 〔学校施設ニ付テハ民力ニ応ゼヨトノ訓令〕 54
- 46 〔学校生徒ノ飲酒取締ニ付キ訓令〕 55
- 47 〔修身教育ヲ強化シ戊申詔書聖旨ノ貫徹ヲ望ム訓令〕 56

48 明治大学学則 57

53 公立私立学校認定ニ関スル規則改正 57

49 〔私立明治大学経緯学堂名称変更願〕 84

50 〔私立明治大学学則改正願〕 85

51 甲種商業学校卒業者ノ指定ノ件 86

52 明治大学学則 88

明治四十四年〔一九一一〕

54 高等中学校令 90

55 私立中学校令改正 92

56 私立学校令改正 92

57 〔公立私立学校無試験検定学科目〕 93

58 〔普通教育ノ振興ニ当ル者ニ対スル訓令〕 96

明治四十五年〔一九一二〕

59 私立明治大学附属中学校設立認可願 97

60 〔私立明治大学分校廃止〕 100

大正元年〔一九一〇〕

61 明治大学規則 101

62 各科大学・各専門部学科及び講師 118

大正二年〔一九一三〕

63 商業夜学生募集 124

64 明治大学校外生規則 129

65 明治高等予備校校外生規則 141

66 〔私立留日支那学生高等予備学校設立願〕 144

67 〔私立留日支那学生高等予備学校設立〕 152

大正三年〔一九一四〕

71 明治大学大学予科学則 154

72 明治高等予備校規則 162

73 実業教育費国庫補助法 154

74 〔京都帝国大学ノ政治科ヲ政治経済科ニ変更〕 155

68 〔公立私立学校認定ニ関スル規則改正〕 124

69 文官任用令 125

70 公立私立学校認定ニ関スル規則改正 127

大正四年〔一九一五〕

75 文官任用令上学校認定ニ関スル件 167

大正五年〔一九一六〕

- 76 文官任用令上認定シタル学校 168  
〔大臣ヲ宮中ニ召シ、教育ノ振興ニ関スル御沙汰ヲ示ス〕 170

- 78 〔私立留日支那学生高等予備校廃止願〕 172  
79 〔各学科学年担当講師一覽〕 173

資料  
明治大学教育制度発達史稿〔3〕

渡 宮  
邊 川  
俊  
子 康  
編

## 凡 例

一、本報告集は明治大学の教育制度の変遷を史的にあとづけたものである。上段には明治大学の教育制度をとりあげ、下段には本学と直接的に関連する事項を東京府、文部省、政府等の達、告示、布達、布告等より抜粋した。あえて我が国の教育制度史的な範疇にとらわれなかった。

一、本書の史料収録は前書のとをうけ専門学校令による明治大学と改称された明治三十八年以降より、大学令による明治大学に昇格する前夜までの展開過程を追っている。

一、東京都公文書館所蔵史料のうち申請書類はすべて一件史料のため認可された年代に統一して収録した。

一、本書収録資料は「法令全書」「官報」「私立各種学校書類」「東京府達全書」「文書類纂 学事」（東京都公文書館所蔵）と本学所蔵の「明治学報」「学則」等より成っている。

一、漢字は原則的には当用漢字を使い、一部旧漢字を用いた。

一、文中資料の表題のうち、原資料にないものには便宜上その内容により作成して「」を附した。

一、資料の末尾には必ず引用資料名を注として附した。例えば

①「私立学校書類」②回議録第六類 ③明治十三年十月至十二月 ④六二・B五・六 ⑤(五十六) ⑥東京都公

文書館所蔵

①②は簿冊台帳の表題、③旧簿冊資料の集録年代、④は公文書館の分類番号、⑤は簿冊台帳の登録番号、⑥は所蔵者を示したものである。所蔵者の表記のないものは全て当室所蔵である。

一、本書はあくまで「稿本」であり、いづれ決定稿が作成されるはずである。

以 上

# ◇明治三十八年（一九〇五）

明治大学関係事項

東京府・文部省・政府関係事項

## 1 予科学友会ニ於テ文芸部設置

文芸部設置

予科学友会ニ於テ今般運動部ノ外ニ文芸部ヲ設ケ文学芸術ノ趣味ヲ増成セン為メ一定ノ課題ノ下ニ投稿ヲ募リ其秀逸佳作ヲ明治学報ニ依テ発表スルコト、セリ選者左ノ如シ

大町桂月 内海月杖 夏目漱石

田能村秋阜 吉田講師 桑原文学士

上田文学士 黒田清輝師

来四月ノ課題左ノ如シ（但三月十日ノ切）

漢詩 江南即事（七絶）

短歌 わび居 たれこめて

新体詩 春の宵  
文章

俳句 春雑題

「明治学報」第八十四号 明治三十八年三月八日発行

## 2 簡易商業学校開始

簡易商業学校

本学に於ては附属として簡易商業学校を設立し教室を錦町分校内に

## 10 判事検事登用試験・弁護士試験規則改正

司法省令第十三号

判事検事登用試験規則中左ノ通改正ス

明治三十八年四月二十五日 司法大臣 波多野敬直

第五条 判事検事登用試験ヲ受クルコトヲ得ル者ハ成年以上ノ男子

ニシテ左ニ記載シタル者ニ限ル

一 官立学校及専門学校令ニ依ル公立又ハ私立ノ学校（別科ヲ除ク）ニ於テ三学年以上法律学科ヲ修メ卒業証書ヲ有スル者

二 司法大臣ニ於テ指定シタル公立又ハ私立ノ学校ニ於テ三学年以上法律学科ヲ修メ卒業証書ヲ有スル者

三 司法大臣ニ於テ相当ト認メタル外国ノ大学校又ハ之ト同等ナル学校ニ於テ法律学科ヲ修メ卒業証書ヲ有スル者

前項第二号ハ明治四十七年七月三十一日以後卒業スル者ニハ之ヲ適用セス

第八条ノ二 試験ヲ分チテ予備試験及本試験トス

第八条ノ三 予備試験ハ受験者ノ本試験ヲ受クルニ相当ナル普通ノ学識ヲ試験スルヲ以テ目的トス

第八条ノ四 予備試験ハ左ノ科目ニ付キ之ヲ施行ス

置き簡易にして実用を主とする商業教育を授くることとし今四月より開始したり

「明治学報」第八十六号 明治三十八年四月八日発行

### 3 専門科ニ外国語選修科ヲ設置

#### 外国語科

本学は法学者商業家に外国語の須要なるを認め前学年より予科に於ける外国語教授に拡張を加へ又十数年前より専門科に外国語の随意科をも設け置きたるも恰も今回判検事及弁護士試験規則の改正により外国語の試験を課せらるゝこととなりしより更に卒業生及現在専門科学生中の応試志望者のため今回外国語選修の一科を設けたり

「明治学報」第八十八号 明治三十八年六月八日発行

### 4 明治大学ニ対スル徴兵令ノ認定範囲

文部省告示第百十五号

東京府下私立明治大学ニ対スル徴兵令上認定ノ効力ハ外国語選修科生ニ及ハス

明治三十八年七月四日

文部大臣 久保田 譲

「官報」第六六〇二号 明治三十八年七月四日

### 5 〔私立経緯学堂ニ警務科新設〕

警務科新設

#### 一 論 文

#### 二 外国語

外国語ハ英語、仏語及独語ノ中ニ就キ一種ヲ選ハシム

第八条ノ五 試験委員予備試験ノ答案ヲ調査シタル後本試験ヲ為ス

ニ足ルヘキモノト認メタルトキハ本試験ノ為メ志願者ヲ呼出スヘシ

第八条ノ六 予備試験ノ方法ハ試験委員長之ヲ定ム

第九条 本試験ハ受験者ノ専門ノ学識ヲ試験スルヲ以テ目的トシ筆

記口述ノ二様トス

司法省令第十四号

弁護士試験規則中左ノ通改正ス

明治三十八年四月二十五日

司法大臣 波多野敬直

第七条ノ二 試験ヲ分チテ予備試験及本試験トス

予備試験ニ合格シタル者ニ非サレハ本試験ヲ行ハス

第七条ノ三 予備試験ハ受験者ノ本試験ヲ受クルニ相当ナル普通ノ

学識ヲ試験スルヲ以テ目的トス

第七条ノ四 予備試験ハ左ノ科目ニ就キ之ヲ施行ス

#### 一 論 文

#### 二 外国語

外国語ハ英語、仏語及独語ノ中ニ就キ一種ヲ選ハシム

第七条ノ五 予備試験ノ方法ハ試験委員長之ヲ定ム

第八条 第一項ヲ左ノ如ク改ム

經緯学堂に於ては清国留学生の希望に依り本月より新に警務科を開設することとなり本月一日其の開班式を挙行したり来賓は清国公使、清国留学生監督、石井外務省通商局長其他数十氏あり学生八十余名亦尽る参列したり、同科章程及び講師左の如し

警務科章程

第一条 本科專為清国留学生欲研究普通警務者而設

第二条 本科以滿七箇月為修業期限於夜間教授之

第三条 本科科目及每週教授時間列表如左

自明治三十八年七月一日至明治三十九年一月三十日	
學科目	每 授 時 週 教 數
警察学大意	二
行政警察 交通警察 外人警察	二
司法警察	二
高等警察	一
消防警察	一
衛生警察	二
医業警察及救急療法	一
警務要則	一
体操	二
計	十四

以上各科目之外別択科外重要講義参酌教授

第四条 学費毎月三元以各月月初五日為繳納期限

本試験ハ受験者ノ専門ノ学識ヲ試験スルヲ以テ目的トシ筆記口述ノ二様トス

司法省令第十五号

本年施行スヘキ判事検事登用第一回試験及弁護士試験ニ於テハ外国語ノ試験ハ之ヲ行ハス

明治三十八年四月二十五日

司法大臣 波多野敬直

「官報」第六五四二号 明治三十八年四月二十五日

11 文官試験規則改正

勅令第九十一号

文官試験規則中左ノ通改正ス

第八条ノ二 左ノ各号ノ一ニ該当スル者ニ非サレハ文官高等試験ヲ

受クルコトヲ得ス

一 中学校ヲ卒業シタル者

二 専門学校令ニ基キ一般ノ専門学校入学ニ関シ試験檢定合格証

書ヲ有シ又ハ無試験檢定ヲ受クル資格ヲ有スル者

三 文官高等試験委員ニ於テ普通教育ニ関シ中学校ト同等以上ト

認ムル外国ノ学校ヲ卒業シタル者

明治三十八年以前ニ於テ中学校卒業以上ノ学力ヲ有スル者ヲ以テ入学程度トスル官立公立学校ノ入学試験ニ合格シ又ハ其ノ予備科ヲ卒業シタル者ハ前項第二号ニ準ス

第十条 予備試験ハ受験人本試験ヲ受クルニ相当ナル学識ヲ有スル

第五條 入学及退学章程以本学堂章程第六章通用之

第六條 参酌平素之勤怠及試験之成績以定修了

第七條 凡時多欠及荒廢学者不得応試

第八條 凡游歴員如有願納学费者亦得一律聴講

各学科目担任講師氏名(伊勒哈順)

医業警察及救急療法

警視庁技師 兼内務技師 薬学士 池口 慶三君

同

課視庁囑托 医学士 石川 貞吉君

警察学大意及高等警察

内務省警 保局勤務 法学士 堀田義次郎君

消防警察

警視庁消防 署第一課長 消防士 宝田 通経君

体操

東京外国語 学校助教授 土田 半六君

行政警察

警視庁勤務 法学士 名尾 良辰君

警務要則

警視庁勤務 警部 成沢 貞致君

衛生警察

内務省参事官 同衛生局兼勤 法学士 小橋 一太君

司法警察

警視庁第一 部第一課長 法学士 島田文之助君

其外尚有内務省技師、警視庁警視并他之講師数人特開科外講義

「明治学報」第八十九号 明治三十八年七月八日発行

### 6 [明治大学簡易商業学校則改正願]

進 達 願

別紙学則改正願其筋へ御進達被成下度此段相願候也

明治三十八年八月十六日

東京市神田区駿河台南甲賀町

者ト認ムヘキヤ否ヲ考試スルヲ以テ目的トス

第十一条 予備試験ハ論文試験並迅速作文及外国語試験ノ二次トシ

迅速作文ハ論文ニ関連スル文題ヲ以テ之ヲ試験シ外国語ハ英語、

仏語及独語ノ中ニ就キ予メ一種ヲ選択セシメ之ヲ試験ス

附 則

附 則

第八條ノ二及第十條ノ規定ハ明治四十二年以後、第十一条ノ規定ハ 明治三十九年以後ノ施行スヘキ文官高等試験ニ之ヲ適用ス

「官報」第六六〇〇号 明治三十八年七月一日

### 12 文官高等試験細則改正

閣令第一号

文官高等試験細則中左ノ通改正ス

明治三十八年七月一日

内閣総理大臣 伯爵 桂 太郎

第一条第一項ヲ左ノ如ク改ム

文官高等試験ヲ受ケムトスル者ハ書式ニ照シ試験願書ニ左ノ書面

ヲ添付シ公告シタル期日迄ニ文官高等試験委員長ニ差出スヘシ但

シ文官試験規則第十二條ニ該当スル者ハ第二号、第三号ノ書面及

第四号中外国語ノ種類ヲ選定シタル書面ヲ要セス別ニ同条ニ掲ク

ル学校ノ卒業証書ヲ添付スヘシ

一 履歴書

二 文官試験規則第八條ノ二ニ掲クル資格ヲ証明スヘキ卒業証

私立明治大学

校長 法学博士 岸本 辰雄 ㊦

東京府知事 男爵 千家尊福殿

前書出願ニ付奥印候也

明治三十八年八月十六日

東京市神田区長 小原八十吉 ㊦

学則改正認可按

東京市神田区駿河台南甲賀町十一番地

私立明治大学簡易商業学校

校長 法学博士 岸本 辰雄

明治三十八年八月十六日付申請私立明治大学簡易商業学校

学則改正ノ件

(認可ス)

年 月 日

知事

第二按

東京市神田区駿河台南甲賀町十一番地私立明治大学簡易商業学校校長  
法学博士岸本辰雄ヨリ学則改正ノ件願出候ニ付本日認可致候条後記

書、試験合格証書又ハ之ニ準スヘキ証明書且ツ外国ノ学校ヲ卒業シタル者ニ在リテハ当該学校ノ学科程度ヲ認知スルニ足ルヘキ書面

三 試験論文

四 文官試験規則第十一条ニ掲クル外国語ノ種類及同第十四条ニ

掲クル選択科目ヲ選定シタル書面

第三条中「登記印紙」ヲ「収入印紙」ニ改ム

第四条中「履歴書及論文」ヲ「及証書又ハ証明書ヲ除クノ外添付書類」ニ改ム

類」ニ改ム

第五条中「口述試験及迅速作文試験」ヲ「迅速作文及外国語試験」ニ改ム

ニ改ム

第七条 論文試験ヲ除クノ外筆答ヲ以テ試験スヘキ場合ニ於テハ受

験人総員ヲ一室又ハ教室ニ入レ問題ヲ付シ文官高等試験委員監視

シテ之ヲ行フ但シ受験人一人ナルトキハ文官高等試験委員二人以

上監視ス

第八条 口答ヲ以テ試験スヘキ場合ニ於テハ文官高等試験委員二人

以上列席シテ受験人一人毎ニ試問シ即時答弁ヲ為サシム

文官高等試験出願書式中「履歴書及論文(卒業証書写)」ヲ「何々

(添付書類)」ニ改ム

附則

本令中文官試験規則第八条ノ二ニ関スル事項ニ付テハ明治四十二年以後、其ノ他ニ付テハ明治三十九年以後施行スヘキ文官高等試験ニ之ヲ適用ス

「官報」第六六〇〇号 明治三十八年七月一日

修業年限ニ関スル事項及報告候也

年 月 日

知事

文部大臣宛

一 修業年限中第三項

九月十一日トアルヲ九月一日ト改ム

改正条項

一 修業年限中第三項

九月十一日トアルヲ九月一日ト改ム

一 授業及休業中休業日大祭祝日ノ次ニ左ノ一項ヲ追加ス

明治大学創立記念日（一月十七日）

一 同項夏期ノ下

九月十日迄トアルヲ八月三十一日迄ニ改ム

学則改正ノ件願

当校学則中別紙之通改正致シ来九月ヨリ実施致度候ニ付御認可被成  
下度此段相願候也

明治三十八年八月十六日

東京市神田区駿河台南甲賀町十一番地

私立明治大学簡易商業学校

校長 法学博士 岸本 辰雄 ㊦

### 13 公立私立専門学校規程改正

文部省令第十三号

明治三十六年文部省令第十三号公立私立専門学校規程中左ノ通改正  
ス

明治三十八年九月一日

文部大臣 久保田 謙

第八条ヲ左ノ如ク改ム

第八条 専門学校ニ於テ本科生徒ヲ入学セシムルハ毎年一回トス其  
ノ期間ハ三十日以内トス但シ学科課程相同シキ専門学校ニ於ケル  
生徒ノ転学ニハ本文ヲ適用セス

専門学校ノ本科第二学年以上ニ入学ヲ許スヘキ者ハ本科第一学年  
ニ入学スルコトヲ得ル資格ヲ有シ且前各学年ノ学科課程ヲ卒リタ  
ル者ト同等ノ学力ヲ有スル者タルヘシ学年級ヲ設ケタル専門学校  
ニ就キテモ亦之ニ準ス

前項入学者ノ学力ハ総テ試験ニ依リ之ヲ検定スヘシ

「官報」第六六五三号 明治三十八年九月一日

### 14 清国人ヲ入学セシムル公私立学校ニ関スル規程

文部省令第十九号

清国人ヲ入学セシムル公私立学校ニ関スル規程ヲ定ムルコト左ノ如  
シ

明治三十八年十一月二日

東京府知事 男爵 千家尊福殿

前書出願ニ付奥印候也

明治三十八年八月十六日

東京市神田区長 小原八十吉 ㊟

(改正條項同文)

「文書類纂 学事」明治三十八年

六二六・A五(十二・二〇)「東京都公文書館所蔵」

## 7 私立明治大学財団法人設立

財団法人設立

明治大学は予定の方針に依り愈々財団法人と為すこととなり去る六月三十日左の如く東京府を経て文部大臣に申請したり

申請書

今般私立明治大学を民法第三十四条に依り財団法人に相改め度候に付御許可被成下度別紙寄附行為書及財産目録相添及申請候也

明治三十八年六月三十日

東京市神田区駿河台南甲賀町十一番地

明治大学設立代表者

校長 岸本 辰雄

寄附行為

第一 目的

第一条 本財団法人ハ専門学校令ニ基キ法律政治及ヒ文学商業ニ関スル専門学ヲ教授シ併セテ当分ノ間普通学科師範科警務科等ヲ教

文部大臣 久保田 讓

清国人ヲ入学セシムル公私立学校ニ関スル規程

第一条 公立又ハ私立ノ学校ニ於テ清国人ノ入学ヲ許可セントスルトキハ其ノ入学願書ニ本邦所在ノ清国公館ノ紹介書ヲ添付セシムヘシ

第二条 公立又ハ私立ノ学校ニ於テハ清国人生徒ニ対シ本人ノ志望ニ依リ其ノ学校所定ノ学科目中一科目若ハ教科目ヲ闕カシムルコトヲ得

第三条 清国人ヲ入学セシムル公立又ハ私立ノ学校ニ於テハ其ノ教育ニ関係スル職員ノ名簿、清国人生徒ノ学籍簿、出席簿及往復書類綴ヲ備フヘシ

前項ノ学籍簿ニハ生徒ノ氏名、原籍、年令、居所、入学前ノ經歷、入学ヲ紹介シタル官庁ノ名称、官費私費ノ区別、入学転学退学ノ年月日及其ノ学年、卒業ノ年月日、転学退学ノ事由等ヲ記載スヘシ

第四条 公立又ハ私立ノ学校ニ於テ清国人生徒ノ転学又ハ退学ヲ許可セントスルトキハ其ノ願書ニ本邦所在ノ清国公館ノ承認書ヲ添付セシムヘシ

第五条 清国人ヲ入学セシムル公立又ハ私立ノ学校ニ於テハ毎年一月及七月ノ二回ニ其ノ前六箇月間ニ入学ヲ許可シタル清国人生徒ノ員数ヲ文部大臣ニ報告スヘシ

前項ノ規定ハ清国人生徒ノ転学者、退学者及卒業者ニ関シ之ヲ準用ス

授シ各学科ニ関スル圖書雜誌ヲ発行ス

## 第二 名 称

第二条 本財団法人ハ明治大学ト称ス

## 第三 事務所

第三条 本財団法人ノ事務所ハ東京市神田区駿河台南甲賀町十一番地ニ置ク

## 第四 資産ニ関スル規定

第四条 岸本辰雄齊藤孝治木下哲三郎前田孝階ヨリ寄附シタル明治大学現在ノ動産不動産一切ヲ以テ別紙目録ノ通本財団法人ノ資産トス本財団法人ノ経費ハ基本財産ヨリ生スル収入生徒ノ授業料及臨時収入ヲ以テ之ヲ支弁ス

本財団法人ノ会計年度ハ毎年九月一日ニ始マリ翌年八月三十一日ニ終ル

第五条 本財団法人ノ基本財産其他一切ノ資産ハ理事之ヲ管理シ現金ハ確實ナル銀行ニ預ケ入ル、カ又ハ有価証券ヲ買入ル、モノトス

## 第五 役員ニ関スル規定

第六条 本財団法人ニハ理事四名ヲ置キ法人ノ事務ヲ処理セシム但理事ノ内一名ハ明治大学ノ校長ヲ三名ハ学監ヲ兼ヌルモノトス理事ハ商議委員会ノ決議ニ反シテ法人ノ事務ヲ行フコトヲ得ス

第七条 本財団法人ニハ理事二名ヲ置キ事務ヲ監査セシム

第八条 本財団法人設立ノ際ハ岸本辰雄木下哲三郎前田孝階木下友三郎ノ四名ヲ理事トシ富谷銆太郎齊藤孝治ノ二名ヲ監事トス

第六条 公立又ハ私立ノ学校ニ於テ清国人生徒卒業シ又ハ之ニ退学ヲ命シタルトキハ一箇月以内ニ其ノ氏名及退学ヲ命シタル事由ヲ本人ノ入学ヲ紹介シタル清国公館ニ報告スヘシ

第七条 清国人ヲ入学セシムル公立又ハ私立ノ学校中文部大臣ニ於テ適當ト認ムルモノハ特ニ之ヲ選定シ清国政府ニ通告ス

第八条 公立又ハ私立ノ学校ニシテ前条ノ選定ヲ受ケントスルトキハ管理者又ハ設立者ニ於テ左ノ事項ヲ具シ文部大臣ニ申請スヘシ但シ特別ノ規定ニ依リ既ニ開申シ若ハ認可ヲ得タル事項ハ之ヲ省略スルコトヲ得

一 清国人教育ニ関スル沿革

二 学則中清国人教育ニ関スル規定

三 学校長若ハ学校代表者ノ履歴

四 教員ノ氏名、資格、学業経歴及分担学科目

五 清国人生徒定員及学年学級別現在員数

六 清国人生徒校外監督ノ方法

七 清国人卒業者ノ員数及卒業後ノ情况

八 清国人生徒ニ充ツル校地校舍及寄宿舎ノ図面

九 経費及維持ノ方法

十 教科書、教授用器具、器械及標本ノ目録

前項第二号及第八号ノ変更ハ文部大臣ノ認可ヲ受クヘシ

第九条 選定ヲ受ケタル公立又ハ私立ノ学校ニ於テハ清国人生徒ヲシテ寄宿舎又ハ学校ノ監督ニ属スル下宿等ニ宿泊セシメ校外ノ取締ヲナスヘシ

第九条 理事及監事ノ任免ハ商議委員会ノ決議ニ依リ之ヲ定ム

第十条 理事及監事ノ任期ヲ三ケ年トシ欠員ヲ生シタル場合ニハ商議委員会ニ於テ之ヲ選舉ス

第十一条 本財団法人ニハ商議委員十五名ヲ置キ其任期ヲ五ケ年トス

第十二条 本財団法人設立ノ際ハ侯爵西園寺公望名村泰蔵岸本辰雄  
杉村虎一齊藤孝治木下哲三郎井上正一前田孝階富谷銈太郎高木豊  
三掛下重次郎岩野新平小宮三保松木下友三郎田島義方ノ十五名ヲ  
以テ商議委員トス

商議委員ハ本財団法人ニ関スル重要ナル事項ヲ決議ス

第十三条 商議委員ニ欠員ヲ生シタルトキハ商議委員ニ於テ候補者  
ヲ指名シ商議委員会ノ決議ヲ經テ之ヲ委嘱ス

第十四条 凡テ商議委員会ノ決議ハ委員過半数ヲ以テ之ヲ決ス

#### 第六 附則

第十五条 本財団法人ノ寄附行為ハ商議委員半数以上ノ同意ニ依リ  
文部大臣ノ認可ヲ經テ変更スルコトヲ得

(別紙)

#### 財産目録 (略)

越へて七月十八日に至り東京府より左の如く七月十日許可書を伝達  
せらる

明治大学設立代表者

法学博士 岸本 辰雄

第十条 選定ヲ受ケタル公立又ハ私立ノ学校ハ他ノ学校ニ於テ性行  
不良ナルカ為退学ヲ命セラレタル清国人ヲ入学セシムルコトヲ得

ス

第十一条 文部大臣ハ必要ト認メタルトキハ吏員ヲシテ選定ヲ受ケ  
タル公立又ハ私立ノ学校ノ試験ニ立会ハシメ又ハ試験問題及其ノ  
答案ヲ査閲セシムルコトアルヘシ

前項ノ場合ニ於テ試験ノ問題又ハ方法ニ不適當ト認メタルモノア  
ルトキハ当該吏員ハ其ノ変更ヲ命スルコトヲ得

試験問題答案及成績表ハ少クとも五箇年間之ヲ保存スヘシ

第十二条 選定ヲ受ケタル公立又ハ私立ノ学校ニ於テハ毎学年終了  
後一箇月以内ニ其ノ清国人生徒ノ教育上ノ経過ヲ文部大臣ニ報告  
スヘシ

第十三条 選定ヲ受ケタル公立又ハ私立ノ学校ニシテ此規定ニ違背  
シ又ハ其ノ成績不良ナリト認メタルトキハ文部大臣ハ其ノ選定ヲ  
取消スコトアルヘシ

第十四条 本令ノ規定ニ依リ文部大臣ニ提出スヘキ書類ハ地方長官  
ヲ經由スヘシ

第十五条 本令ノ規定ハ小学校及小学校ニ類スル各種学校ニ関シ之  
ヲ適用セス

#### 附則

本令ハ明治三十九年一月一日ヨリ施行ス

「官報」第六七〇五号 明治三十八年十一月二日

本年六月三十日付申請財団法人設立の件民法第三十四条に依り許  
可す

明治三十八年七月十日

文部大臣 久保田 譲

乃ち直ちに法人登記の手續を為し七月二十四日之を了り茲に全く財  
団法人設立の事を了したり

「明治学報」第九十三号 明治三十八年九月八日発行

### 8 明治大学学則

#### 第二章 本科専門科学科目

第十九条 文学部ニ於テ教授スル学科目及ヒ学科課程左ノ如シ

学 科 目	学 年		
	第 一 学 年	第 二 学 年	第 三 学 年
国 文 学	近古文学、 学、文法、 作文	中古文学 (文学史、 中古文学、 上古文学、 今世文学、 作文)	上古文学、 中古文学、 今世文学、 作文
漢 文 学	上世文学	文学史	近世文学
外 国 文 学	近世文学 文法作文	近世文学、 文学史、 作文	近世文学
哲 学	哲学概論 心理学	倫理学、 哲学史、 教育学、	倫理学、 哲学史、 美学、 社会学、 宗 教学、 近世哲学
歴 史	国 史	西洋史	最近世界史
言 語 学			言語学大意
文学概論及 文芸評論		文学概論	文芸評論
外国語 独 英	発音、 講読、 文法、 作文	同上	同上

外国文学ハソノ志望ニヨリ英文学独逸文学ノ一ヲ択バシム外国語  
ハ英文学ヲ択ベルモノニハ独逸語ヲ独逸文学ヲ択ベルモノニハ英

語ヲ扱バンム

第三学年ニアリテハンソノ専攻ノ方針ニヨリ哲学専攻ノモノニハ国文学中ノ近世文学及ビ言語学ヲ省キ文学専攻ノモノニハ哲学中ノ哲学史及ビ近世哲学ヲ省ク

第十四章 高等予科

第二節 学科目

第九十一条 高等予科ノ学科ヲ分チテ第一学科第二学科ノ二種トス  
 第九十二条 第一学科ハ明治大学法学部政学部文学部本科ヘノ志望者ニ第二学科ハ明治大学商学部本科ヘノ志望者ニ課スルモノトス  
 第一学科第二学科ノ学科及ヒ其ノ程度其ノ毎週授業時数左ノ如シ

第一学科

学科目	学期			
	第一	第二	第三	第四
倫理	一	一	一	一
国語漢文	六	六	六	六
外国語	英一四 独一四	英一四 独一四	英一四 独一四	英一四 独一四
歴史	二東洋史	二西洋史	二西洋史	二西洋史
地理	二地文	二外国地理	二外国地理 日本地理	三外国地理 日本地理
数学	算術、幾何、代 数、三角、經濟 学、保険学等に 関する数学の応 用大意	四同	四同	四同
倫理	二大意	二同上	二同上	二同上
法学通論			二大意	二同上
時数	一	一	一	一
教授提要	実践倫理提要			

清語	二	二	二	二
合計	三三	三三	三五	三五

外国語ハ其ノ志望ニヨリテ英語独語ノ一ヲ択ハシム数学清語ハ隨意科目トス

第二学科

科目	学期毎週			
	教授時数	第一学期	第二学期	第三学期
倫理	一	実践倫理提要	一	一
国語漢文	六	講読、文法、作文	六	六
英語	一四	講読、反訳、文法、作文、会話	一四	一四
歴史	二	東洋史	二	二
地理	二	地文	二	二
数学	四	算術、幾何、代数学、三角、幾何、代数学、保険学等に関する数学の応用	四	四
博物	一	大意	一	一
物理化学	二	大意	二	二
法学通論			二	二
商業通論	二	大意	二	二
清語	二		二	二
合計	三六		三八	三八

清語ハ随意科目トス

第三節 学期及休業

第九十三条 高等予科修業年限ヲ分チテ左ノ四学期トス

第一学期 四月八日ニ起リ八月三十一日ニ終ル

第二学期 九月一日ニ起リ十二月三十一日ニ終ル

第三学期 翌年一月一日ニ起リ三月三十一日ニ終ル

第四学期 四月八日ニ起リ八月三十一日ニ終ル

第九十四条 夏期休業ハ八月一日ヨリ八月三十一日迄トス冬期休業

ハ十二月二十六日ヨリ翌年一月七日迄トス春期休業ハ四月一日ヨリ四月七日迄トス

第二学期ニ於テハ二月二十六日ヨリ同月二十八日迄ヲ学期休業トス

第四節 入学

第九十六条 高等予科本科ニ入学スルコトヲ得ル者ハ左ノ各号ノ一

ニ該当スルモノタルヲ要ス

一 中学校ヲ卒業シタル者

二 師範学校ヲ卒業シタル者

三 専門学校入学者検定規程ニ依リ試験ヲ受ケ検定合格証書ヲ有スル者

四 明治三十五年文部省告示第八十二号ニ依リ高等学校入学ノ予備試験ニ合格シタル者

五 文部大臣ニ於テ専門学校ノ入学ニ関シ中学校卒業者と同等以上ノ学力ヲ有スルモノト指定シタル者

第九十七条 高等予科別科ニ入学スルコトヲ得ル者ハ左ノ各号ノ一

ニ該当スルモノタルヲ要ス

一 徴兵令第十三条ニ依リ中学校ト同等以上ト認定セラレタル学校ヲ卒業シタル者

二 本学ニ於テ施行スル左ノ入学試験ニ及第シタル者

一倫 理

一 国語漢文

一 歴 史

一 地 理

一 数 学

一 外国語(英独ノ内一)

第九十八条 高等予科本科第二学期以上ニ入学セントスル者ハ第九十六条ノ資格ヲ具ヘ相当年令ニ達シ前各学期ノ課程ヲ卒リタル者ト同等ノ学力ヲ有スル者タルヲ要ス

前項入学者ノ学力ハ前各学期ノ程度ニ於テ其各学科目ニ就キ試験ニ依リテ検定ス

第九十九条 高等学校大学予科若クハ本学高等予科本科ト同一程度ニ於ケル専門学校予科ノ第一年又ハ第一期ノ課程ヲ修了シタル者ハ本学高等予科本科第二学期ヘ其第二年又ハ第二期ノ課程ヲ修了シタル者ハ本学高等予科本科第三学期ニ入学ヲ許ス  
前項ノ学期ハ学年ヲ設ケサル学校ノ学期ヲ云フ

#### 第八節 学 資

第一百八条 高等予科ニ入学スル者ハ入学金二円ヲ納ムヘシ聴講生亦同シ

第一百十九条 学生ハ每学期ノ始ニ於テ左ノ區別ニ從ヒ授業料ヲ前納スヘシ

第一期 金八円

第二期 金八円

第三期 金六円

第四期 金八円

前項ノ授業料ハ都合ニ依リ八月ヲ除キ毎月金二円ツ、ヲ分納スルコトヲ得

聴講生ハ八月ヲ除キ毎月金一円ヲ前納ス可シ

外国語選修科規程

第一条 外国語選修科ハ法学研究上須要ナル外国語ヲ修習セシムルヲ以テ目的トス

第二条 選修セシムヘキ外国語ハ英語独逸語ノ二種トス

第三条 選修科ハ之ヲ三学年ニ分ツ

学年ハ九月一日ニ起リ翌年八月三十一日ニ終ル

第四条 冬期休業ハ十二月二十六日ヨリ翌年一月十日迄トシ夏期休業ハ八月一日ヨリ同三十一日迄トス

第五条 選修科ノ学科課程左ノ如シ

毎週教授時數	一 学 年	毎週教授時數	二 学 年	毎週教授時數	三 学 年
一二	発音、読字、読方、 訳解、書取、習字、	一二	読方、訳解、文法、 作文、書取	一二	講読、会話、作文、

第六条 選修科ニ入学スル者ハ其学力ノ程度ニ依リ相当ノ学年ニ編入ス

第七条 選修科ニ入学ヲ請フ者ハ其志望ノ外国語ヲ記シ入学証書ニ

履歷書ヲ添ヘ差出ス可シ

第八条 選修科ノ月謝ハ金五十錢トス

第九条 明治大学學則中左ノ条項ハ外国語選修科學生ニ之ヲ準用ス

第十三条、第二十三条、第二十四条、第三十七条乃至第四十一条、第四十七条、第四十八条三号、第五十条乃至第五十二条、第六十七条

第十条 第五条ノ規定中第一学年ノ学科課程ハ当分左ノ如ク定ム

毎週教授時數	一 学 年
一 八	発音、綴字、読方、訳解、書取、文法、習字

「明治大学學則」明治三十八年九月

### 9 「分校内で文学研究会開催」

#### 文学研究会

分校内に於ける文学研究会は去九月より授業を開始せしが相應の入会者あり授業は毎日午後一時よりし目下授業の科目及び講師左の如し

文学概論	文学士	登張信一郎
英文学	同	夏目金之助
英文学	同	上田 敏
漢文学	同	桑原 隲蔵
欧洲最近史	同	隈本 繁吉

国文学 同 内海 弘蔵  
同 服部 躬治

「明治学報」第九十五号 明治三十八年十一月八日発行

## ◇明治三十九年（一九〇六）

### 15 経緯学堂の授業休止

清国留学生間に文部省令問題一たび起りしより本学堂学生も亦之に加はり去る十二月四日より遂に授業を休止するに至れり依て本学堂は爾来他の同種学校と共に再三学生に懇諭して其の誤解を解くに勉め毫も強て之を引止めさると同時に一旦誤解を悟りし昇校するに至れば亦固より依然授業を継続すべき筈と為り居れり

### 16 清国留学生の紛擾

清国留学生八千余人は文部省令を以て彼等の自由を束縛し彼等を侮辱するものなりと為し十一月末より窃に擬議する所あり十一月に入りて一斉に起て之を論じ省令にして廃撤さるゝに非ざれば尽く帰国すべしと唱へ挙つて休学するに至れり事は固より其誤解に係るも或は或者の跡押ありと云ひ種々の風説続出せしが当局者及各学校は兎に角に彼等の表面に唱ふる所の省令問題に就き其誤解なる旨を再三懇諭しつゝあり聞く所によれば政府は彼等の誤解の解くるまで該省令の施行を延期するの意あり留学生亦漸次其誤解なりしことを悟り或は帰国の無謀なるを思ひ客月末には頗る鎮静の状況に進みたり今

### 20 「法科、医科、工科、文科、理科、農科大学ノ講座改正」

朕明治二十六年勅令第九十三号中改正ノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名 御璽

明治三十九年四月四日

文部大臣 牧野 伸頭

勅令第六十八号

明治二十六年勅令第九十三号中左ノ通改正ス

法科大学ノ部「政治史」講座ノ次ニ「外交史」講座ヲ、医科大學ノ部「外科学」講座ノ次ニ「整形外科学」講座ヲ加へ「衛生学」ノ下「一講座」ヲ、「二講座」ニ、工科大学ノ部「船舶機関学」ノ下「一講座」ヲ、「二講座」ニ、「採鉱学、冶金学」ノ下「四講座」ヲ「五講座」ニ、文科大学ノ部「史学、地理学」ノ下「二講座」ヲ「三講座」ニ、理科大学ノ部「化学」ノ下「三講座」ヲ「四講座」ニ、「植物学」ノ下「二講座」ヲ「三講座」ニ、農科大学ノ部「農芸化学、化学」ノ下「二講座」ヲ「三講座」ニ改メ「植物学」講座ノ次ニ「植物病理学」講座ヲ加フ

月は多分事件水積してそれ／＼其学校に復帰するに至るならんか

「明治学報」第九十八号 明治三十九年一月八日発行

### 17 清国学生取締問題

清国学生取締に関する文部省令に付ては同学生間の大問題と為り一時同盟休校を為すに至りたるも同省令は依然として現存し時々学生間の話頭に上り動もすれば再び不穩の行動に訴へ初志を貫徹せんと意気込み居る者も少なからず旁々文部省に於ては其解決に付き目下調査中なりと云ふ

「明治学報」第一〇二号 明治三十九年五月八日発行

### 18 文学部学則改正願

進達願

別紙学則改正願其筋へ御進達被成下度相願候也

明治三十九年八月十三日

東京市神田区駿河台南甲賀町

私立明治大学

校長 法学博士 岸本 辰雄 印

東京府知事 男爵 千家尊福殿

前書出願ニ付奥印候也

明治三十九年八月十六日

東京市神田区長 小原八十吉 印

「官報」第六八二六号 明治三十九年四月五日

### 21 「法科大学講座ニ政治学、政治史ヲ加フ」

朕明治三十六年勅令第六十八号中改正ノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名 御璽

明治三十九年四月二十三日

文部大臣 牧野 伸顯

勅令第八十九号

明治三十六年勅令第六十八号中左ノ通改正ス

法科大学ノ部「統計学一講座」ノ次ニ「政治学、政治史一講座」ヲ加ヘ京都医科大学ノ部「解剖学」ノ下「二講座」ヲ「三講座」ニ改メ「外科学二講座」ノ次ニ「整形外科学一講座」ヲ加ヘ福岡医科大学ノ部「外科学二講座」ノ次ニ「皮膚病学、微生物学一講座」「精神病学一講座」ヲ「眼科学一講座」ノ次ニ「法医学一講座」、耳鼻咽喉科学一講座」ヲ加ヘ理工科大学ノ部「数学」ノ下「二講座」ヲ「三講座」ニ、「冶金学」ノ下「二講座」ヲ「三講座」ニ改ム

「官報」第六八四二号 明治三十九年四月二十四日

### 22 青年子女へ風紀頹廢セル傾向ニ付訓令

文部省訓令第一号

学生生徒ノ本分ハ常ニ健全ナル思想ヲ有シ確実ナル目的ヲ持シ刻苦精勵他日ノ大成ヲ期スルニ在ルハ固ヨリ言ヲ俟タス殊ニ戦後ノ国家

新 第十九条 文学部ニ於テ教授スル学科目及ビ学科課程左ノ如シ

学科目	学年	第一学年	第二学年	第三学年
国文学		近古文学、中古文学、国文学史	中古文学、上古文学、近世文学	上古文学
漢文学		近世文学、漢文学史	中古文学、上古文学	上古文学、小説
英文学		近世文学、英文学史	近世文学	近世文学
哲学		哲学概論、心理学	哲学史、倫理史	現代文学、美学、社会学、哲学史
歴史		国史	西洋史	最近世界史
言語学			西洋史	最近世界史
文学概論			文学概論	文学概論
文芸評論			文芸評論	文芸評論
外国語		発音、講読、文法、作文	同上	同上

旧 第十九条 文学部ニ於テ教授スル学科目及ビ学科課程左ノ如シ

学科目	学年	第一学年	第二学年	第三学年
国文学		近古文学、中古文学、文法作文	中古文学、文学史、作文	中古文学、上古文学、今世文学、作文
漢文学		近世文学	上古文学、文学史	近世文学
外国文学		近世文学、文法作文	近世文学、文学史、作文	近世文学
哲学		哲学概論、心理学	倫理学、教育学、哲学史	倫理学、哲学史、美学、社会学、宗教学、近世哲学
歴史		国史	西洋史	最近世界史
言語学			西洋史	最近世界史
文学概論			文学概論	文学概論
文芸評論			文芸評論	文芸評論
外国語		発音、講読、文法、作文	同上	同上

外国文学ハ其ノ志望ニヨリ英文学独逸文学ノ一ヲ択ハシム  
 外国語ハ英文学ヲ択ハルモノニハ独逸語ヲ独逸文学ヲ択ベルモノ  
 ニハ英語ヲ択バシム

ハ将来ノ国民ニ期待スル所益々多ク今日ノ学生生徒タル者ハ其ノ責  
 任一層ノ重キヲ加ヘタルヲ以テ各々学業ヲ励ミ一意専心其ノ目的ヲ  
 完ウスルノ覚悟ナカルヘカラス

然ルニ近来青年子女ノ間ニ往々意氣銷沈シ風紀頹廢セル傾向アルヲ  
 見ルハ本大臣ノ憂慮ニ堪ヘサル所ナリ現ニ修学中ノ者ニシテ或ハ小  
 成ニ安シ奢侈ニ流レ或ハ空想ニ煩悶シテ処世ノ本務ヲ閑却スルモノ  
 アリ甚シキハ放縱浮靡ニシテ操行ヲ紊リ恬トシテ恥チサル者ナキニ  
 アラス斯ノ如キハ家庭ノ監督其ノ方ヲ誤リ学校ノ規程漸ク弛緩セル  
 ノ致ス所ニシテ今ニ於テ蔽ニ戒慎ヲ加フルニアラスンハ禍害ノ及フ  
 所実ニ測リ知ルヘカラス

社会一部ノ風潮漸ク輕薄ニ流レムトスルノ兆アルニ際シ青年子女ニ  
 対スル誘惑ハ日ニ益々多キヲ加ヘムトス就中近時発刊ノ文書圖書ヲ  
 見ルニ或危激ノ言論ヲ掲ケ或ハ厭世ノ思想ヲ説キ或ハ陋劣ノ情態ヲ  
 描キ教育上有害ニシテ断シテ取ルヘカラサルモノ尠シトセス故ニ学  
 生生徒ノ閲読スル図書ハ其ノ内容ヲ精査シ有益ト認ムルモノハ之ヲ  
 勸奨スルト共ニ苟モ不良ノ結果ヲ生スヘキ虞アルモノハ学校ノ内外  
 ヲ問ハス蔽ニ之ヲ禁遏スル方法ヲ取ラサルヘカラス

又頃者極端ナル社会主義ヲ鼓吹スルモノ往々各所ニ出沒シ種々ノ手  
 段ニ依リ教員生徒等ヲ誑惑セムトスル者アリト聞ク若シ夫レ斯ノ如  
 クシテ建国ノ大本ヲ藐視シ社会ノ秩序ヲ紊乱スルカ如キ危険ノ思想  
 教育界ニ伝播シ我教育ノ根柢ヲ動カスニ至ルコトアラハ国家将来ノ  
 為メ最モ寒心スヘキナリ事ニ教育ニ当ル者宜シク留意戒心シテ矯激  
 ノ僻見ヲ斥ケ流毒ヲ未然ニ防クノ用意ナカルヘカラス

「文書類纂 学事」明治三十九年六二七・B五・二十四（二十二）

（東京都公文書館所蔵）

19 〔文学部授業開始〕

文科開始

本学に於ては愈々本学年より予定の如く文学部を増設し左の如く其の授業を開始したり

- |      |      |       |    |
|------|------|-------|----|
| 哲学概論 | 文学士  | 深田    | 庚算 |
| 漢文学  | 文学士  | 桑原    | 隲蔵 |
| 同    | 文学士  | 鈴木    | 虎雄 |
| 国文学  | 文学士  | 内海    | 弘蔵 |
| 同    | 文学士  | 服部    | 躬治 |
| 文学概論 | 文学士  | 登張信一郎 |    |
| 心理学  | 文学博士 | 福来    | 友吉 |

〔明治学報〕第一〇七号 明治三十九年十月八日発行

◇明治四十年（一九〇七）

23 〔私立明治高等予備校設置願〕

私立学校設立認可

東京市神田区三崎町二丁目十二番地

法学博士 岸本 辰雄 印

明治四十年二月二十日付願私立明治高等予備校設立ノ件認可ス

（四十）年（三）月（十一）日

本大臣ハ国運ニ照シ時弊ニ鑑ミ特ニ茲ニ訓示ス教育ノ当局者及ヒ学校長教員等ハ克ク本大臣ノ旨ヲ体シ父兄保護者ト協心戮力シテ風紀ヲ振肅シ元氣ヲ作興スルニ努メ学生生徒ハ自ラ修メ己ニ克チテ学業ヲ成就スルニ專ニシテ上下胥ヒ率キ以テ教育ノ効果ヲ完ウセムコトヲ期スヘシ

明治三十九年六月九日

文部大臣 牧野 伸顕

〔官報〕第六八八二号 明治三十九年六月九日

28 〔法科、医科、工科、文科、理科、農科ノ各大学講座改正〕

朕明治二十六年勅令第九十三号中改正ノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名 御璽

明治四十年四月二十三日

内閣総理大臣 候爵西園寺公望

知事

(理由)

設立者、経費維持ノ方法、校舎、学則等不都合無之モノト被認候  
条本按相伺候也

各種学校設立願

今回高等諸学校ニ入学スル者ノ為メニ必須ナル高等ノ普通教育ヲ授  
クルノ目的ヲ以テ左記各号ニ依リ各種学校ヲ設立致度候間御認可被  
成下度此段奉願候也

一名 称 私立明治高等予備校

一位 置 東京市神田区錦町三丁目十番地

私立明治大学分校構内

一 経 費 別紙ノ通

一 学生定員 五百人

一 学 則 別冊ノ通

以上

明治四十年二月二十日

東京市神田区三崎町二丁目十二番地

設立者

法学博士 岸本 辰雄 印

東京府知事 男爵 千家尊福殿

前書出願ニ付奥印候也

明治四十年二月二十一日

東京市神田区长 小原 八十吉 印

勅令第五百十三号

明治二十六年勅令第九十三号中左ノ通改正ス

法科大学ノ部「民事訴訟法 一講座」ヲ「民事訴訟法、破産法 二  
講座」ニ、「経済学、財政学 三講座」ヲ「経済学 四講座」ニ改メ  
其ノ次ニ「財政学 一講座」ヲ加ヘ医科大学ノ部「薬学」ノ次ニ  
「薬品製造学 一講座」ヲ加ヘ工科大学ノ部「応用化学」ノ下「三  
講座」ヲ「四講座」ニ、「採鉱学、冶金学 五講座」ヲ「採鉱学  
二講座」ニ改メ其ノ次ニ「冶金学 三講座」ヲ加ヘ文科大学ノ部  
「英語学、英文学」ノ下「一講座」ヲ「二講座」ニ、「理科大学ノ部  
「理論物理学」ノ下「一講座」ヲ「二講座」ニ改メ農科大学ノ部  
「農政学、経済学」ノ次ニ「水産学 三講座」ヲ、其ノ次ニ「水産  
海洋学 一講座」ヲ加フ

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

「官報」第七一四二号 明治四十年四月二十四日

29 「文部省令第十号（明治三十三年）教員検定規程改正」

文部省令第十三号

明治三十三年文部省令第十号教員検定ニ関スル規程中左ノ通改正ス

明治四十年四月二十五日

文部大臣 牧野 伸顯

第二条第一項中「家事及裁縫」ヲ「家事 裁縫」ニ改ム

同条第二項中「算術代数幾何、三角法」ヲ「算術代数幾何三角法」

文部大臣 牧野 伸顯

私立明治高等予備校字則

第一章 総 則

第一条 本校ハ高等ノ諸学校ニ入学スルニ必須ナル高等ノ普通教育ヲ授ク

第二条 本校ノ修業年限ハ一ケ年三ケ月トス

第三条 本校ノ学科ヲ卒業シタル者ニハ卒業証書ヲ授与ス

第四条 本校ノ生徒定員ハ五百人トス

第五条 授業ハ午前八時ヨリ午後四時ノ間ニ於テ行フ

第二章 学科課程

第六条 本校ノ学科課程及ビ其毎週授業時数左ノ如シ

学科目	学期			
	第一学期	第二学期	第三学期	第四学期
倫理	一 実践倫理提要	一 同上	一 同上	一 同上
国語漢文	六 講読、文法、作文	六 同上	六 同上	六 同上
外国語英独	一 四 講読、反訳、文法、作文、会話	同上	一 四 同上	一 四 同上
数学	七 算術、代数、幾可、三角	七 同上	七 同上	七 同上
地理	二 日本地理、外国地理	二 同上	二 同上	二 同上
歴史	二 日本史、西洋史	二 同上	二 同上	二 同上
物理	二 大意	二 同上	二 同上	二 同上
化学	一 大意	一 同上	一 同上	一 同上
博物	一 大意	一 同上	一 同上	一 同上
図画	一 用器画	同上	同上	同上
合計	三七	三七	三七	三七

ニ、「四部」ヲ「三部」ニ改メ「図画ハ毛筆画用器画、鉛筆画用器画ノ二部ニ家事及裁縫ハ家事、裁縫ノ二部ニ」ヲ削ル  
 同条第三項中「三角法ハ算術代数幾何ニ」ヲ削リ「解析幾何ハ」ノ下ニ「算術代数幾何」ヲ加フ

第六条 左ノ各号ノ一ニ該当スル者ニ試験検定ヲ受クルコトヲ得

一 中学校ヲ卒業シタル者

二 修業年限四箇年以上ノ高等女学校ヲ卒業シタル者

三 専門学校入学者検定規程ニ依ル試験検定ニ合格シタル者

四 専門学校入学者検定規程第八條第一号ニ依リ一般ノ専門学校

入学ニ関シ指定ヲ受ケタル者

五 小学校本科正教員ノ免許状ヲ有スル者

六 明治四十二年二月以前ニ於テ教員免許令ニ依リ授与セラレタル教員免許状ヲ有スル者

第六条ノ二 前条ノ外左ノ各号ノ一ニ該当スル者ハ某学科目ニ限り試験検定ヲ受クルコトヲ得

一 英語科、仏語科、独語科ニ在リテハ外国ニ於テ師範学校、中学校、高等女学校ニ準スヘキ学校ヲ卒業シタル者

二 数学科、物理及化学科、博物科ニ在リテハ文部大臣ニ於テ適當ト認定シタル学校ヲ卒業シタル者

三 裁縫科ニ在リテハ高等女学校ニ於ケル修業年限三箇年以上ノ技芸専修科ヲ卒業シタル者

四 農業科ニ在リテハ徵兵令第十三條ニ依リ中学校ト同等以上ト認定セラレタル甲種農業学校ヲ卒業シタル者

但事宜ニヨリテハ学科課程及毎週授業時数ヲ変更スルコトアルベシ

### 第三章 学期及休業

第七条 本校ノ修業年限ヲ分チテ左ノ四学期トス

第一期 四月一日ニ起リ八月三十一日ニ終ル

第二期 九月一日ニ起リ十二月三十一日ニ終ル

第三期 翌年一月一日ニ起リ三月三十一日ニ終ル

第四期 四月一日ニ起リ六月三十日ニ終ル

第八条 春期休業ハ四月一日ヨリ四月七日マデ

夏期休業ハ八月一日ヨリ八月三十一日マデ

冬期休業ハ十二月二十六日ヨリ翌年一月七日マデトス

第九条 日旺日大祭祝日明治大学記念日(一月十七日)ハ休業トス

### 第四章 入学

第十条 本校ニ入学スルコトヲ得ル者ハ中学校卒業生及ビ之ト同等ノ学力ヲ有スルモノニ限ル

第十一条 前条ノ資格ナキモノニシテ明治高等予備校ノ各学科ノ講

義ヲ聴カントスルモノハ聴講生トシテ入学スルコトヲ得

但各学科ノ講義ヲ聴講シ得ル学力アル者ニ限ル

第十二条 入学ハ毎学期ノ始ニ於テ之ヲ許ス

第十三条 本校ニ入学セントスル者ハ学業履歴書ヲ学務課ニ差出シ

テ許可ヲ受クベシ

五 商業科ニ在リテハ徴兵令第十三条ニ依リ中学校ト同等以上ト

認定セラレタル甲種商業学校ヲ卒業シタル者

六 手工科ニ在リテハ徴兵令第十三条ニ依リ中学校ト同等以上ト

認定セラレタル工業学校ヲ卒業シタル者

第八条中「程度ヲ標準トシ」ノ下ニ「教育ノ大意及」ヲ加フ

第十一条 国語及漢文科、数学科、図画科ノ試験検定ヲ受ケタル者

ニシテ国語及漢文科ニ在リテハ国語、漢文ノ一、数学科ニ在リテ

ハ算術代数幾何、図画科ニ在リテハ毛筆画用器画、鉛筆画用器画

ノ一ニ関シ成績佳良ナルトキハ教員検定委員会会長ハ其ノ部分ノ

成績ニ関シ証明書ヲ授与スヘシ

前項ノ証明書ヲ受ケタル者ニシテ更ニ同一学科目ニ就キ試験検定

ヲ出願シタルトキハ其ノ証明書ニ記載シタル部分ノ試験ヲ省ク

### 附則

本令ハ明治四十二年三月一日ヨリ之ヲ施行ス

左ノ各号ノ一ニ該当スル者ハ第六条ノ規定ニ拘ラス試験検定ヲ受ク

ルコトヲ得但シ第一号ニ該当スル者ニ関シテハ本令施行後三箇年間

ニ限ル

一 本令公布ノ際現ニ師範学校、中学校又ハ高等女学校ノ教員ノ

職ニ在ル者

二 前号ニ該当スル者ニシテ試験検定ヲ受ケ教員免許状ヲ授与セ

ラレタル者

「官報」第七一四三号 明治四十年四月二十五日

学業履歷書（雛形）

何府県何市郡何町村大字何何番地

華士族平民

誰 某  
生 年 月 日

学 業

一 何年何月 何小学校入学

一 何年何月 何小学校卒業

一 何年何月 何中学校入学

一 何年何月 何中学校卒業

一 何年何月 何校又ハ何某ニ就キ何学修業

一 其他何々

賞 罰

一 何々

明治何年何月何日

右

何 某 印

第十四条 入学ノ許可ヲ得タル者ハ保証人連署ノ上本校所定ノ入学

証書ヲ差出ス可シ

入学証書（本証用紙ハ学務課ヨリ交付ス）

拙者儀今般御校へ入学ノ御許可ヲ得候ニ付テハ在学中御学則  
堅ク相守リ可申候仍テ証書如斯ニ候也

本籍族及身分

30 京都帝国大学法科大学ニ法律学科・政治学科設置

文部省令第十六号

京都帝国大学法科大学ニ法律学科及政治学科ヲ置ク

本令ハ明治四十年九月十一日ヨリ之ヲ施行ス

明治四十年五月十八日

文部大臣 牧野 伸頭

31 公立私立実業学校教員資格ニ関スル規程ヲ定ム

文部省令第二十八号

明治三十二年勅令第二十九号実業学校令第十五条ニ基キ公立私立実業学校教員資格ニ関スル規程ヲ定ムルコト左ノ如シ

明治四十年九月二十一日

文部大臣 牧野 伸頭

公立私立実業学校教員資格ニ関スル規程

第一条 左ノ各号ノ一ニ該当スル者ハ実業学校ノ教員タルコトヲ得

一 学位ヲ有スル者

二 帝国大学分科大学卒業業者又ハ官立学校ノ卒業業者ニシテ学士ト

称スルコトヲ得ル者

三 文部大臣ノ指定シタル者

四 文部大臣ノ認可シタル者

第二条 地方長官ニ於テ認可シタル者ハ其ノ道府県ニ於ケル実業補

明治 年 月 日 現住所

誰

生年 某印  
年月 日

右ノ者儀今般御校へ入学ノ御許可ヲ得候ニ就テハ在学中御校則相守ラセ候ハ勿論本人の身上ニ関スル一切ノ事件ハ拙者ニ於テ引受可申殊ニ御校へ可納金員延滞致候節ハ直ニ弁償可仕候仍テ保証如斯候也

現住所

保証人 誰

生年 某  
年月 日

私立明治高等予備校長某殿

第十五条 保証人ハ東京市内ニ在住シテ一家計ヲ立テ身元確實ナル成年ノ戸主タルコトヲ要ス

#### 第五章 在学及退学

第十六条 疾病其他止ムヲ得ザル事故ニ由リ登校スルコト能ハザル時ハ其事由ヲ記シ保証人ノ連署シタル闕席届ヲ差出スベシ

第十七条 学生退学セントスル時ハ其事由ヲ詳記シ保証人連署シテ許可ヲ受クベシ

第十八条 本校規則及ビ告示ニ背キ其他学生タル本分ニ違ヒタルモノハ停学若クハ退学ヲ命ズベシ

#### 第六章 試験

第十九条 毎学期ノ終リニ試験ヲ行フ

習学校ノ教員タルコトヲ得

第三条 第一条又ハ第二条ノ認可ヲ受ケントスル者ハ其ノ従事セントスル学校ノ種類程度学科竝ニ担任ノ学科目ヲ記載シタル願書ニ履歴書ヲ添ヘ当該官庁ニ申請スヘシ

第四条 特別ノ必要アルトキハ公立実業学校ニ在リテハ地方長官、私立実業学校ニ在リテハ設立者ニ於テ第一条又ハ第二条ノ資格ヲ有セサル者ヲ教員トシテ採用スルコトヲ得

前項ニ依リ採用シタル教員ハ公立実業学校ニ在リテハ教諭、助教諭、訓導又ハ准訓導ト称スルコトヲ得ス

第五条 徒弟学校及実業補習学校以外ノ実業学校ニ於テ第一条ノ資格ヲ有セサル教員ノ数之ヲスル教員二分ノ一ヲ超過スル場合及徒弟学校ニ於テ第一条ノ資格ヲ有セサル教員ノ数之ヲ有スル教員ニ超過スル場合ニハ公立実業学校ニ在リテハ地方長官、私立実業学校ニ在リテハ設立者ニ於テ文部大臣ノ認可ヲ受クルコトヲ要ス

前項ニ依リ認可ヲ受ケントスルトキハ当該学校現在教員ノ氏名、履歴、資格、従事ノ学科、担任ノ学科目及詳細ナル事由ヲ記載シタル書類ヲ添付スヘシ

実業補習学校ニ於テ前条第一項ニ依リ採用スル教員数ノ制限ニ関シテハ地方長官ノ定ムル所ニ依ルヘシ

第六条 本令ニ依リ文部大臣ニ提出スヘキ書類ハ地方長官ヲ經由スヘク地方長官ハ其ノ意見ヲ具スヘシ

第七条 本令ハ実業専門学校ニ関シテハ之ヲ適用セス

#### 附則

卒業ハ各学期試験ノ成績ニ依テ之ヲ定ム

### 第七章 學 費

第二十条 授業料ハ八月ヲ除クノ外一ヶ月金二円五十錢トス聽講生又同ジ

但授業料ハ毎月五日迄ニ納付スベシ

第二十一条 本校ハ入学金ヲ徴収セズ

### 第八章 賞 罰

第二十二条 学生賞罰ニ関スル事項ハ別ニ之ヲ定ム

### 第九章 職 制

第二十三条 本校ニ左ノ職員ヲ置ク

校 長

学 監

事務員

第二十四条 校長ハ校務ヲ統轄ス

学監ハ校長ヲ補佐シ風紀ヲ監督シ校長事故アルトキハ之ヲ代理ス

事務員ハ校長及学監ノ命ヲ承ケ庶務ニ従事ス

私立明治高等予備校予算（一ヶ年）

収 入

一金一万一千円也 収入総額

但学生平均四百人、一人一ヶ月授業料二円五十錢ノ割ニテ十一ヶ月分

支 出

一金六千九百二十参円也 支出総額

第八条 本令ハ明治四十一年四月一日ヨリ施行ス

第九条 本令公布ノ際現ニ公立実業学校ノ教諭、助教諭又ハ訓導ノ職ニ在リテ第一条又ハ第二条ノ資格ヲ有セサル者ニ対シテハ第四条第二項ノ規定ヲ適用セス

第十条 本令公布ノ際現ニ実業学校ノ教員タル者ハ第一条又ハ第二条ノ資格ヲ有セサルモ引続キ同一学校ニ在職スル場合ニ限り本令施行ノヨリ一箇年間第五条ノ關係ニ於テ第一条又ハ第二条ノ資格ヲ有スル教員ノ数ニ算入ス

「官報」第七二七一号 明治四十年九月二十一日

### 32 公立私立実業学校教員資格ノ指定者

文部省告示第二百四十八号

明治四十年文部省令第二十八号公立私立実業学校教員資格ニ関スル規程第一条第三号ニ依リ指定スルコト左ノ如シ

明治四十年九月二十一日

文部大臣 牧野 伸顯

一 実業学校ノ教員タルコトヲ得ル者左ノ如シ

帝国大学分科大学選科修了者

官立公立実業専門学校本科卒業者

東京高等工業学校本科卒業者但シ明治三十六年四月以前ノ卒業者トス

元東京工業学校本科卒業者

元東京職工学校本科卒業者

東京高等工業学校附設工業教員養成所本科卒業者

内 訳

金四千九百九十五円

講師車料

金八百六十四円

事務員俸給

金百九十二円

小使給料

金参百七十二円

薪炭、通信、其他雑費

金五百円

広告費

差 引

金四千〇七十七円也

残 額

前記予算トシテ収入ノ支出ニ及バザルトキハ設立者ニ於テ之ヲ負担ス

(私立明治大学分校敷地及校舎平面図略ス)

教室使用別

高等予科

午前八時ヨリ午後二時迄

一、三、四

午後二時ヨリ午後四時迄

二、五

経緯学堂

午前八時ヨリ午後三時迄

七、八、九、十、十一

簡易商業学校

午後七時ヨリ午後九時迄

三、七、九、十

明治高等予備校

午前八時ヨリ午後二時迄

二、五、六

午後二時ヨリ午後四時迄

一、三、四、十、十一

以上

元東京工業学校機械工芸部特別生ノ課程修了者

大阪高等工業学校卒業者但シ明治三十六年四月以前ノ卒業者トス

元大阪工業学校卒業者

東京帝国大学農科大学実科卒業者

東京帝国大学農科大学乙科卒業者

東京帝国大学農科大学附属農業教員養成所卒業者但シ明治四十年三月以前ノ

卒業者ニ在リテハ卒業ノ成績卒業者中首位ヨリ起算シ全数ノ四分ノ一二至ル迄ノ席次ヲ有スル者ニ限ル

東北帝国大学農科大学実科土木工学科林学科水産学科卒業者

元札幌農学校土木工学科卒業者但シ明治三十六年四月以前ノ卒業者トス

元札幌農学校森林科卒業者

農商務省所管蚕業講習所本科卒業者

農商務省所管水産講習所本科卒業者

東京高等商業学校卒業者但シ明治三十六年四月以前ノ卒業者トス

元高等商業学校卒業者

元東京商業学校卒業者

東京高等商業学校附設商業教員養成所卒業者

元高等商業学校附属主計学校卒業者

通信省所管商船学校卒業者但シ簡易科卒業者及別科卒業者ヲ除ク

甲種二等運転士又ハ一等機関士以上ノ海技免状ヲ有スル者

師範学校中学校又ハ高等女学校ノ教員免許状ヲ有スル者

元高等中学校卒業者

高等学校卒業者

以上ノ外高等予備校ハ或ル学科目ニ依リテハ高等予科ノ講堂ニ於テ同一ノ教授ヲ行フコトアルベキ見込

私立学校設立認可

文部大臣へ報告

府下東京市神田区三崎町二丁目十二番地法学博士岸本辰雄ヨリ私立明治高等予備校ヲ同市神田区錦町三丁目十番地へ設置之件認可願出ニ付本月十一日認可ヲ与へ候条別紙事項及報告候也

年 月 日

知事

文部大臣宛

(別紙事項)

- 一 修業年限
- 一 学科課程 (別紙学則ヨリ抜抄)
- 一 入学資格

「文書類纂」明治四十年六二七・D五・一 (十三)

「東京都公文書館所蔵」

## 24 〔私立明治高等予備校授業開始〕

明治高等予備校

分校内に設置したる同校は四月十日より授業を開始したるが是れ入学者頗る多し

「明治学報」第一一四号 明治四十年五月八日発行

官立公立専門学校卒業者

千葉医学専門学校卒業者 但シ明治三十六年四月以前ノ卒業者トス

仙台医学専門学校卒業者 但シ明治三十六年四月以前ノ卒業者トス

岡山医学専門学校卒業者 但シ明治三十六年四月以前ノ卒業者トス

金沢医学専門学校卒業者 但シ明治三十六年四月以前ノ卒業者トス

長崎医学専門学校卒業者 但シ明治三十六年四月以前ノ卒業者トス

東京外国語学校本科卒業者 但シ明治三十六年四月以前ノ卒業者トス

東京美術学校本科卒業者 但シ明治三十六年四月以前ノ卒業者トス

東京美術学校元特別ノ課程履修者

東京美術学校図画講習科卒業者

東京音楽学校本科卒業者 但シ明治三十六年四月以前ノ卒業者トス

元高等師範学校附属音楽学校本科卒業者

元東京音楽学校本科卒業者

学習院高等学科卒業者

神宮皇学館本科卒業者

私立日本体育会体操学校高等本科卒業者

実業学校ノ予科ノ学科目ヲ担任スル教員及甲種程度ノ実業学校ヨリ低度ノ実業学校ノ教員タルコトヲ得ル者左ノ如シ

東京高等工業学校附設工業教員養成所速成科卒業者

東京帝国大学農科大学附属農業教員養成所卒業者

農商務省所管水産講習所依託水産教員養成科卒業者

小学校本科正教員、小学校専科正教員又ハ小学校准教員ノ免許

25 「私立経緯学堂学則改正認可願」

私立学校学則改正之件

文部大臣へ報告

府下東京市神田区錦町私立経緯学堂ヨリ学則中改正之件認可願出候ニ付本月三日認可ヲ与へ候条別紙事項及報告候也

年 月 日

知事

文部大臣 宛

別紙事項

- 一 修業年限
- 一 入学資格（別紙学則ヨリ抜抄）
- 一 学科課程

私立学校学則改正認可按

東京市神田区錦町

私立経緯学堂設立者

法学博士 岸本 辰雄 印

明治四十年五月八日付願其ノ校学則改正ノ件認可ス

年 月 日

知事

認可願

今回本学堂章程改正仕度候ニ付御認可被下度別冊現在及改正ノ章程相添ニ此段相願候也

状ヲ有スル者

「官報」第七二七一号 明治四十年九月二十一日

33 公立私立学校認定ニ関スル規則ノ改正

文部省令第三十三号

明治三十二年文部省令第三十四号中左ノ通改正ス

明治四十年十一月六日

文部大臣 男爵 牧野 伸顯

第一条第一項ニ左ノ二号ヲ加へ第一号以下順次繰下ク

- 一 名称
- 二 位置

第四条第一項中「認定ヲ受ケタル学校ニ於テ」ノ下ニ「名称、位置」ノ四字ヲ加フ

「官報」第七三〇八号 明治四十年十一月六日

明治四十年五月八日

私立経緯学堂校長

岸本辰雄 ㊟

東京府知事 男爵 千家尊福殿

前書出願ニ付奥印候也

明治四十年五月八日

東京市神田區長 小原 八十吉 ㊟

私立経緯学堂章程改正要点

今般別冊本学堂章程改正致候ニ付改正要点左之通り候也

- 一、従来章程ニハ普通部及専門部ノ別ナキモ改正章程ニハ之ヲ兩部ニ分チタリ之ヲ普通科ニアリテハ日語ヲ主トシタル予備教育ヲ本旨トナシタルモ専門部ニアリテハ卒業後直ニ既修ノ学業ヲ実地ニ応用スベキモノナルカ故ニ学修者ノ年令志望ニ於テ大差アリ故ニ之ヲ兩部ニ分ケタリ
- 二、従来章程ニハ普通科ノ修業年限ヲ二ケ年トスルモ清韓人教育ノ經驗ニ徴スルニ短年月ニテ充分ノ効果ナキ故改正章程ニハ三ケ年トセリ
- 三、従来規則ニハ師範科ノ設ケナキモ清國ノ現状ニ鑑ミ之ヲ設ケタリ師範科ノ課程最初ノ二ケ年ハ全ク普通科ト同シケレバ教育上便宜ノ為メ普通部ニ置キタリ
- 四、従来章程ニハ高等科及ヒ日語法學警務ニ関スル速成科ノ規定シタルモ其必要ナキニ付キ之ヲ省ケリ
- 五、本学堂經營上ノ都合ニ依リ寄宿者ハ当分廃止セルニ付改正章程

ニハ寄宿舎ニ関スル事項ハ削除セリ

六、其他名称宗旨ノ章ヲ改メテ総則ノ章ヲ設ケ生徒ノ定員學堂ノ設置地ヲ示シタル等ナリ

### 私立経緯學堂章程

#### 第一章 総 則

第一条 本學堂ハ私立明治大學ノ創立スル所ニ係リ私立経緯學堂ト稱ス

第二条 本學堂ハ東亜先聖ノ大道ヲ經トシ西洋風凡ノ學術ヲ緯トシ以テ清韓兩國ノ子弟ノ我國ニ來遊スル者ヲ容受教育シ互ニ心志ヲ聯絡シテ同文諸國ノ隆盛ヲ裨補スルコトヲ宗旨トス

第三条 本學堂ハ普通部及専門部ニ分チ普通部ニ普通科及師範科ヲ置キ専門部ニ警務科ヲ置ク

第四条 普通部ハ東京市神田区錦町三丁目十番地私立明治大學分校内ニ設置シ専門部ハ東京市神田区駿河台南甲賀町十一番地私立明治大學内ニ設置ス

第五条 普通部ノ生徒定員ハ五百名トシ専門部ハ五百名トス

#### 第二章 肄業年限

第六条 普通科及師範科ノ肄業年限ヲ三ケ年トシ普通科ニ在リテハ倫理、日語及普通学科ヲ教授シ師範科ニ在ツテハ普通学科並ニ師範教育ニ関係アル学科ヲ教授ス

第七条 警務科ハ之ヲ予科本科ニ分チ予科ノ肄業年限ヲ一ケ年トシ本科ノ肄業年限ヲ一ケ年或ハ二ケ年トシ日語、警察學及警察ニ関係アル法學ヲ教授ス

第三章 学年学期授業及放假

第八条 本学堂ハ一曆年ヲ一学年ト定メ毎年四月及九月ヲ学年ノ初  
トス

第九条 一学年ヲ分チテ三学期トナス第一期ハ九月十一日ニ起リ  
十二月三十一日ニ至リテ止ミ第二期ハ一月初一日ヨリ三月三十  
一日至リテ止ミ第三期ハ四月初一日ヨリ九月十日ニ至リテ止ム

第十条 普通部ノ授業時間ハ毎日午前八時ヨリ午後五時マテトシ専  
門部ノ授業時間ハ毎日午後五時ヨリ午後九時マテトス  
但シ日ノ長短ニヨリテ変更スルコトアルベシ

第十一条 本学堂例定ノ休日左ノ如シ

- 一、日曜日
- 一、日清韓国例定国祭日
- 一、秋季春季积尊日
- 一、本学堂創立記念日
- 一、冬季休業 自十二月二十五日至翌年一月初七日
- 一、春季休業 自四月初一日至四月初七日
- 一、夏季休業 自七月二十日至九月初十日

第四章 学科課程及授業時数

第十二条 本学堂ノ学科課程及毎週授業時数左ノ如ク之ヲ定ム

普通科第一学年

倫理	学科		時数	倫理綱要	時数	時数	時数
	第一学期	第二学期					
一	同上	同上	一	同上	一	一	一

普通科第二学年

学科	第一学期		第二学期		第三学期	
	科目	時数	科目	時数	科目	時数
日語	讀法、文法、會話	二〇	同上	一八	同上	一八
地理歴史	地理初歩	二	地理初歩及歴史初歩	二	世界地理歴史	二
数学			算術	四		四
博物			動物・植物	二		二
図画	自在画	二	同上	二		二
唱歌	単音	二	同上	二		二
体操	普通体操 兵式体操	三	同上	三		三
合計		三〇		三四		三四

普通科第三学年

学科	第一学期		第二学期		第三学期	
	科目	時数	科目	時数	科目	時数
倫理	倫理綱要	一	同上	一		一
日語	讀法、文法、會話	二	同上	二	講讀、會話、文法	二
英語	發音、綴字、會話、文法、書取	五	同上	五	會話、文法、書取	五
地理歴史	世界歴史、地理	二	同上	二		二
数学	算術、代数	四	幾何、代数	四		四
博物	動物、植物	三	同上	三		三
物理化学	物理、化学	二	同上	二		二
図画	自在画	一	同上	一	用器画	一
体操	兵式体操	三	同上	三		三
合計		三三		三三		三三

師範科第三学年（師範科第一学年及第二学年ノ課程ハ普通科第一学年及第二学年ニ同シ）

学科	学期	
	第一学期	第二学期
日語	講読 作文 會話	八同上
英語	讀方 作文 會話 解書	一〇同上
地理歴史	世界歴史 地理	二同上
数学	幾何代数	四幾何三角法
物理化学	物理化学	四同上
法制經濟	法制	二法制經濟
体操	兵式体操	三同上
合計		三三三

学科	学期	
	第一学期	第二学期
西洋倫理	倫理原論及倫理史	一同上
教育學	教育學原論 東洋及西洋教育史	六同上
論理學	大意	四同上
學校制度	日本教育制度 ヲ主トス	二同上
學校管理法	普通學校管理法	二同上
教授法	理論及実地	二同上
地文學		二同上
音樂		二單音及複音
博物	動物 植物	三
合計		三三三

物理	化学	物理	数学	代数	几何	三角	三
物理	化学	物理	代数	几何	三角	三	三
法制	經濟	大意	四	代	幾	何	三
圖	画	自在画	二	同	上	二	二
日	語	講読	二	同	上	二	二
日	文	文法	三	同	上	三	三
体	操	兵式体操	二	同	上	二	二
合	計		三三	三三	三一	三一	三一

第三学期ニ於テ教授時間外ニ各学校図書館博物館等ヲ參觀セシム  
警務予科（一箇年畢業）

教科	学期	第一期	時数	第二期	時数
日語		語法 讀法 會話 書取	一八	同上及改法	十八
地理歴史		世界地理 歴史	三	同上	三
理科		物理 化学 博物	四	同上	四
数学		算術	四	同上	四
法学通論		播訳教授	三	日文ノ法学教科書 ヲ用テ教授ス	三
体操		兵式体操	二	同上	二
合計			三四		三四

警務科本科第一部（一箇年畢業）

教科	学期	第一期	時数	第二期	時数
憲法		日本憲法及 比較憲法	三	司法警察 大意	三

警務科本科第二部（二箇年畢業）

消防警察	衛生警察	司法警察	警察学	刑法総論	民法	国際法	行政総論	憲法	教科	
									学期	第一
大意	大意	大意	大意	大意	大意	国際公法及 国際私法	大意	日本憲法及 比較憲法	二	三
二	二	二	二	二	四	四	二	三	二	三
偵探術	監獄学	衛生検査法	警察服務法	刑法各論	裁判所構成法 及刑事訴訟法	行政警察	行政各論	高等警察	二	三
同上	同上	同上	同上	同上	同上	大意	同上	大意	二	三
二	二	三	三	二	三	四	二	三	二	三

合計	偵探術	日語	監獄学	高等警察	行政警察	国際法	警察学	刑法	行政法	教科	
										学期	第一
二七	二	三	二	二	二	四	三	四	二	二	
	衛生検査法	同上	同上	同上	警察服務法	消防警察	衛生警察	刑事訴訟法	同上	二	
	同上	同上	同上	同上	同上	大意	大意	大意	各論	二	
二七	三	五	二	二	三	二	二	三	二	二	

日	語	法律書講読	四	同	上	同	上
合	計		二七				二七

第五章 考試及卒業

第十三条 考試ハ分チテ学期学年卒業ノ三種トス

学期考試ハ毎学期ノ終リニ本学期授クル所ノ功課ヲ考試シ学年考試ハ毎学年ノ終リニ本学年授クル所ノ功課ヲ考試シ卒業考試ハ普通科及師範科ニ在リテハ第三学年ノ考試ヲ以テ之ニ当テ警務科モ亦之ニ準ズ

第十四条 考試ノ成績ハ点数ヲ以テ之ヲ表ハシ一科目百点ヲ以テ満点トス

第十五条 学年考試ハ学期ノ点数ヲ合算シ毎科五十点以上総科目平均六十点以上ヲ得タルモノヲ合格トス

第十六条 考試ノ成績ハ学堂内ニ揭示シ且ツ保証人ニ通知ス

第十七条 生徒ノ志操品行ハ特ニ之ヲ注意スルノ上評点ヲ加エテ前条考試ノ成績ト共ニ揭示ス

第十八条 本学堂ノ学科ヲ修了シ卒業考試ニ合格シタルモノニ卒業証書ヲ授与ス

第十九条 凡ソ学生ニシテ品行学業俱ニ優等ノモノニハ本学堂所定ノ賞状ヲ与エテ之ヲ表彰ス

第六章 入学退学及転学

第二十条 入学ヲ願フモノハ左ノ書式ニ從ヒ保証人連署ノ上入学証書履歷書及当該国公使館ノ紹介書ヲ本学堂ニ提出スベシ

入学願書

貴学堂肄業乞

賜收留茲開具貴国所在弊国公使之紹介書及履歷書如蒙允准自必循規蹈矩如有關於本身名等事均惟保人是問特此謹具

明治 年 月 日

原籍

現在住址

本人 姓 名 印

年 歲

原籍

現在住址

保人 姓 名 印

私立經緯学堂校長

垂鑒

履歷書

原籍

現在住址

姓 名

某 年 月 日 生

一、学業

自某年某月起至某年某月止在某学校或出院或從某師學習何等学

問

一、生業

自某年某月起至某年某月止從事何業

一、賞罰

某年在某処何等褒賞何等責罰

以上所具履歴是実

明治 年 月 日

第二十一条 生徒止ムヲ得ザル事故アリテ退学転学又ハ休業セント  
スルモノハ保証人ト連印ノ上本学堂ノ許可ヲ受クルヲ要ス但シ其  
願書ニハ当該国公使館ノ承認書ヲ添付スベシ

第二十二条 他学校ニ在リテ性行不良ノ故ヲ以テ退学セラレタルモ  
ノハ本学堂ニ入学スルコトヲ得ズ

第二十三条 入学ハ每学期ノ初ニ於テスベシ新学級開班後三ヶ月間  
ハ生徒ノ数六十名ニ逾エザルトキニ限り入学ヲ許可ス

第二十四条 最初級以外ノ学級ニ挿班ヲ願フモノニハ編入考試ヲ行  
ヒ其成績ニ從ヒ入学ノ許可ヲ定ム

第二十五条 保証人ハ東京市又ハ横浜市ニ居住スルモノニシテ当該  
国公使館又ハ本学堂ノ認メテ確實トナスモノナルコトヲ要ス

第二十六条 本学堂ハ左ノ各項ノ一ニ該当スル生徒ニ退学ヲ命ズ

一、三ヶ月以上病氣ニ罹リ在学ニ堪エザルモノ

一、性行不良ニシテ改悔セザルモノ

一、応納学費ヲ納メザルモノ

第二十七条 生徒已ムヲ得ザル事情ニ由リ請暇ヲ要スルモノハ保証  
人ヲ經由シテ本学堂ノ許可ヲ受クベシ

第七章 学 費

第二十八条 普通科及師範科ニ在ツテハ応納学費毎月四円トシ警務

科ニ在ツテハ毎月五円トス

学費ハ一学期分ヲ纏メテ納付スベシ但シ毎月分納スルモ妨ケ無シ  
第二十九条 生徒ハ入学ノ初ニ入学金二円ヲ繳納スベシ

注( )「私立経経勞堂章程」(現在分)は略す

「文書類纂 学事」明治四十年六二七・D五・二(二十一)

「東京都公文書館所蔵」

## 26 「専門科学則改正願」

進 達 願

別紙学則改正願書其筋へ御進達被下度此段相願候也

明治四十年五月二十八日

東京市神田区駿河台南甲賀町

私立明治大学理事

校長 法学博士 岸本 辰雄 印

東京府知事 男爵 千家尊福殿

前書申請ニ付奥印候也

明治四十年六月一日

東京市神田区長 小原八十吉 印

## 第六十四条中

専門科 金二十二円

右ヲ左ノ通改ム

専門科 金二十七円五十銭

## 第一百八条中

・第一期 金八円

第二学期 金八円

第三学期 金六円

第四学期 金八円

前項ノ授業料ハ都合ニ低リ八月ヲ除キ毎月金二円ツ、ヲ分納スル  
コトヲ得

右ヲ左ノ通改ム

第一学期 金十円

第二学期 金十円

第三学期 金七円五十銭

第四学期 金十円

前項ノ授業料ハ都合ニ依リ八月ヲ除キ毎月金二円五十銭ツ、ヲ分  
納スルコトヲ得

以上

理由書

専門科及高等予科ノ月謝ハ従来一ヶ月二円ノ処今回各種専門学校  
協議ノ上一ヶ月二円五十銭ニ増額スルコトニ決定シタル次第ニ有之  
候

「文書類纂」明治四十年六二七・D五・二(二五)

「東京都公文書館所蔵」

27私〔立明治高等予備校學則改正願〕

私立学校學則改正認可指令按

東京市神田区錦町三丁目十番地

私立明治高等予備校々長

法学博士 岸本 辰雄

明治四十年五月二十八日付願其ノ校学則中改正ノ件認可ス

年 月 日

知事

学則中改正ノ儀申請

本校学則中第二十二条ノ月謝一ヶ月金一円五十銭ヲ金二円五十銭ト  
改メ本年六月以後ノ入学者ニ対シ実施致度候間御認可被下度此段願  
上候也

明治四十年五月二十八日

東京市神田区錦町三丁目十番地

私立明治高等予備校

校長 法学博士 岸本 辰雄 印

東京府知事 男爵 千家尊福殿

前書申請ニ付奥印候也

明治四十年六月一日

東京市神田区長 小原八十吉 印

理 由 書

明治高等予備校ノ月謝ハ従来一ヶ月金一円五十銭ノ処今回中央高等  
予備校及専修学校高等予備校等各種学校ト協議ノ上二円五十銭ニ  
増額ノコトニ決定シタル次第ニ有之候

「文書類纂 学事」明治四十年六二七・D五・三(二)

「東京都公文書館所蔵」

# ◇明治四十一年〔一九〇八〕

## 34 明治大学学況

### 明治大学学況

我が明治大学に於ける学況及時々の出来事に関しては隨時本誌を以て校友諸氏に報告を怠らざるも多数の校友中には本学を出で、既に久しく且各地に散在する人あるを以て本学の詳況を知悉せざる人亦尠なからざるべし殊に明治三十六年大学組織となりて以後の本学は全く奮時の面目を一新し凡てに於て進歩改良したると同時に其施設亦発展の道途に在り此時に當りて諸氏に現況を報告し併せて管理者施設の上に諸氏の協賛忠告を受くるは本学の深く望むところなり仍て現在の学況を左に略叙し普く我が校友諸氏に告ぐ

### 第一分科

- 一 法科大学部
  - 二 政科大学部
  - 三 商科大学部
  - 四 文科大学部
- 大学部ハ以上ノ四分科トシ各科別ニ専門部ヲ置ク又本学ニ左ノ三種ヲ置ク
- 五 大学予科
  - 六 高等研究科
  - 七 附属学科

## 35 高等学校大学予科入学者選抜試験規程廃止

文部省告示第七十八号

明治三十六年文部省告示第八十四号高等学校大学予科入学者選抜試験規程ハ自今之ヲ廃止ス

明治四十一年三月十二日

文部大臣 男爵 牧野 伸頭

## 36 高等学校大学予科入学者資格

文部省令第九号

高等学校大学予科ニ入学スルコトヲ得ル者ハ左ノ各号ノ一ニ該当シ且体格検査ヲ受ケ之ニ合格シタル者タルヘシ

- 一 中学校ヲ卒業シタル者
  - 二 専門学校入学者検定規程ニ依ル試験検定ニ合格シタル者
  - 三 専門学校入学者検定規程第八号第一号ノ指定ヲ受ケタル者但シ  
シ某学校ノ入学ニ限り指定ヲ受ケタル者ヲ除ク
- 明治二十七年文部省令第十六号ハ之ヲ廃止ス

明治四十一年三月十九日

文部大臣 男爵 牧野 伸頭

「官報」第七四一六号 明治四十一年三月十九日

一、高等予備校

二、経緯学堂

三、簡易商業学校

第二 学科内容

○法科大学部（明治三十六年組織拡張）

法科大学部ハ本大学創立ノ基礎ニシテ主トシテ国民ノ法律思想ヲ涵養シ法治国ノ実ヲ挙ゲシムルノ趣旨ニ由リ設ケタルモノニシテ其教授科目ハ明治十四年一月創立ノ当時ハ専ラ法学ヲ授ケ本邦法律ノ外仏蘭西法ヲ併セテ教授シタリシモ後我国法典ノ完成セシニ由リ総テ之ヲ教授シタリ然ルニ明治三十六年大学組織ニ改メシヲ以テ本学ノ構成ヲ拡張シテ四分科トシ其一分科トシテ法科大学部ヲ置キ国法ノ外原書ニ仍リテ独逸法及英吉利法ヲ併セテ教授スルニ至レリ教授ノ方針ハ主トシテ法学原理ノ討究ニ重キヲ置キ兼テ法律運用ノ知識ヲ増進スルコトニ努メ擬律、討論及訴訟演習等実地ノ応用ニ慣熟セシム可キ制度ヲ設ケ帝国大学教授諸氏及司法部内ニ於ケル實際ニ精通スル学者ヲ聘シテ教授ヲ囑托セリ毎歳官省ノ試験ニ及スル者ハ私学中ニ於テ本学常ニ全数ノ過半ヲ占ムル一事ニ徴スルモ教授方針ノ完備セルコトヲ知ルベシト信ズ

○政科大学部（明治三十六年新設）

本大学ニハ元行政学部ノ設ケアリテ法律学教授ノ外専ラ行政法ニ関スル科目ヲ教授シタリシモ後之ヲ法律学ノ学科中ニ併合シタリ然ルニ社会ノ趨勢ハ法学以外別ニ政治学ヲ必要トスルニ至リシヲ以テ大学組織ト同時ニ政学部ヲ設置シ主トシテ政治学ニ志ス者ヲ教養スル

37 専門学校入学者検定規程ノ改正

文部省令第十号

明治三十六年文部省令第十四号専門学校入学者検定規程第八条第二号ハ之ヲ削除ス

明治四十一年三月十九日

文部大臣 男爵 牧野 伸顯

「官報」第七四一六号 明治四十一年三月十九日

38 文部省直轄諸学校学生風紀ニ関スル注意事項

○文部省直轄諸学校学生風紀振肅等ニ関スル注意事項

（四十一年九月二十九日 直轄諸学校長へ文部次官通牒）  
（中発普三五四号）

学生ノ風紀其他教育上ノ時弊矯正方ニ関シテハ從來屢次訓令ノ次第モ有之貴校ニ於テモ夫々御注意相成居候儀ト存候処尚左記事項特ニ御注意相成度依命此段及通牒候也

記

一、学生ノ風紀ニ関シテハ現ニ学校ニ於テ深ク留意セラルル所ナル

ヘシト雖社会ノ時弊ニ顧ミテ学校職員ノ感化尚未十分ナラス

父兄ノ監督亦周到ナラサルモノアルヲ覺ユ故ニ学校職員ヲシテ

一層時弊ニ注意シ校規ノ振肅ニ努メシムルハ勿論、実践躬行、

範ヲ示シ以テ指導訓育宜シキヲ得シムルコト

二、近時学生ノ団体ニ於テ発刊スル雑誌中ニハ往々織弱ノ文辞ヲ含ミ或ハ矯激ノ言論ヲ掲クルモノアルカ如シ雑誌ヲ刊行シテ学芸

コトト為セリ其教授科目ハ法学ノ一部及政治ニ必要ナル諸学科ニシテ昨四十年始メテ第一回ノ卒業生ヲ出セリ卒業生ノ成績ハ日淺クシテ未タ之ヲ詳ニスルコトヲ得ザルモ其多数ハ公職ニ従事シ又清国留學生ニシテ卒業シタル者ハ帰リテ政府ノ要地ヲ占メ居レルヲ見ル然ルニ本學年ヨリ更ラニ政科ヲ二分シテ政治、經濟ノ二学科ト為セリ之レ皆時勢ノ要望ニ因リタルモノトス

### ○商科大学部（明治三十六年新設）

商科大学部ハ其成績ノ極メテ良好ナルコトヲ揚言スルニ憚ラザル所ナリ本部ハ国運ノ發展ニ伴ヒ我國商業界ノ根底ヨリ順次釐革セラレ可キモノアルヲ信ジ之ニ向テ有用ノ人材ヲ供給スルノ急務ナルコトヲ認メ創設シタルモノニシテ科目ノ配当教授ノ方法等ハ内外官私各學校ノ長所ヲ参酌シテ之ヲ定メ授業ハ總テ高等商業學校教授諸氏及民間実業家中ノ經驗アル人士ニ囑托セルヲ以テ理論ト實際ト両全ノ人物ヲ養成スルコトヲ得商業家トシテ遺憾ナキ人士ヲ輩出センコトヲ期セリ昨四十年始メテ第一回ノ卒業生ヲ出シタルモ全數殆ソド各会社銀行等ニ就職シ殊ニ其技能優良ナリトノ定評ヲ受ク教授科目ハ高等ナル商業学及商業実践トシテ法学ノ一部及商業地理、商業歴史、商品学、経済学等ヲ主トシ其他保險、鉄道、貨弊、信用、財政、統計等苟クモ商業ニ必要ナル科目ハ凡テ之ヲ教授シ特ニ外国語ノ練習ト商業作文及簿記商事経営学等ノ教授時間ヲ充分ナラシム

### ○文科大学部（明治三十六年新設）

文科ハ広ク東西ノ文学ニ関スル學術ヲ教授スル為メニ設置シタルモ授業ハ明治三十八年ヨリ開始シタルヲ以テ未ダ卒業生ヲ出スニ至ラ

ヲ研磨スルハ可ナリト雖之カ為ニ學生ヲシテ柔弱ノ氣風ヲ養成シ又ハ常軌ヲ逸スル行動ヲ助長スルカ如キ余弊ニ陥ラシムヘカラス故ニ雜誌刊行ノ場合ニハ職員ヲシテ一層其ノ内容ニ注意セシムルヲ要ス又學生ヲシテ課外ニ他ノ講演ヲ聽カシムルハ教育上其ノ効少カラスト雖其ノ所説高遠ニ失シ又ハ妥當ヲ欠クカ為テ誘起スルカ如キ事例ニ乏シカラサルヲ以テ講演者ノ人選及講演ノ要旨等ニ就キテハ學校ニ於テ予メ之ニ注意シ以テ其ノ良果ヲ収ムヘキコト

三、運動遊戯ハ体育上之ヲ奨励スルノ要アリト雖運動會等ニ於テ競技ニ專ラナルノ結果單ニ一部ノ學生ヲシテ運動遊戯ニ与ラシメ且往々余興等ノ為ニ濫費ヲ為シ又ハ他校トノ競技ニ熱中シ課業ヲ放擲スルカ如キハ深ク之ヲ戒メサルヘカラス又演奏會学芸會等ニ関シテモ學生ヲシテ懦弱ノ風ヲ習ハシメサル様指導スヘキコト

「文部省例規類纂」明治四十一年 C Z・六一・〇三

「国立国会図書館所蔵」

### 39 戊申詔書

#### ○詔書

朕惟フニ方今人文日ニ就リ月ニ將ミ東西相寄り彼此相濟シ以テ其ノ福利ヲ共ニス朕ハ爰ニ益々国交ヲ修メ友義ヲ惇シ列國ト与ニ永ク其ノ慶ニ頼ラムコトヲ期ス願ミルニ日進ノ大勢ニ伴ヒ文明ノ惠沢ヲ共ニセムトスル固ヨリ内国運ノ發展ニ須ツ戦後日尚淺ク庶政益々更張

ズ故ニ其成績ハ妄ニ之ヲ予言セズ

○高等研究科（明治三十九年拡張）

高等研究科ハ卒業生ヲシテ更ニ深ク既修学科ノ蘊奥ヲ攻究セシムル  
タメニ設置セシモノニシテ従来法科ノミ限リタルモ明治三十九年  
其組織ヲ拡張シテ政科及商科ニモ各高等研究科ヲ設クルニ至レリ此  
両科ニ於ケル研究生ノ員數ハ尙僅ナルヲ以テ其成績ニ関シテ特記  
スベキモノナシト雖モ法科研究生ハ設置以來入学者ノ員數約一千名  
ニシテ何レモ高等文官判事検事及弁護士等ノ試験ニ際シ常ニ優良ノ  
成績ヲ占メ従来及第者最モ多ク之ニ亞グ者ヲ海外留学生トス即チ高  
等研究科ニ在学ノ後外国法科大学ニ入ルトキハ入学ニ関シ諸般ノ便  
宜アルヲ以テナリ

○大学予科（明治三十六年新設）

大学部学生ノ学力ヲシテ優良ナラシメントセバ大学予科ニ於ケル予  
習ニ深大ノ注意ヲ払ハザル可カラズ大学予科ハ即チ大学部ニ進ムベ  
キ学生ノ為メ準備教育ヲ施ス所ニシテ其科目ハ高等普通学トシ更ニ  
之ヲ法、政、文科並ニ商科ノ二ニ區別シ各其志望ノ科ニ就キテ充分  
ノ予習ヲナシ他日大学部ニ進ムベキ素養ヲ得セシムルコト、ナセリ  
講師ハ帝国大学、高等学校等ノ教授諸氏ヲ主トシ其他有數ノ学者ヲ  
招聘シテ教授ヲ囑托シ特ニ外国語ノ修養ヲ充分ナラシムルノ方針ヲ  
執レリ又物理化学教授ノ如キモ世間多クハ単ニ学理的講義ニ止ムル  
ニ拘ハラズ本大学ニ於テハ特ニ実験室及標本室ヲ整頓シ凡テ実物ト  
実験トニ依リテ教授シ一面学生ニ個人的実験ヲ為スヲ許スノ制ヲ執  
レリ故ニ其学力ノ増進頗ル著シキモノアリ本大学予科ハ官立高等学

ヲ要ス宜ク上下心ヲ一ニシ忠実業ニ服シ勤儉産ヲ治メ惟レ信惟レ義  
醇厚俗ヲ成シ華ヲ去リ実ニ就キ荒怠相誠メ自彊息マサルヘシ

抑々我カ神聖ナル祖宗ノ遺訓ト我カ光輝アル国史ノ成跡トハ炳トシ  
テ日星ノ如シ寔ニ克ク恪守シ淬礪ノ誠ヲ輸サハ国運發展ノ本近ク斯  
ニ在リ猷ハ方今ノ世局ニ処シ我カ忠良ナル臣民ノ協翼ニ倚籍シテ維  
新ノ皇猷ヲ恢弘シ祖宗ノ威徳ヲ対揚セムコトヲ庶幾フ爾臣民其レ克  
ク朕カ旨ヲ体セヨ

御名 御璽

明治四十一年十月十三日

内閣総理大臣 侯爵 桂 太郎

「官報」第七五九二号 明治四十一年十月十四日

「国立国会図書館所蔵」

40 教員検定ニ関スル規程ノ改正

文部省令第三十二号

明治三十三年文部省令第十号教員検定ニ関スル規程ヲ改正スルコト  
左ノ如シ

明治四十一年十一月二十六日

文部大臣 小松原英太郎

教員検定ニ関スル規程

第一条 教員検定ハ受検人ノ学力、品行、身体ニ就キ之ヲ行フ  
第二条 検定ヲ為スヘキ学科目左ノ如シ但シ法制及経済ノ試験検定  
ハ修身若ハ教育ノ免許状ヲ有スル者ノ外修身若ハ教育ヲ併セテ出  
願スルニアラサレハ之ヲ行ハス此ノ場合ニ於テハ其ノ手数料ニ関

校ノ整備セル施設ニ比シ決シテ劣ルトコロナントノ定評アリ

○高等予備校（明治四十年新設）

本校ハ我国高等普通教育ノ機関甚少クシテ就学志望者ヲ収容スルノ僅少ナルニ鑑ミ其幾分ヲ希望ヲ得セシムルノ目的ヲ以テ設立シタルモノニシテ兼テ各種高等学校ニ入学スル者ノ為メ応試ニ必要ナル準備ヲ為サシムルニ在リ其ノ教科目ハ略大学予科ニ等シ本校ノ創設ハ日尚浅キヲ以テ其成績亦之ヲ予断スル能ハズト雖ドモ高等學校入学試験ニ合格シタル者比較的多數ヲ占メタルヲ以テ漸次良好ノ結果ヲ得可キコトヲ信ズ

○経緯学堂（明治三十七年新設）

本校ハ専ラ清国留学生ヲ教養スル為メニ設ケンモノニシテ学科ヲ普通科、師範科、警務科等ニ分ツ創設以來卒業生ヲ出スコト実ニ千二百四十名ニシテ目下凡テ清国政府内ニ就職セリ本校ハ一時在學生常ニ千余ヲ有シタリシモ清国政府ニ於ケル教育方針ノ變遷ニ伴ヒ近時留學者旧ノ如ク多カラズ現在學生四百余人ナルモ何レモ長期修業ノ學生ノミナルガ故ニ卒業後ノ成績ニ至テハ優良ナルベキヤ論ヲ俟タズ

○簡易商業學校（明治三十八年新設）

本校ハ商家ノ子弟及会社銀行等ノ事務員ハ勿論汎ク商業ニ志ス者ニシテ昼間業務ノ為メ修学ノ暇ナキ者ノ為メ夜間ニ於テ簡易ニシテ且適切ナル商業学ヲ修メシムルノ目的ニ由リテ設置シタルモノニシテ講師ハ商学士及実業ノ經驗ニ富メル商業家ヲ聘シ教授ヲ囑托セリ開校以來入學者頗ル多ク卒業生ノ成績亦甚良好ニシテ卒業後会社銀行

シテハ之ヲ一学科目ト看做ス

修身 教育 國語及漢文 英語

仏語 独語 歴史 地理

数学 物理及化学 博物 法制及經濟

習字 図画 家事 裁縫

体操 音楽 簿記 農業

商業 手工 手芸

歴史ハ日本史、東洋史、西洋史ノ二部ニ数学ハ算術代数幾何、三角法、解析幾何、微分積分ノ四部ニ物理及化学ハ物理、化学ノ二部ニ博物ハ動物及生理、植物、鉱物ノ三部ニ図画ハ毛筆画用器画、鉛筆画用器画ノ二部ニ分チテ檢定ヲ出願スルコトヲ得此ノ場合ニ於テ一学科目ト看做ス

三角法ハ算術代数幾何ニ解析幾何ハ三角法ニ微分積分ハ解析幾何ニ合格シタル上ニアラサレハ檢定ヲ行ハス

第三条 試験檢定ハ毎年少クトモ一回之ヲ行ヒ無試験檢定ハ隨時之ヲ行フ

試験檢定ノ出願期限試験ヲ為スヘキ学科目及試験施行ノ期日ハ予メ之ヲ告示ス

第四条 檢定ヲ受ケムトスル者ハ第一号書式ノ願書ニ左ノ書類ヲ添ヘ試験檢定ニ在リテハ予備試験ヲ受クヘキ者ハ其ノ受験地ノ地方庁其ノ他ノ者ハ便宜ノ地方庁ヲ經由シ無試験檢定ニ在リテハ地方庁若ハ当該學校ヲ經由シテ文部大臣ニ出願スヘシ

一 第二号書式ノ履歷書及学業証書若ハ教員免許狀ノ写

等ニ就職シタルモノ尠カラズ漸次発達ノ状況ニ在リ

「明治学報」第二二八号 明治四十一年八月八日

二 第三号書式ノ学校医ノ身体検査書但シ学校医ノ設置ナキ地ニ在リテハ明治三十一年文部省令第七号第一条若ハ第二条ニ該当スル資格アル医師ノ検査書ヲ以テスルモ妨ケナシ地方長官又ハ当該学校長ハ本人ノ品行ニ就キ意見ヲ具申スルコトヲ要ス

第五条 左ノ各号ノ一ニ該当スル者ハ試験検定ヲ受クルコトヲ得

- 一 中学校卒業者
  - 二 高等女学校卒業者
  - 三 専門学校入学者検定規程ニ依ル試験検定ニ合格シタル者
  - 四 専門学校入学者検定規程第八号第一号ニ依リ一般ノ専門学校入学ニ関シ指定ヲ受ケタル者
  - 五 小学校本科正教員又ハ尋常小学校本科正教員ノ免許状ヲ有スル者
  - 六 明治四十二年二月以前ニ於テ教員免許令ニ依リ授与セラレタル教員免許状ヲ有スル者
- 第六条 前条ノ外左ノ各号ノ一ニ該当スル者ハ某学科目ニ限り試験検定ヲ受クルコトヲ得

- 一 外国ニ於テ師範学校、中学校、高等女学校ニ準スヘキ学校ヲ卒業シタル者ニ在リテハ英語科、仏語科、独語科
- 二 文部大臣ニ於テ適當ト認定シタル学校ヲ卒業シタル者ニ在リテハ数学科、物理及化学科、博物科、裁縫科、手芸科
- 三 高等女学校ノ修業年限三箇年以上ノ技芸専修科ニ於テ主トシテ裁縫科又ハ手芸科

四 徴兵令第十三条ニ依リ中学校ト同等以上ト認定セラレタル甲種農学校ヲ卒業シタル者ニ在リテハ農業科

五 徴兵令第十三条ニ依リ中学校ト同等以上ト認定セラレタル甲種商業学校ヲ卒業シタル者ニ在リテハ商業科、簿記科

六 徴兵令第十三条ニ依リ中学校ト同等以上ト認定セラレタル工業学校ヲ卒業シタル者ニ在リテハ図画科、手工科

七 第七条第一号及第四号ニ該当スル者ニ在リテハ文部大臣ニ於テ適當ト認メタル学科

第七条 左ノ各号ノ一ニ該当スル者ハ文部大臣ノ適當ト認メタル学科目ニ関シ無試験検定ヲ受クルコトヲ得

一 文部大臣ノ指定シタル学校ノ卒業者及選科修了者

二 第五条第一号乃至第五号ニ該当スル者ニシテ卒業者ノ教員無試験検定ニ関シ文部大臣ノ許可ヲ受ケタル公立、私立学校ニ

入り三学年以上在学シテ卒業シタル者但シ修業年限四箇年ノ高等女学校ノ卒業者ニ在リテハ修業年限ハ四箇年以上トス

三 第五条第一号乃至第五号ニ該当スル者又ハ中学校、高等女学校ト同等以上ノ学校ノ卒業者ニシテ更ニ外国ノ大学校若ハ之

ニ準スヘキ学校ニ於テ修学シ学位若ハ卒業証書ヲ受領シタル者

四 外国ニ於テ師範学校、中学校、高等女学校ニ準スヘキ学校ヲ卒業シ更ニ大学校若ハ之ニ準スヘキ学校ニ入り修業シ学位若

ハ卒業証書ヲ受領シタル者

第八条 試験検定ヲ分チテ予備試験及本試験トス但シ学科目ノ種類

ニ依リ予備試験ヲ行ハサルコトアルヘシ

予備試験ヲ施行スル学科目ニ在リテハ予備試験ニ合格シタル者ニアラサレハ本試験ヲ受クルコトヲ得ス

第二条但書ノ修身若ハ教育ノ免許状ヲ有セサル者ニ対スル法制及經濟ノ本試験ハ修身若ハ教育ノ本試験ニ合格スルニアラサレハ之ヲ行ハス

第九条 試験ハ受験人出願ノ学科目ニ就キ其ノ教員タラムトスル学校ノ学科目ヲ教授スルニ足ルヘキ程度ヲ標準トシ教育ノ大意及教授法ヲ併セテ之ヲ行フモノトス但シ教育科出願者及教員免許令ニ依リ授与セラレタル教員免許状竝小学校本科正教員免許状ヲ有スル者ニ対シテハ本文教育ノ大意ニ関スル試験ヲ行ハス

第十条 予備試験ハ願書經由ノ地方庁所在地ニ於テ之ヲ行フ本試験ヲ行フ場所ハ其ノ都度之ヲ告示ス

第十一条 左ニ掲クル者ニシテ体操科ノ試験検定ヲ出願シタルトキハ兵式体操ノ部分ヲ省ク

一 陸軍歩兵科士官

二 陸軍歩兵科下士任官後滿四年以上現役ニ服シタル者

第十二条 国語及漢文科ノ試験検定ヲ受ケタル者ニシテ国語、漢文ノ一ニ関シ成績佳ナルトキハ教員検定委員会会長ハ其ノ部分ノ成績ニ関シ証明書ヲ授与スヘシ

前項ノ証明書ヲ受ケタル者ニシテ更ニ同一学科目ニ就キ試験検定ヲ出願シタルトキハ其ノ証明書ニ記載セサル部分ニ就キ本試験ヲ行フ

第十三条 不正ノ方法ニ依リ試験ヲ受ケントシタル者及試験ニ関スル規定ニ違背シタル者ハ試験ヲ受クルコトヲ得ス  
検定ニ合格シタル後前項ノ事實発覚シタルトキハ其ノ合格ヲ無効トスルコトアルヘシ

附則

第十四条 本令ハ明治四十二年三月一日ヨリ之ヲ施行ス

第十五条 明治三十二年文部省令第二十五号第二条ニ依リ許可ヲ受ケタル学校ニ現ニ在学スル生徒ニ対シテハ其ノ修業年限ハ第七条第二号ニ依ラサルコトヲ得

第十六条 左ノ各号ノ一ニ該当スル者ハ第五条及第六条ノ規定ニ拘ラス試験検定ヲ受クルコトヲ得但シ第一号ニ該当スル者ニ関シテハ本令施行後三箇年間ニ限ル

- 一 明治四十年四月二十五日現ニ師範学校中学校高等女学校又ハ徴兵令第十三条ニ依リ中学校ト同等以上ト認定セラレタル実業学校ノ教員ノ職ニ在リタル者
- 二 前号ニ該当スル者ニシテ試験検定ヲ受ケ教員免許状ヲ授与セラレタル者

第十七条 明治四十年文部省令第十三号ハ之ヲ廃止ス

(別記)

(第一号書式 第二号書式ハ略ス)

身体検査書記載方心得

- 一 検査ノ表記及身長体重胸囲聴力等ノ検査方法ハ明治三十三年文部省令第四号学生生徒身体検査規程ニ準スヘシ
- 一 体格ノ強健ト称スルモノハ發育營養共ニ佳良ニシテ其ノ身長

（糖）ヲ以テ体重（疋）ヲ除シタル商〇、三二以上且無病健全ノ者ヲ指ス

中等ト称スルハ發育營養共ニ普通ニシテ其ノ身長（糲）ヲ以テ体重（疋）ヲ除シタル商〇、二六以上且無病ノ者ヲ指ス

薄弱ト称スルハ發育營養共ニ不十分ナルカ或ハ身長（糲）ヲ以テ体重（疋）ヲ除シタル商〇、二六未満ナルカ或ハ強度ノ脊柱

彎曲、扁平胸、狭小胸若ハ全身ノ健康ニ直接ノ關係アル慢性ノ疾患アル者ヲ指ス

一 中心視力ハスネルレン氏ノ試視力表ニ依リテ其ノ記載方ハ20ノト記スヘシ但シ遠視若ハ近視ニアリテハ二十尺ノ距離ニ於テ二十号ヲ明視シ得ル眼鏡ノ度ヲ記載スヘシ

色盲ハ其ノ有無若シ其ノ患アルモノハ何色盲ト記載スヘシ

一 呼吸器ハ理学的診斷ノ成績ヲ記載スヘシ

一 神経系ハ中枢若ハ末梢神経ニ障害ノ有無ヲ記載スヘシ

一 皮膚ハ主トシテ伝染症皮膚病ノ有無ヲ記載スヘシ若シ顔面等ニ現ハレタル皮膚病ナルトキハ之ヲモ記載スヘシ

一 言語ハ明朗、吃、嚔嚔等ヲ記載スヘシ

一 既往現在ノ疾病又ハ奇形ハ脳病、肺病、肋膜炎、脚氣等ノ曾患肺病、心臟病、胃腸病等ノ現在及顯著ナル畸形ヲ記載スヘシ

◇明治四十二年〔一九〇九〕

41 私立明治大学学則改正願

進 達 願

別紙学則中改正願其筋へ御進達被成下度此段願上候也

明治四十二年八月四日(朱書)(九月十一日認可)

私立明治大学校長

法学博士 岸本 辰雄 印

東京府知事 阿部 浩殿

前書出願ニ付奥印候也

明治四十二年八月五日

東京市神田区長 小原八十吉 印

「文書類纂 学事」明治四十二年 六二九・A五・十三(二十四)

「東京都公文書館所蔵」

42 私立経緯学堂移転届

移 転 届

東京神田区錦町三丁目十八番地

私立 経緯学堂

右ハ都合ニヨリ神田区南甲賀町十番地(私立明治大学構内)へ移転

致候間函面相添へ此段御届申候也

明治四十二年十月五日

43 公立私立専門学校規程改正

文部省令第二号

明治三十六年文部省令第十三号公立私立専門学校規程中左ノ通改正

ス

明治四十二年一月十九日

文部大臣 小松原英太郎

第七条第一項第二号ヲ左ノ通改ム

帝国大学分科大学(元東京大学各部、元札幌農学校ヲ含ム)卒業

者又ハ東京高等商業学校(元高等商業学校ヲ含ム)卒業者ニシテ

学士ト称スルコトヲ得ル者

「官報」第七六七号 明治四十二年一月十九日

44 「法科大学・理科大学講座改正」

朕明治二十六年勅令第九十三号中改正ノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セ

シム

御 名 御 璽

明治四十二年五月二十四日

内閣総理大臣 侯爵桂 太 郎

文部 大臣 小松原英太郎

勅令第四百四十一号

私立経緯学堂設立者 岸本 辰雄 圃

東京府知事 阿部 浩殿

前書届出ニ付奥印候也

明治四十二年十月六日

東京市神田区長 小原八十吉 圃

○学校移転 東京市神田区錦町三丁目十八番地私立経緯学堂ヲ同区

南甲賀町十番地へ移転ノ件十月六日設立者ヨリ開申セリ

(私立明治大学本校略図(二百分ノ一)略ス)

「文書類纂 学事」明治四十二年 六二九・A五・十三(三十六)

「東京都公文書館所蔵」

明治二十六年勅令第九十三号中左ノ通改正ス

法科大学ノ部「経済学」ノ下「四講座」ヲ「五講座」ニ改メ「商法」ノ次ニ「海法一講座」ヲ、「外交史」ノ次ニ「殖民政策一講座」ヲ加ヘ理科大学ノ部「物理学」ノ下「二講座」ヲ「三講座」ニ、「地質学、古生物学、鉱物学三講座」ヲ「地質学一講座」ニ改メ其ノ次ニ「鉱物学一講座」ヲ加フ

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

「官報」第七七七二号 明治四十二年五月二十五日

45 学校施設ニ付イテハ民力ニ応セヨトノ訓令

文部省訓令第十一号

道庁長官 府県 知事

学校教育ノ要ハ其ノ内容ニ在リテ外觀ニ存セス故ニ校舍ハ質朴堅牢ヲ旨トシ必スシモ体裁ノ完美ナルコトヲ要セス特ニ戊申詔書ノ煥発セラレシ以来教育ノ局ニ当ル者ハ善ク 聖旨ヲ奉戴シテ力ヲ之カ力行ニ尽シツツアルハ本大臣ノ信シテ疑ハサル所ナリト雖モ義務教育年限ノ延長ト学令児童数ノ増加トニ伴ヒ各地ニ於テ校舍ノ建築ヲ要スルコト多キ今日ニ方リテハ特ニ意ヲ用ヒ学校ノ施設ヲシテ土地ノ情況ト民力ノ程度トニ適応セシメンコトヲ要ス願フニ曾テ学校設備準則ノ規定セラレシ以来往々一律ノ校舍ヲ造ルノ弊ヲ生シ其ノ後該規程ハ改正セラレタルモ其ノ余風ハ延イテ今日ニ及ヒ校舍建築ノ際或ハ土地ノ情況ト資力ノ如何トヲ顧ミス一様ノ設計ニ依リテ之

ヲ經營セントスルモノ之ナキニ非サルカ如シ斯ノ如キハ華ヲ去リ実ニ就ク所以ノ道ニアラサルカ故ニ宜シク土地ノ情況ヲ參酌シテ常ニ実用ヲ主トシ努メテ地方ノ民力ニ伴ハシメンコトヲ期セラレルヘシ特ニ実業学校ニ在リテハ一層実用ヲ旨トシ実地練習ニ要スル工場養蚕室其ノ他各種ノ設備ノ如キモ之ヲ施設スルニ当リテ予メ善ク当該地方ニ於ケル実業ノ状態ヲ斟酌シテ實際ニ適切ナラシメ生徒カ卒業ノ後ニ於テ之ヲ実施スルコトヲ得ヘキ範圍内ニ於テ成ルヘク其ノ施設ヲ簡易ニシ応用ヲ適実ニシ徒ニ理想上ノ完全ヲ求メテ却テ実用ニ迂遠ナルカ如キ弊害ニ陥ルコト勿ラシムル様一層注意セラルヘシ実業補習学校等ニ至リテハ出来得ル限り新ニ經費ヲ要スル施設ヲ避ケ專ラ現存セル各学校ノ設備ヲ利用スル等最モ簡易ナル方法ニ依リテ教育ノ普及ヲ図ラシムル様指導監督其ノ宜シキヲ得ンコトヲ努メラルヘシ

明治四十二年九月四日

文部大臣 小松原英太郎

「官報」第七八六〇号 明治四十二年九月四日

#### 46 学校生徒ノ飲酒取締ニ付キ訓令

文部省訓令第十二号

北海道庁 府県

学校生徒ノ飲酒ハ教育上取締ヲ要スヘキハ言ヲ俟タス従来各学校ニ於テモ常ニ適當ノ方法ヲ講シテ訓戒監督ヲ怠ラサルハ本大臣ノ認ムル所ナリ然レトモ訓育ノ目的ヲ貫徹セント欲セハ学校ト家庭ト常ニ連絡ヲ保タンコトヲ要ス因テ各学校ニ於テハ自今飲酒ノ取締ニ就キ

一層家庭ト連絡ヲ保ツコトニ注意シ以テ教育ノ効果ヲ完ウセシムコトヲ努ムヘシ

明治四十二年九月九日

文部大臣 小松原英太郎

「官報」第七八六四号 明治四十二年九月九日

47 「修身教育ヲ強化シ戊申詔書聖旨ノ貫徹ヲ望ム訓令」

文部省訓令第十三号

直轄諸学校

教育ハ人物ノ養成ヲ以テ主眼トス普通教育ト専門教育トヲ問ハス常ニ重キヲ品性ノ陶冶ニ置クヘキコト論ヲ俟タス故ニ直轄諸学校ニ於テモ從來此ノ点ニ注意ヲ怠ラサリシハ本大臣ノ認ムル所ナリ是等諸学校ノ生徒ハ既ニ中学校以下ニ於テ修身教育ヲ受ケタルモノナリト雖道德上ノ觀念尚堅実ヲ欠キ各種ノ誘惑ニ陥リ易ク徳育上最モ注意ヲ要スル時期ニ属ス故ニ自今直轄諸学校ニ於テハ一層力ヲ修身ノ教育ニ致シ定時ニ修身ノ教授ヲ為スノ外必要ニ応シ隨時訓誨ヲ施シテ生徒ノ道義的觀念ヲ鍊成シ以テ実践躬行ノ意志ヲ強固ナラシメンコトヲ要ス又学校長及教官ハ常ニ協心戮力シ躬ラ学校徳育ノ中心ト為リテ生徒ヲ薰陶シ以テ教育勅語及戊申詔書ノ聖旨ヲ貫徹センコトヲ努ムヘシ

明治四十二年九月十三日

文部大臣 小松原英太郎

「官報」第七八六七号 明治四十二年九月十三日

# ◇明治四十三年（一九一〇）

## 48 明治大学学則

明治四十三年七月改正

### 明治大学学則

#### 第一章 総則

第一条 本大学ハ法律、政治、經濟、文學、商業ニ関スル學術ヲ教授シ及其蘊奥ヲ研究スルヲ以テ目的トス

第二条 本大学ハ大学、専門部及高等研究科ヲ以テ構成ス

第三条 本大学ニ大学予科ヲ附置ス

#### 第二章 大学

##### 第一節 分科、学科課程

第四条 大学ニ左ノ四科ヲ置ク

一 法 科

二 政 科

三 商 科

四 文 科

第五条 大学ニ於テハ邦語教授ノ外外国語ヲ以テ教授ス

第六条 大学ニ於テ教授スル学科課程左ノ如シ

#### 一 法科大学

## 53 公立私立学校認定ニ関スル規則改正

文部省令第十五号

明治三十二年文部省令第三十四号公立私立学校認定ニ関スル規則中左ノ通改正ス

明治四十三年六月二日

文部大臣 小松原英太郎

第二条第三号ヲ左ノ如ク改ム

三 其ノ他ノ学校ニ在リテハ其ノ学科程度、入学規則、編制及設備等中学校ノ規定ニ準スルモノ

第二条左ノ二項ヲ加フ

前項第三号ノ学校ニ在リテハ其ノ教員全数ノ三分ノ一以上ハ専任タルヘク且中学校ノ程度ニ準シ中学校ト同種ノ学科目ヲ教授スル教員ニ就キテハ中学校ノ教員免許状ヲ有セサル者ノ数之ヲ有スル者ノ数ヲ超過スルヲ得ス

専門学校及実業専門学校ニ於テ中学校ト同等程度ノ予科ヲ置キタル場合ハ前項ノ要件ニ適合スルモノタルヘシ

第四条第一項中「変更セントスルトキ」ノ次ニ「若ハ特別ノ事情ニ依リ第二条第二項又ハ第三項ノ規定ニ依リ難キトキ」ヲ加フ

#### 附 則

本令ハ明治四十四年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

学年	第一学年	第二学年	第三学年
科目	第一学年	第二学年	第三学年
法学通論	全部		
憲法	全部		
刑法	総論	各論	
刑事訴訟法	全部		
民法	総則、物權(自一章至七章)親族	物權(八章以下全部)債權(自一章至二章一節)	債權(第二章二節以下全部)相続
民事訴訟法	第一編	第二編以下全部	
商法		総則、商行為、会社	保險、手形、海商
破産法			全部
行政法	全部		
国際公法	全部		
国際私法			全部
経済学	全部		
財政学			全部
法理学	全部		
擬律擬判			擬律擬判
英吉利法	英法	英法	英法
独逸語	独法	独法	独法
法学実習	実習	実習	実習
清語	清語	清語	清語
日語	日語	日語	日語

(備考) 日語(清、韓人) 清語ハ随意科トス

本令ハ既ニ認定ヲ受ケタル学校ニ対シテモ之ヲ適用ス

「官報」第八〇八二号 明治四十三年六月二日

二 政科大学

英吉利法	社会学	殖民政策	經濟政策	外交史	國際私法	國際公法	貨幣及信用論	統計学	財政学	農政經濟学	經濟学	政治学	政治史	行政法	商法	民法	刑法	憲法	比較憲法	學科目 / 學年
英法										全部	全部	全部				親族 總則、 物權(全部)	總論	全部	全部	第一學年
英法		全部				全部		全部					全部	全部	社 總則、 商行為、 會	債權(自一章至二 章一節)	各論			第二學年
英法	全部		全部	全部	全部		全部		全部						商 保險、 手形、 海	下、 債權二 章二節 以 相統				第三學年

學科目		學年	
經濟政策			
貨幣及信用論		全部	
經濟學	全部		
商業算術	商業算術	商業算術	
商品學	商品學	商品學	
商業地理	外國商業地理 日本商業地理		
商業史	東洋商業史 西洋商業史		
海運			全部
鐵道			全部
保險學			全部
商事經營學		全部	
銀行			全部
取引所	全部		
會計學	會計學	會計學	會計學
商業通論	全部		
學科目		第一學年	第二學年
			第三學年

三 商科大學

(備考) 日語(清、韓人) 清語(二課ス) 清語ハ隨意科トス

日語	日語	日語
清語	清語	清語
獨逸語	獨逸語	獨逸語

(備考) 日語(清、韓人) 清語、社会学、国際公法、国際私法、破産

日語	清語	独逸語	国際私法	社会学	破産法	国際公法	商業実践	機械工学全部	商業英語 商業英語	会話 英語	和文英訳 英文和訳	英文 英文	行政法	商法	民法	和英商業文 和英商業文	統計学	税関倉庫	財政学	珠算
日語	清語	独逸語				平時			商業英語	会話 英語	和文英訳 英文和訳	英文 英文	商事行政	総則、商行為、会社	物権、債権	英商業文	全部	全部	全部	
日語	清語	独逸語	全部	全部	全部		全部		商業英語	会話 英語	和文英訳 英文和訳	英文 英文		保険、手形、海商		英商業文				全部

法ハ随意科トス

四 文科大学

学科	学年	第一学年	第二学年	第三学年
国文学		近世文学、中古文学、国文学史	中古文学、上古文学、国文学史	上古文学、近世文学
漢文学		近世文学、中古文学、漢文学史	中古文学、上古文学、漢文学史	上古文学、小説
英文学		近古文学、英文学史	近世文学、英文学史	近世文学、現代文学
哲学		哲学概論、心理学	哲学史、倫理学	美学、社会学、哲学史
歴史		国史	西洋史	最近世界史
文学概論及近世文学		文学概論、独逸文学史	文学概論、仏蘭西文学史	世界文学
独逸語				文講読、文法、作文
日語	日語	日語	日語	日語
清語	清語	清語	清語	清語

(備考) 日語(清、韓国) 清語ハ随意科トス  
 (人ニ課ス)

第二節 学年、休業

第七条 学年ハ九月十一日ニ始マリ翌年九月十日ニ終ル

大学ノ修業年限ハ三箇年トス但六学年以上ニ渉ルコトヲ許サス

第八条 大学ノ休業日左ノ如シ

一 春季休業 自四月一日至四月七日

一 夏季休業 自七月十一日至九月十日

一 冬季休業 自十二月二十六日至翌年一月十日

一 日曜日、大祭・祝日、本大学紀念日(一月十  
 七日)

第三節 入学、退学

第九条 大学ニ入学スルコトヲ得ル者ハ年令十七歳以上タルコトヲ要ス

第十条 大学ノ学生ヲ分テ本科生、別科生ノ二種トナス

本科生ハ左ノ資格ヲ有シ入学シタル者ヲ謂フ

一 本大学ノ大学予科ヲ卒業シタル者

二 本大学予科ト同一程度ノ他ノ専門学校ノ予科ヲ卒業シタル者

三 本則第四十三条第二項ノ各号ニ該当スル資格アル者ニシテ本

大学ノ検定試験ニ合格シタル者但検定試験ハ本大学予科卒業ノ程度ヲ標準トシテ之ヲ行フ

別科生ハ左ノ資格ヲ有シ入学シタル者ヲ謂フ

一 本大学予科別科生トシテ其業ヲ卒ヘタル者

二 本大学予科ト同一程度ノ他ノ専門学校ニ於テ前項ト同一ノ資格ヲ有スル者

三 本大学予科卒業程度ノ検定試験ニ合格シタル者

第十一条 入学時期ハ毎年一回トシ其期間ハ九月ヨリ十月ニ涉リ三

十日間トス但本大学ト同一程度ノ他ノ専門学校ヨリ本大学ヘ転学スル者ニ付テハ此限ニアラス

第十二条 大学第二学年以上ニ編入スルコトヲ得ル者ハ第九条ノ入

学資格ヲ有シ且前各学年ノ全科目ノ試験ニ合格シタルモノタルヘシ

第十三条 同一程度ノ他ノ専門学校ノ二学年以上ニ在学シ第十条ノ

資格ヲ有スル者本大学ニ転学スルトキハ大学ノ相当学科学年ニ編

入ス但本大学学科課程中他ノ専門学校ニ於テ履修セサルモノアル  
トキハ特ニ該学科ニ限リ試験ヲ行フコトアルヘシ

第十四条 入学セントスル者ハ入学願書及学業履歴書ヲ学務課ニ差  
出シ許可ヲ受クヘシ

入学ノ許可ヲ得タル者ハ保証人連署ノ在学証書ヲ差出スヘシ（在  
学証書用紙ハ学務課ニ於テ交付ス）

第十五条 保証人ハ東京市内ニ一家計ヲ立ツル成年者タルコトヲ要  
ス

保証人ハ本人在学中ノ一切ノ事件ニ付其責ニ任ス

第十六条 学生又ハ保証人氏名ヲ改メ若ハ本籍住居等ヲ移転シタル  
トキハ直ニ其旨ヲ届出ツヘシ学生保証人ヲ変更シタルトキ亦同シ

第十七条 保証人死亡シ若ハ第十五条ニ定メタル資格ヲ失ヒタルト  
キ又ハ本大学ニ於テ不適當ト認ムルトキハ之ヲ改定スヘシ此場合  
ニ於テハ在学証書ヲ更新スヘシ

第十八条 学生疾病其他己ムヲ得サル事故ニ依リ其学年中ニ於テ満  
六箇月以上授業ヲ受クルコト能ハサル者ハ其学年間休学スルコト  
ヲ得但陸海軍ノ現役ニ服スル者及召集中ノ者ハ其間休学スルコト  
ヲ得

前項ノ場合ニ於テハ其事実ヲ証明スル書面ヲ添へ保証人連署ノ願  
書ヲ差出シ校長ノ許可ヲ受クヘシ

第十九条 休学シタル学生ハ次学年ノ始ヨリ其原級ニ入り修学スル  
モノトス但休学事故ノ止ミタルトキハ本大学ノ許可ヲ受ケ授業ヲ  
受クルコトヲ得

休学シタル学生ハ但書ノ場合ニ於テモ其学年試験ニ応スルコトヲ得ス

第二十条 休学中ハ授業料ヲ免除ス

前条但書ノ場合ニ於テハ聴講ノ月ヨリ授業料ヲ徴収ス

貸費生ハ休学ノ月ヨリ貸費ヲ停止セラル

第二十一条 退学セントスル者ハ其事由ヲ詳記シ保証人連署ノ退学願書ヲ差出シ本大学ノ許可ヲ受クヘシ

第二十二条 左ノ各号ノ一ニ該当スル学生ハ其学籍ヲ削除ス

- 一 理由ノ如何ニ拘ハラズ引続キ一箇年以上欠席シ又ハ正当ノ理由ナクシテ引続キ一箇月以上欠席シタル者
  - 二 性行不良ニシテ改善ノ見込ナシト認メタル者
  - 三 学力劣等ニシテ成業ノ見込ナシト認メタル者
  - 四 出席常ナラサル者
  - 五 授業料ノ滞納二箇月ニ及ヒタル者
- 第二十三条 第七十条及第七十一条ニ因リ退学ヲ命セラレタル者五箇月以上ヲ経、改悛ノ状アリト認メラルルトキハ特ニ再入学ヲ許可スルコトアルヘシ

#### 第四節 試験

第二十四条 試験ハ毎学年ノ終ニ於テ其学年間ニ修メタル学科目ニ就キ之ヲ行フ

但第三学年試験ハ其学年間ニ修メタル学科目ノ外前二学年間ニ修メタル学科目中ノ数科ニ就キ之ヲ行フ  
試験ハ筆記又ハ口述ニ依リ之ヲ行フ

第二十五条 疾病其他已ムヲ得サル事故ニ因リ試験ヲ完了セサル者

ハ追試験ヲ受クルコトヲ得

第二十六条 追試験ハ次学年ノ始ニ於テ之ヲ行フ

第二十七条 試験ノ成績ハ点数ヲ以テ之ヲ現ハシ一科ノ満点ヲ一百  
点トシ四十点ヲ及第点トシ平均六十点以上ヲ得タルモノヲ及第ト  
ス

第二十八条 追試験ヲ受クル場合ニ於テハ前試験ニ六十点以上ヲ得  
タル学科目ノ試験ヲ受ケサルコトヲ得此場合ニ於テハ前試験ニ得  
タル該学科目ノ点数ヲ他ノ学科目ノ点数ニ加ヘテ平均点ヲ定ム

#### 第五節 学費

第二十九条 本大学ニ入学スル者ハ入学金二円ヲ納ムヘシ

第三十条 授業料ハ一学年金二十七円五十銭トシ之ヲ左ノ三期ニ分  
チ前納スヘシ

但月割ニテ金二円五十銭宛前納スルモ妨ケナシ

第一期 (自九月) 金十円  
(至十二月)

第二期 (自一月) 金十円  
(至四月)

第三期 (自五月) 金七円五十銭  
(至七月)

第三十一条 学年ノ中途ニ入学シ若ハ退学スル者ハ特ニ入学以前及  
退学以後ノ授業料月割分納額ヲ免除ス

第三十二条 在学中ハ欠席全月ニ涉ルトキト雖モ授業料ヲ免除セス  
第三十三条 試験ヲ受ケントスル者ハ左ノ區別ニ従ヒ手数料ヲ前納  
スヘシ

一 入学検定試験 金一円

一 編入試験

金一円

一 追試験

金一円

第六節 兵役ニ関スル特例

第三十四条 大学本科生ハ徵兵令ノ特例ヲ受ケ在学中ハ徵集ヲ猶予セラレ卒業後ハ一年志願兵タルコトヲ得

第七節 卒業証書、称号

第三十五条 大学各学科課程ヲ卒ヘタル者ニハ卒業証書ヲ授与ス

大学本科生ノ卒業証書ヲ得タル者ハ法科大学ニ在テハ明治大学法学士、政科大学ニ在テハ明治大学政学士、商科大学ニ在テハ明治大学商学士、文科大学ニ在リテハ明治大学文学士ノ称号ヲ用ユルコトヲ得

第三十六条 本大学ノ卒業証書ヲ有スル者ハ之ヲ本大学ノ校友トス但本大学大学予科卒業証書ヲ有スル者ハ此限ニアラス

第三章 専門部

第一節 分科、学科課程

第三十七条 専門部ニ左ノ四科ヲ置ク

一 法 科

二 政 科

三 商 科

四 文 科

第三十八条 専門ニ於テハ専ラ邦語ヲ以テ教授ス

第三十九条 専門ニ於テ教授スル学科課程左ノ如シ

一 法 科



二政科

独逸語	社会学	殖民政策	經濟政策	外交史	國際私法	國際公法	統計学	貨幣及信用論	財政学	農政經濟学	經濟学	政治学	政治史	行政法	商法	民法	刑法	憲法	比較憲法	學科目 / 學年
独逸語										全部	全部	全部				總則、物權(全部) 親族	總論	全部	全部	第一學年
独語		全部				全部	全部						全部	全部	社	債權(自一章至二章一節) 總則、商行為、會				第二學年
独語	全部		全部	全部	全部			全部	全部						保險、手形、海商	下)相統 債權(二章二節以				第三學年

清語	清語	清語
日語	日語	日語

(備考) 日語(清、韓人) 清語ハ随意科トス  
 (三課ス)

三 商科

学科目	学年	第一学年	第二学年	第三学年
商業通論	全部			
商事経営学		全部		
会計学	会計学	会計学		会計
取引所	全部			
銀行				全部
保険				全部
鉄道				全部
海運				全部
商業史	東洋商業史 西洋商業史			
商業地理	日本商業地理 外国商業地理			
商品学	商品学	商品学		
商業算術	商業算術	商業算術		
経済学	全部	全部		
貨弊及信用論		全部		
和商業文	和商業文	和商業文		
機械工学	全部			
経済政策				全部



日語	日語	日語	日語
清語	清語	清語	清語
獨逸語	獨逸語	獨逸語	獨逸語
文学概論及近世文学	文学概論	文学概論	世界文学
歴史	国史	西洋史	最近世界史

(備考) 日語(清、韓国、人ニ課ス)清語、獨逸語ハ随意科トス

第二節 学年、休業

第四十条 学年ハ九月十一日ニ始マリ翌年九月十日ニ終ル

第四十一条 第七条第八条ノ修業年限及休業ニ関スル規定ハ専門部ニ之ヲ準用ス

第三節 入学、退学

第四十二条 専門部ニ入学スルコトヲ得ル者ハ年令十七歳以上タルコトヲ要ス

第四十三条 専門部ノ学生ヲ分ツテ正科生、特科生ノ二種トス

正科生ハ左ノ資格ヲ有シ入学シタル者ヲ謂フ

一 中学校ヲ卒業シタル者

二 師範学校ヲ卒業シタル者

三 専門学校入学検定規定ニ依リ合格証書ヲ有スル者

四 文部大臣ニ於テ専門学校ノ入学ニ関シ中学校卒業者ト同等以上ノ学力ヲ有スルモノト指定シタル者

上ノ学力ヲ有スルモノト指定シタル者

特科生ハ左ノ資格ヲ有シ入学シタル者ヲ謂フ

一 本大学ニ於テ施行スル左ノ試験ニ合格シタル者

国語(片仮名)  
漢文(白文)  
数学(四則、比例)

二 本大学ニ於テハ前号ト同等ノ学力ヲ有スト認定シタル者

第四十四条 専門部正科生ノ入学時期ハ毎年一回トシ其期間ハ九月ヨリ十月ニ涉リ三十日間トス専門部特科生ノ入学時期ハ毎年九月ヨリ翌年三月迄トス但本大学ト同一程度ノ他ノ専門学校ヨリ本大学ヘ転学スル者ニ付テハ此限ニアラス

第四十五条 専門部第二学年以上ニ編入スルコトヲ得ルモノ正科生ニアリテハ第四十三条第二項各号特科生ニアリテハ同条第三項各号ノ入学資格ヲ有シ且ツ前各学年ノ全科目ノ試験ニ合格シタル者

第四十六条 同一程度ノ他ノ専門学校ノ二学年以上ニ在学シ第四十条ノ資格ヲ有スル者本大学ニ転スルトキハ各科相当学年ニ編入ス但本大学学科課程中他ノ専門学校ニ於テ履修セサルモノアルトキハ特ニ該学科目ニ限り試験スルコトアルヘシ

第四十七条 第十四条乃至第二十三条ノ入学休学及退学ニ関スル規定ハ専門部ニ之ヲ準用ス

#### 第四節 試験

第四十八条 第二十四条乃至第二十八条ノ試験ニ関スル規定ハ専門部ニ之ヲ準用ス

#### 第五節 学費

第四十九条 第二十九条乃至第三十三条ノ学費ニ関スル規定ハ専門部ニ之ヲ準用ス

#### 第六節 兵役ニ関スル特例

第五十条 専門部正科生ハ徴兵令ノ特例ヲ受ケ在学中ハ徴集ヲ猶子

セラレ卒業後ハ一年志願兵タルコトヲ得

第七節 卒業証書、称号

第五十一条 専門部各学科ヲ卒業ヘタル者ニハ卒業証書ヲ授与ス

専門部ノ卒業証書ヲ得タル者ハ法科専門部ニ在テハ明法学士、政  
科専門部（正科生）ニ在テハ明治大学政治学士商科専門部ニ在テ  
ハ明治大学商業学士ノ称号ヲ用ユルコトヲ得

第五十二条 第三十六条ノ校友ニ関スル規定ハ専門部ニ之ヲ準用ス

第四章 高等研究科

第五十三条 高等研究科ハ法学、政治学、経済学及商業学ノ蘊奥  
ヲ研究スルヲ以テ目的トス

第五十四条 高等研究科ノ在学期ヲ一年以上三年以下トス

第五十五条 第八条ノ休業ニ関スル規定ハ高等研究科ニ之ヲ準用ス

第五十六条 高等研究科ノ学生ハ分テ甲種生、乙種生トス

甲種生ハ左ノ資格ヲ有シ入学シタル者ヲ謂フ

一 大学及専門部正科生ノ卒業者

二 本大学ト同一程度ノ大学、専門部（正科生）ヲ卒業シタル  
者

乙種生ハ左ノ資格ヲ有シ入学シタル者ヲ謂フ

一 専門部（特科生）ノ卒業者

二 本大学ト同一程度ノ他ノ専門学校ノ別科ヲ卒業シタル者

第五十七条 高等研究科ニ於テ研究スル学科目ハ其既修ノ全学科目

又ハ各自志望ノ学科目トス

第五十八条 高等研究科ハ左ノ方法ニ依リ研究ヲ為ス

局部講義、講話、質疑、口述推問、筆記試問及其答案講評、討論

高等研究科学生ハ随意本大学ノ講義ヲ傍聴スルコトヲ得

第五十九条 甲種生ノ入学時期ハ毎年一回トシ其期間ハ九月ヨリ十月ニ涉リ三十日間トス

但補欠トシテ臨時入学ヲ許スコトアルヘシ

第六十条 第十四条乃至第二十三条ノ入学、休学及退学ニ関スル規定ハ高等研究科ニ之ヲ準用ス

第六十一条 在学一年ニ及フ者ハ直ニ試験ヲ受クルコトヲ得

試験ニ合格セサルトキハ更ニ六箇月間在学ノ後ニ非サレハ再ヒ試験ヲ受クルコトヲ得ス

第六十二条 試験ハ論文試験及ヒ口述試験トス論文試験ハ学生ノ選択ニ依リ既修科目中ノ一ニ就キ論文ヲ提出セシメテ之ヲ行ヒ口述試験ハ既修科目ニ就キ之ヲ行フ

第六十三条 第二十七条ノ試験成績ニ関スル規定ハ高等研究科ニ之ヲ準用ス

第六十四条 試験ヲ受ケントスル者ハ受験料金五円ヲ納ムヘシ

第六十五条 試験ニ及第シタル者ニハ専攻証書ヲ授与ス

専攻証書ヲ有スル者ハ本大学ノ校友トス

第六十六条 専攻証書ヲ有スル者ハ銓衡ニ依リ明治大学法学士又ハ

明治大学政学士若クハ明治大学商学士ノ称号ヲ認許スルコトアルヘシ

第六十七条 授業料ハ一箇年金二十円トシ之ヲ左ノ三期ニ分チ前納スヘシ

但月割ニテ金二円前納スルモ妨ケナシ

第一期(自九月至十二月) 金八円

第二期(自一月至四月) 金八円

第三期(自五月至六月) 金四円

第六十八條 第三十一條及第三十二條ノ授業料ニ関スル規定ハ高等

研究科ニ之ヲ準用ス

第六十九條 甲種生ハ第三十四條ニ規定スル徵兵令ニ関スル特例ヲ

受クルコトヲ得

#### 第五章 学生心得

第七十條 本大学学生ハ校紀ヲ奉シ学风ヲ重シ常ニ言行ヲ慎ムヘ

キハ勿論特ニ左ノ簡条ヲ遵守スヘシ

一 講堂ニ入ルニハ制服又ハ袴ヲ着クヘシ

二 講堂ニ入ルニハ靴又ハ上草履ヲ用ユヘシ

三 講堂ニ入ルニハ在学証ヲ係員ニ示スヘシ

在学証ヲ携帯セサルトキハ入堂ヲ許サス

四 講堂ニ在テハ謹慎ヲ旨トシ雑談、喫煙其他粗暴ノ挙動ヲナス

ヘカラス

五 授業中ハ退席ヲ許サス若シ已ムヲ得サル事故アリテ退席セン

トスル者ハ講師ノ許可ヲ受クヘシ

六 三日以上欠席セントスル者ハ必ス其事由ヲ明記シ保証人連署

ノ上届出ツヘシ但疾病ノ為メ七日以上欠席スル者ハ医師ノ診

断書ヲ添付スヘシ

七 欠席ノ日数ハ一箇月ヲ超ユルコトヲ得ス若シ一箇月ヲ超ヘ尚

事故止マサルトキハ其都度更ニ届出ツ可シ

## 第六章 懲戒

第七十一条 学生学則ニ違反シ其他不都合ノ行為アルトキハ情状ニ因リ退学若クハ停学ヲ命ズ

第七十二条 学生学業怠惰ニシテ成業ノ見込ナキトキ又ハ本大学ノ体面ヲ傷ケ若クハ学生タルノ面目ヲ汚ス行為アルトキハ退学ヲ命ズ

第七十三条 停学ヲ命シタルトキハ其旨ヲ父兄及保証人ニ通知シ退学ヲ命シタルトキハ父兄保証人及同種ノ専門学校ニ通知ス

## 第七章 特待生

第七十四条 學術優等ニシテ品行方正ナル学生ハ之ヲ特待生トナス

第七十五条 特待生ハ毎学年末其学年試験ノ成績ニ依リ之ヲ定ム

第七十六条 特待生ハ其学年間授業料ヲ免除ス

第七十七条 懲戒ノ処分ヲ受ケタル者ハ特待生ノ待遇ヲ停止ス

## 第八章 奨学貸費

第七十八条 奨学貸費ハ本大学貸費及寄附貸費ノ二種トス

第七十九条 學術優等品行方正ノ学生ニシテ学費支弁ノ途ナキ者ハ之ヲ貸費生トシテ年額金二百五十円以内ヲ貸与スルコトアルヘシ

第八十条 寄附貸費ハ寄附者ノ指定ニ従ヒ前条年額以内ヲ貸与ス但特ニ貸費額ノ指定アルモノハ其額ヲ貸費ス

第八十一条 奨学費ヲ受ケントスル者ハ某事情ヲ具シ願出ツ可シ

第八十二条 貸費生ハ本大学ノ承認ヲ得タル保証人二名連署ノ上本大学所定ノ証書ヲ差出スヘシ

第八十三条 奨学貸費ヲ受ケタル者ハ卒業後十二ヶ月ヲ經過シタル月ヨリ起算シ貸費ヲ受ケタルト等シキ期間内ニ於テ貸費金額ヲ月賦返納スヘシ

第八十四条 貸費生卒業ノ見込ナキトキハ其貸費ヲ止ム

第八十五条 貸費生ニシテ退学ヲ命セラレタル者、貸費ヲ止メラレタル者又ハ自己ノ都合ニ因リ貸費ヲ辞シ若ハ退学スル者ハ貸与ヲ受ケタル金額ヲ即時ニ返納スヘシ但疾病ノ為メ廃学シタル場合ニ於テハ本人ノ情願ニ因リ月賦返納ヲ許可スルコトアルヘシ

#### 第九章 海外留学

第八十六条 本大学校友ニシテ學術優等、品行方正、且將來有望ノ者ハ特ニ海外ニ留学セシム留学ニ関スル細則ハ別ニ之ヲ定ム

#### 第十章 補則

第八十七条 本大学ノ編入試験ニ依リ二学年以上ニ入学シ所定ノ試験ヲ經テ卒業シタル者ニシテ判事檢事登用試験ヲ受ケントスルトキハ必ス在学习年数三学年ニ滿ルマテ補修スルヲ要ス

第八十八条 前条ノ補修ハ高等研究科ニ於テ之ヲナスヘシ

第八十九条 本大学校友ニシテ判事檢事登用第一回試験并護士試験文官高等試験及理事、主理、登用試験ニ及第シタル者ハ銓衡ニ依リ明治大学法学士ノ称号ヲ認許スルコトアルヘシ

#### 第十一章 大学予科

##### 第一節 総則

第九十条 大学予科ハ各科大学ニ入ルニ必要ナル高等ノ普通学科ヲ教授ス

第九十一条 大学予科ノ修業年限ハ一箇年半トス

第九十二条 大学予科ヲ分テ第一部、第二部ノ二種トス

第九十三条 大学予科第一部ハ法科大学、政科大学ニ大学予科第二部ハ商科大学ニ入ル者ヲ養成ス

第九十四条 大学予科本科生ハ徴兵令第二十三条ノ特例ヲ受ケ在学中徴集ヲ猶予セラルコトヲ得

第九十五条 大学予科ヲ卒ヘタル者ニハ卒業証書ヲ授与ス

第二節 学科課程

第九十六条 第一部、第二部ノ学科課程左ノ如シ

第一部

学科目	学期	
	第一学期	第二学期
倫理	実践倫理提要	同上
国語漢文	講読、文法、作文	同上
英語	講読、文法、作文	同上
独語	講読、文法、作文	同上
歴史	東洋史	西洋史
論理	論理学	同上
法学通論	要論	同上
地理	内外地理	同上
数学	経済学、保険学等ニ関スル数学ノ応用	同上

地理及数学ハ選択科目トス

第二部

書	学期		倫理	国語漢文	英語	地理	数学	物理学	化学	商業通論	商業作文	法学通論	博物学	書方書方
	第一学期	第二学期												
		実践倫理提要	同上	講読、文法	講読、文法、作文 会話	内外地理	経済学、保険学等ニ 関スル数学ノ応用	応用物理学	応用化学	通論	和英商業文	要論	概要	
		同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
		同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
		同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上

法学通論、博物学、書方ハ選択科目トス

第三節 学期及休業

第九十七条 大学予科ノ修業年限ヲ分テ四学期トス

第一学期 一日ニ起リ八月三十一日ニ終ル

第二学期 九月一日ニ起リ十二月三十一日ニ終ル

第三学期 翌年一月一日ニ起リ三月三十一日ニ終ル

第四学期 四月一日ニ起リ八月三十一日ニ終ル

第九十八条 大学予科ノ休業日左ノ如シ

一 春季休業 自四月一日至同月七日

一 夏季休業 自八月一日至九月十日

一 冬季休業 自十二月二十六日至翌年一月十日

日曜日、大祭祝日、本大学記念日（一月十日）  
（七日）

第四節 入学及退学

第九十九条 大学予科ノ学生ヲ分テ本科生、別科生ノ二種トス

本科生ハ左ノ資格ヲ有シ入学シタル者ヲ謂フ

一 中学校ヲ卒業シタル者

二 師範学校ヲ卒業シタル者

三 専門学校入学者検定規程ニ依リ合格証書ヲ有スル者

四 文部大臣ニ於テ専門学校ノ入学ニ関シ中学校卒業者ト同等以

上ノ学力ヲ有スルモノト指定シタル者

別科生ハ左ノ資格ヲ有シ入学シタル者ヲ謂フ

一 徴兵令第十三条ニ依リ中学校ト同等以上ト認定セラレタル学

校ヲ卒業シタル者

二 本学ニ於テ施行スル左ノ入学試験ニ及第シタル者

一 倫 理

一 国語漢文

一 歴 史

一 地 理

一 数 学

一 外 国 語（英独ノ内ニ）

第一百条 本大学予科同程度ノ専門学校予科ニ在学スル者本大学予科

ニ転学スルトキハ銓衡ノ上相当学期ニ編入ス

第一百一条 入学ハ每学期ノ始メニ於テ之ヲ許ス

但補欠トシテ之ヲ許スコトアルヘシ

第一百二条 入学セントスル者ハ入学願書ニ履歷書ヲ添ヘ之ヲ学務課ニ差出シテ許可ヲ受クヘシ

第一百三条 入学ノ許可ヲ得タル者ハ保証人連署ノ在学証書ヲ差出スヘシ

在学証書用紙ハ学務課ニ於テ交付ス

第一百四条 保証人ハ東京市内ニ一家計ヲ立ツル成年者タルコトヲ要ス

第一百五条 学生又ハ保証人氏名ヲ改メ若ハ本籍住居等ヲ移転シタルトキハ直ニ其旨届出ツヘシ学生保証人ヲ変更シタルトキ亦同シ

第一百六条 保証人死亡若ハ第一百四条ノ資格ヲ失ヒ又ハ本大学ニ於テ不適當ト認ムルトキハ之ヲ改定シ更ニ在学証書ヲ差出スヘシ

第一百七条 学生疾病其他已ムヲ得サル事故ニ因リ欠席スルトキハ其事由ヲ明記シ保証人連署ノ上届出ツヘシ但病氣欠席一週日以上ニ涉ルトキハ医師ノ診断書ヲ添付スヘシ

第一百八条 欠席日数ハ一箇月以上ニ涉ルコトヲ得ス但一箇月ヲ經過スルモ尚事故止マサルトキハ新ニ届出ラナスヘシ

第一百九条 学生退学セントスルトキハ其事由ヲ詳記シ保証人連署ノ退学願書ヲ差出シ本大学ノ許可ヲ受クヘシ

第一百十条 左ノ各号ノ一ニ該当スル学生ハ其学籍ヲ削除ス

一 理由ノ如何ニ拘ハラズ引続キ一ケ年以上欠席シ又ハ正当ノ理由ナクシテ引続キ一ケ月以上欠席シタル者

二 性行不良ニシテ改善ノ見込ナシト認メタル者  
三 学力劣等ニシテ成業ノ見込ナシト認メタル者

四 出席常ナラサル者

五 授業料ノ怠納ニケ月ニ及ヒタル者

第五節 進級及卒業

第百十一条 学期課程ノ修了又ハ卒業ハ平素ノ学業及試験ノ成績ヲ  
考查シテ之ヲ定ム但学期試験ノ成績ハ学期課程ノ進行ヲ妨ケス

第百十二条 学期試験ハ各学期間ニ於テ教授シタル学科目ニ就キ之  
ヲ行ヒ卒業試験ハ第四学期ニ於テ教授シタル学科目ニ就キ之ヲ行  
フ

第百十三条 試験ノ成績ハ点数ヲ以テ之ヲ現ハシ一科目ノ満点ヲ一  
百点トシ四十点ヲ及第点トシ平均六十点以上ヲ得タルモノヲ及第  
トス

第百十四条 疾病其他已ムヲ得サル事故ニ因リ試験ヲ完了セサル者  
ハ追試験ヲ受クルコトヲ得

追試験ハ次学期ノ始メニ於テ之ヲ行フ

第百十五条 追試験ヲ受クル場合ニ於テハ前試験ニ於テ六十点以上  
ヲ得タル学科目ノ試験ヲ受ケサルコトヲ得此場合ニ於テハ前試験  
ニ得タル該学科目ノ点数ヲ他ノ学科目ノ点数ニ加ヘテ平均点ヲ定  
ム

第六節 学費

第百十六条 大学予科ニ入学スル者ハ入学金二円ヲ納ムヘシ

第百十七条 授業料ハ每学期ノ始ニ於テ左ノ區別ニ従ヒ前納スヘシ

但月割金二円五十銭ツツ前納スルモ妨ケナシ

第一学期 自四月至七月 金十円

第二学期 自九月至十二月 金十円

第三学期 自一月至三月 金七円五十銭

第四学期 自四月至七月 金十円

第一百八条 学期ノ中途ニ入学シ若ハ退学スル者ハ特ニ入学以前及ヒ退学以後ノ授業料月割分納額ヲ免除ス

第一百九条 学生在学中ハ欠席全月ニ涉ルトキト雖授業料ヲ免除セス

第二百十条 入学試験ヲ受ケントスル者ハ金壹円卒業追試験ヲ受ケントスル者ハ金貳円ノ手数料ヲ前納スヘシ

第七節 賞罰

第二百十一条 第五章乃至第八章ノ特待生、奨学貸費、学生心得及ヒ懲戒ニ関スル規定ハ大学予科生ニモ之ヲ準用ス

〔明治大学学則〕明治四十三年七月

49 〔私立明治大学経緯学堂名称変更願〕

○校名改称 東京市神田区駿河台南甲賀町十番地私立経緯学堂ヲ私

立明治大学清国留学生部ト改称ノ件四月六日設立者ヨリ開申

校名変更ニ関スル件

貴区私立明治大学経緯学堂名称変更ノ件本月四日付ヲ以テ願出ノ処右ハ私立学校令施行規則第一条ニ依リ開申ト見做シ取扱相成候条此ノ旨御伝達相成度此段及照会候也

年 月 日

部長

神田区长宛

学校名称称願

私立明治大学経緯学堂

東京神田駿河台南甲賀町十

右今般左記ノ通改称致度候間此段及御願候也

私立明治大学清国留学生部

明治四十三年四月四日

私立明治大学経緯学堂設立者 岸本 辰雄 印

東京府知事 阿部 浩殿

「文書類纂 学事」明治四十三年 六二九・C六・二(三十一)

「東京都公文書館所蔵」

50〔私立明治大学学則改正願〕

進 達 願

一 別紙願書其筋へ進達相成度此段願上候也(八月三十一日認可)<sup>朱書</sup>

明治四十三年七月 日

私立明治大学校長 法学博士 岸本 辰雄 印

東京府知事 阿部 浩殿

前書出願ニ付奥印候也

明治四十三年七月八日

東京市神田区长 小原八十吉 印

「文書類纂 学事」明治四十三年 六二九・C六・四(八)

〔東京都公文書館所蔵〕

進達願

一 別紙学則改正願其筋ニ進達相成度此段願上候也

明治四十三年九月六日朱書（九月二十六日許可）

私立明治大学校長

法学博士 岸本 辰雄 印

東京府知事 阿部 浩 殿

前書出願ニ付奥印候也

明治四十三年九月七日

東京市神田区長 小原八十吉 印

〔文書類纂 学事〕明治四十三年 六二九・C六・四（一四）

〔東京都公文書館所蔵〕

### 51 甲種商業学校卒業者ノ指定ノ件

甲種商業学校指定ニ関スル件

按 一

本月二十五日文部省告示第二〇八号ヲ以テ私立明治大学其他ノ大学  
入学ニ関シ甲種商業学校卒業者ヲ中学校卒業者ト同等以上ノ学力ア  
ルモノト指定相成リ尚右指定ノ結果トシテ別紙不必要ト相成候ニ付  
及返付候旨文部省ヨリ通牒有之候条御了知相成度此段及通牒候也

年 月 日

東京府

私立慶応義塾大学部

按二

本月二十五日 文部省告示第二〇八号ヲ以テ私立明治大学其ノ他ノ大  
学入学ニ関シ甲種商業学校卒業者ヲ中学校卒業生ト同等以上ノ学力  
アルモノト指定相成候条御了知相成候度其ノ筋ヨリ通牒ノ次第有之  
此段及通達候也

年 月 日

東京府

私立明治大学

私立日本大学

私立中央大学

私立各商業学校(甲種程度)

(私立明治大学及私立日本大学(朱書)へ)

追而学則中ニ左ノ規定ヲ設ケラレ候様其ノ筋ヨリ通牒有之候ニ付此  
段申添候也

一、甲種商業学校卒業者ニシテ大学予科ニ入学シタル者ハ大学部  
商科ニ限り進入スルコトヲ得

本月二十五日 文部省告示第二〇八号ヲ以テ私立明治大学、私立日本  
大学、私立慶応義塾大学部並私立中央大学ノ入学ニ関シ甲種商業学  
校卒業者ヲ中学校卒業者ト同等以上ノ学力アルモノト指定相成候ニ  
付其旨各学校設立者ニ御示達相成度尚右指定ノ結果トシテ明治四十  
二年三月一日付西学甲七二四号ノ二ヲ以テ御進達相成タル私立慶応  
義塾商工学校卒業者ヲ同大学部理財科並予科ノ入学ニ関シ指定ノ件  
ハ不必要ト相成候ニ付書類及返付候条御伝達相成度此段及通牒候也

明治四十三年八月二十六日

文部省第一学務局長 福原録二郎 函

東京府知事 阿部 浩殿

追而 私立明治大学及私立日本大学ニ対シテハ学則中ニ左ノ規定ヲ設ケシメラレ度此段申添候也

一、甲種商業学校卒業者ニシテ大学予科ニ入学シタル者ハ大学部商科ニ限り進入スルコトヲ得

「文書類纂 学事」明治四十三年 六二九・C六・三（三十八）

「東京都公文書館所蔵」

## 52. 明治大学学則

明治四十三年十月改正

(略)

### 第二章 第三節 入学、退学

第九条 大学ニ入学スルコトヲ得ル者ハ年令十七歳以上タルコトヲ要ス

第十条 大学ノ学生ヲ分テ本科生、別科生ノ二種トナス

本科生ハ左ノ資格ヲ有シ入学シタル者ヲ謂フ

一 本大学ノ大学予科ヲ卒業シタル者但甲種商業学校卒業者ハ商科大学ニ入学ヲ許ス

二 本大学予科ト同一程度ノ他ノ専門学校ノ予科ヲ卒業シタル者

三 本則第四十三条第二項ノ各号ニ該当スル資格アル者ニシテ本大学ノ検定試験ニ合格シタル者但検定試験ハ本大学大学予科

卒業ノ程度ヲ標準トシテ之ヲ行フ

(略)

### 第三章 専門部

#### 第三節 入学、退学

第四十二条 専門部ニ入学スルコトヲ得ル者ハ年令十七歳以上タルコトヲ要ス

第四十三条 専門部ノ学生ヲ分ツテ正科生、特科生ノ二種トス

正科生ハ左ノ資格ヲ有シ入学シタル者ヲ謂フ

- 一 中学校ヲ卒業シタル者
- 二 師範学校ヲ卒業シタル者

三 甲種商業学校ヲ卒業シタル者但商科ニ入学スル者ニ限ル

四 専門学校入学検定規定ニ依リ合格証書ヲ有スル者

五 文部大臣ニ於テ専門学校ノ入学ニ関シ中学校卒業者ト同等以上ノ学力ヲ有スルモノト指定シタル者

特科生ハ左ノ資格ヲ有シ入学シタル者ヲ謂フ

一 本大学ニ於テ施行スル左ノ試験ニ合格シタル者

国語(片仮名)  
漢文(白文)  
数学(四則、分)

二 本大学ニ於テ前号ト同等ノ学力ヲ有スト認定シタル者

第四十四条 専門部正科生ノ入学時期ハ毎年一回トシ其期間ハ九月

ヨリ十月ニ涉リ三十日間トシ専門部特科生ノ入学時期ハ毎年九月

ヨリ翌年三月迄トス但本大学ト同一程度ノ他ノ専門学校ヨリ本大

学へ転学スル者ニ付テハ此限リニアラス

第四十五条 専門部第二学年以上ニ編入スルコトヲ得ルモノ正科生

ニアリテハ第四十三条第二項各号特科生ニアリテハ同条第三項各号ノ入学資格ヲ有シ且ツ前各学年ノ全科目ノ試験ニ合格シタル者  
第四十六条 同一程度ノ他ノ専門学校ノ二学年以上ニ在学シ第四十三條ノ資格ヲ有スル者本大学ニ転スルトキハ各科相当学年ニ編入  
ス但本大学学科課程中他ノ専門学校ニ於テ履修セサルモノアルトキハ特ニ該学科目ニ限り試験スルコトアルヘシ  
第四十七条 第十四條乃至第二十三條ノ入学休学及退学ニ関スル規定ハ専門部ニ之ヲ準用ス

「明治大学学則」明治四十三年十月

## ◇明治四十四年（一九一三）

### 54 高等中学校令

朕枢密顧問ノ諮詢ヲ經テ高等中学校令ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名 御璽

明治四十四年七月二十九日

内閣總理大臣 公爵 桂 太郎

文部大臣 小松原英太郎

勅令第二百十七号

高等中学校令

第一条 高等中学校ハ中学校ヲ修了セル者ニ対シ更ニ精深ナル程度

ニ於テ高等普通教育ヲ為スヲ以テ目的トス

第二条 高等中学校ハ官立トシ其ノ数ハ全国ヲ通シテ二十校以内ト

シ一校ノ生徒定員ハ四百八十人以内トス

第三条 高等中学校ノ修業年限ハ二年五月乃至二年六月トス

第四条 高等中学校ノ学科ヲ分チテ文科及理科トス

第五条 高等中学校ニ入学スルコトヲ得ル者ハ中学校ヲ卒業シタル者又ハ年令十六年以上ニシテ之ト同等ノ学力アリト検定セラレタル者タルヘシ

第六条 高等中学校ノ学科目及其ノ程度並入学、退学及懲戒ニ関スル規程ハ文部大臣之ヲ定ム

第七条 高等中学校ノ教科書ハ文部大臣ノ検定ヲ経タルモノニ就キ学校長之ヲ定ム但シ文部大臣ノ検定ヲ経サル教科書ヲ使用スル必要アルトキハ文部大臣ノ認可ヲ受ケ一時之ヲ使用スルコトヲ得

第八条 本令ニ依ラサル学校ハ高等中学校ト称スルコトヲ得ス

#### 附 則

第九条 本令ハ明治四十六年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

第十条 高等学校令ハ之ヲ廃止ス

第十一条 高等学校ハ高等中学校ト改称ス

前項ノ高等中学校ニハ当分ノ内第二条ノ生徒定員ニ関スル規定ヲ適用セス

第十二条 高等学校大学予科ハ本令施行ノ際現ニ在学スル者ノ為ニ明治四十八年八月三十一日迄之ヲ存置ス

第十三条 他ノ勅令中高等学校トアルハ高等中学校ト看做ス

「官報」第八四三二号 明治四十四年七月三十一日

55 私立中学校令改正

朕秘密顧問ノ諮詢ヲ經テ私立学校令中改正ノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名 御璽

明治四十四年七月二十九日

内閣総理大臣 公爵 桂 太郎

文部大臣 小松原英太郎

56 私立学校令改正

勅令第二百十八号

私立学校令中左ノ通改正ス

第二条 私立学校ノ設立廢止及設立者ノ変更ハ監督官庁ノ認可ヲ受クヘシ

第二条ノ二 私人ニシテ中学校又ハ専門学校ヲ設立セムトスルトキハ其ノ学校ヲ維持スルニ足ルヘキ収入ヲ生スル資産及設備又ハ之ニ要スル資金ヲ具ヘ民法ニ依リ財団法人ヲ設立スヘシ

第四条中左ノ如ク改ム

一 禁錮以上ノ刑ニ処セラレタル者

二 削除

同条第五号中「処分ヲ受ケ」ノ下ニ「又ハ第七条ノ規定ニ依リ解職ヲ命セラレ」ヲ加フ

第七条中「監督官庁ハ」ノ下ニ「之カ解職ヲ命シ又ハ」ヲ加フ

第八条 私立学校ニ於テハ学令児童ニシテ未タ就学ノ義務ヲ了ラサル者ヲ入学セシムルコトヲ得ス但シ小学校令第三十三条及第三十六条ノ規定ニ依リ市町村長ノ認可ヲ受ケタル児童ヲ入学セシムルハ此ノ限ニ在ラス

第十一条ノ二 中学校又ハ専門学校ノ設立者ハ毎学年又ハ毎事業年度ノ開始前収支予算ヲ定メ、毎学年又ハ毎事業年度ノ終了後収支決算ヲ為シ監督官庁ニ届出ツヘシ

監督官庁ハ必要ト認ムルトキハ収支予算ノ変更ヲ命スルコトヲ得第十三条中「第二条第一項ノ手續ヲ為ササル者及第二条第二項ノ規定ニ違反シタル者」ヲ「第二条ノ設立ノ手續ヲ為ササル者及学校ノ廃止又ハ設立者ノ変更ニ関シ第二条ノ規定ニ違反シタル者」ニ、「五十円以上百円以下ノ罰金」ヲ「百円以下ノ罰金」ニ改ム

第十四条中「第七条ニ依リ」ヲ「第七条ノ規定ニ依リ解職ヲ命セラレ又ハ」ニ、「三十円以下ノ罰金」ヲ「五十円以下ノ罰金又ハ科料」ニ改ム

第十五条中「二十円以下ノ罰金」ヲ「科料」ニ改ム

#### 附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

「官報」第八四三二号 明治四十四年七月三十一日

#### 57 「公立私立学校無試験検定学科目」

文部省告示第二百四十二号

明治三十二年文部省令第二十五号第一条ニ依リ明治三十二年七月以

後卒業者ニ対シ無試験検定ノ取扱ヲ許可シタル公立私立学校及検定  
 学科目等左ノ如シ  
 明治四十四年十月二十日

文部大臣 長谷場純孝

学校名	学部及学科目	無試験検定学科目	許可年月日	備考
元私立東京專門学校	文学部 哲学及英文学科 国語漢文及英文国語及漢文、英語 史学及英文学科 文、歴史、地誌、地	法制及經濟、英語(但シ英語ヲハ修メサルモノハハル)	明治三十二年七月七日	明治三十四年三月十一日「哲学及英文学科」ヲ「大学部文学科」ニ「国語漢文及英文学科」ヲ「専門部和漢部史学科」ニ變更改称許可「同部史学科」ニ變更改称許可「私立早稲田大学」ト改称認可
私立早稲田大学	元專門部 国語及漢文科 國語及漢文 歴史地理科 歴史、地理	法制及經濟、英語(但シ英語ヲハ修メサルモノハハル)	明治三十六年二月三日	明治三十六年四月二日「法制經濟及英語科」ノ検定学科目ニ「修身」ヲ加フルノ件許可
	元高等師範部 法制經濟科 英語科 國語及漢文科 國語及漢文 歴史地理科 歴史、地理	法制經濟科 修身及法制經濟 英語科 國語及漢文 歴史地理科 歴史、地理	明治三十六年十一月二十七日	明治三十七年三月三十一日組織ヲ變更シテ専門学校令ニ依ルノ件認可「明治四十年五月九日」高等師範部「經濟科」廢止許可「ト改称並ニ法制實施前更ニ「大学部文学科」ト變更改称許可
	元大学部 哲英文學科 英語科 國語及漢文科 國語及漢文 歴史地理科 歴史、地理	修身、教育 英語科 國語及漢文 歴史地理科 歴史、地理	明治三十八年九月三十日	明治四十一年八月四日學則ヲ改正シテ「英文学科」ヲ「英文学科第一部」ニ改称許可
	元文学部 英語科 國語及漢文科 國語及漢文 歴史地理科 歴史、地理	修身、教育 英語科 國語及漢文 歴史地理科 歴史、地理	明治四十一年五月六日	明治四十一年八月四日「國語漢文科」ヲ「和漢文学科」ト改称許可「歴史地理科」ヲ「英文学科第二部」ト改称許可
元文学部 英語科 國語及漢文科 國語及漢文 歴史地理科 歴史、地理	修身、教育 英語科 國語及漢文 歴史地理科 歴史、地理	明治四十一年八月四日	明治四十一年九月開始ノ第一学年生ヨリ取扱ヲ為ス	
元文学部 英語科 國語及漢文科 國語及漢文 歴史地理科 歴史、地理	修身、教育 英語科 國語及漢文 歴史地理科 歴史、地理	明治四十一年八月四日	明治四十一年九月開始ノ第一学年生ヨリ取扱ヲ為ス	
元文学部 英語科 國語及漢文科 國語及漢文 歴史地理科 歴史、地理	修身、教育 英語科 國語及漢文 歴史地理科 歴史、地理	明治四十一年八月四日	明治四十一年九月開始ノ第一学年生ヨリ取扱ヲ為ス	
元文学部 英語科 國語及漢文科 國語及漢文 歴史地理科 歴史、地理	修身、教育 英語科 國語及漢文 歴史地理科 歴史、地理	明治四十一年八月四日	明治四十一年九月開始ノ第一学年生ヨリ取扱ヲ為ス	



私立東洋大学	大学部 第一	部修及漢文身	明治四十年五月十三日	明治四十年開始ノ第一学年生ヨリ取扱ヲ為ス	洋大学」ト改称認可
私立日本女子	教育学部家政科 第二部	家事	明治四十四年二月二十四日	明治四十六年三月以後ノ卒業生ヨリ取扱ヲ為ス	
私立東京裁縫女学校	高等師範科裁縫	裁縫	明治四十四年四月二十七日	明治四十四年四月以後ノ卒業生ヨリ取扱ヲ為ス	
私立共立女子職業学校	甲種高等師範科裁縫	裁縫、手芸	明治四十四年四月二十七日	明治四十七年三月以後ノ卒業生ヨリ取扱ヲ為ス	

「官報」第八五〇一号 明治四十四年十月二十日

58 「普通教育ノ振興ニ当ル者ニ対スル訓令」

文部省訓令第十八号

十月三十日

天皇陛下ノ御名代トシテ 皇太子殿下東京高等師範学校ニ行啓アラセラル其ノ際本大臣ニ左ノ御沙汰ヲ伝ヘサセ給ヘリ

健全ナル国民ノ養成ハ普通教育ノ振興ニ俟ツ其ノ局ニ当ル者益々励精セヨ

本大臣ハ此ノ優渥ナル 聖旨ヲ拜シ感激措ク所ヲ知ラス謹テ之ヲ全国一般ニ告知ス普通教育ノ局ニ当ル者須ラク鞠躬尽瘁益々教育ノ実績ヲ挙ケ以テ聖意ニ答ヘ奉ランコトヲ期スヘシ

明治四十四年十月三十一日

文部大臣 長谷場純孝

「官報」第八五一〇号 明治四十四年十月三十一日

◇明治四十五年(一九一三)

59 私立明治大学附属中学校設立認可願

私立明治大学附属中学校設立認可願

私儀今般中学校令第五条ノ規定ニ基キ私立中学校ヲ設立仕度候間御認可被下度同令施行規則第三十八条並ニ私立学校令施行規則第一条規定ノ事項ヲ具シ御願申候也

明治四十四年九月一日

東京市神田区駿河台南甲賀町十四、十五、十六番地

設立者 私立明治大学理事校長 法学博士 岸本辰雄 印

文部大臣 長谷場純孝殿

追テ寄宿舎ハ学則第六条ノ規定ニ基キ当分設置不仕候間併テ御認可被成下度奉願候

進 達 願

別紙私立明治大学附属中学校設立認可願

文部大臣へ御進達被成下度此段御願申上候也

明治四十四年九月一日

東京市神田区南甲賀町十四、十五、十六番地

私立明治大学理事校長 岸本 辰雄 印

東京府知事 阿部 浩殿

前書出願ニ付奥印候也

明治四十四年九月一日

東京市神田区長 小原八十吉 印

## 第一 目的

本校ハ中学校令ニ依リ男子ニ須要ナル高等普通教育ヲ為スヲ以テ目的ス

## 第二 名称

本校ハ私立明治大学附属中学校ト称ス

## 第三 位置

本校ノ位置ハ東京市神田区駿河台南甲賀町十四番地トス

一、校地ノ面積、地質、屋外体場ノ区域、面積並ニ附近ノ情況ヲ

記載シタル図面ハ第一表ノ通り

一、飲用水ハ東京市施設ノ水道ヲ使用セルニヨリ別ニ定性分析表ヲ附セス

一、校舎ノ図面ハ第二表ノ通り

## 第四 生徒定員

本校ハ生徒ノ定員ヲ六百人トス

## 第五 開校年月

本校ハ明治四十五年四月一日ヨリ教授ヲ開始ス

但シ明治四十五年四月ニ於テハ第一、二学年級ノミノ教授ヲ開始ス

## 第六 学則 以下略ス(収入予算表・図面アリ)

## 復 命 書

命ニ依リ別紙私立明治大学附属中学校設立認可願出ニ関シ実地、視察候処同校設立予定ノ校地ハ地質面積並ニ周囲ノ事情等別ニ何等支障無之且經費維持ニ関シテハ財団法人タル私立明治大学資産ヲ以テ本校ノ収入ニ補充スル予定ニ有之尚一般ノ收支予算表等ニモ支障無

之ト認メラレ候右復命候也

明治四十四年九月十六日

東京府 視学 重田勘次郎 印

東京府知事 阿部 浩殿

記

私立明治大学資産表

一金十万円 寄附金額十八万圓中ノ未払込額

一金一万円 毎年度収支残額

私立中学校設置之件

私立明治大学理事岸本辰雄ヨリ中学校設立ノ件別紙願出候処左記ノ通りニ有之候条可然御詮儀相成度書類及進達候也

文部大臣宛

記

一、校地校舎其ノ他ノ設備相当ナリ

二、財団法人タル私立明治大学ノ資産ヲ以テ維持セントスルニアルヲ以テ維持ノ方法等確實ト認ム

以上

曩ニ御進達相成候私立明治大学附属明治中学校設置等ニ関スル件ハ本日別紙ノ通指令相成候処右ノ内寄宿舎ノ設置ニ関シテハ改正中学校令施行規則施行期日ノ關係上明治四十五年四月一日ヨリ効力ヲ生スルモノトシテ便宜指令相成候儀ニ有之候条此旨設立者ニ関シ御伝達相成度尚又寄附金未払高ノ内五万圓ハ中学校維持費ニ充當スヘキ旨設立者ヨリ申出有之候ニ付設置認可相成候儀ニ付右金額蓄積ノ上

ハ報告セシメラレ度此段及通牒候也

明治四十五年一月二十三日

文部省普通学務局長 田所 美治 印

東京府知事 阿部 浩殿

私立中学校設立認可之件

貴区私立明治大学理事事ヨリ願出ノ中学校設立ノ件今般別紙ノ通り指令相成候処右ノ内寄宿舎ノ設置ニ関シテハ改正中学校令施行規則施行期日ノ關係上明治四十五年四月一日ヨリ効力ヲ生スルモノトシテ便宜指令相成様又寄附金未払高ノ内五万円ハ中学校維持費ニ充当スヘキ旨囊ニ申出有之設立認可相成候儀ニ付右金額蓄積ノ上ハ報告スヘキ旨其ノ筋ヨリ通牒ノ次第有之候条此ノ旨設立者ニ御伝達相成候度此段及通牒候也

年 月 日

部 長

神田区長

「文書類纂 学事」 明治四十五年  
大正元年

六三〇・B七・四（二十八）

「東京都公文書館所蔵」

60 「私立明治大学分校廃止」

文部省告示第六十四号

東京府東京市神田区錦町ニ設置セル私立明治大学分校ヲ明治四十五年五月限廃止ノ件認可セリ

明治四十五年六月四日

文部大臣 長谷部純孝

「官報」第八六八六号 明治四十五年六月四日

# ◇大正元年（一九一三）

## 61 明治大学規則

大正元年八月改正

### 明治大学學則

#### 第一章 總 則

第一条 本大学ハ法律、政治、經濟、文學、商業ニ関スル學術ヲ教授シ及其蘊奧ヲ研究スルヲ以テ目的トス

第二条 本大学ハ大学、専門部及高等研究科ヲ以テ構成ス

第三条 本大学ニ大学予科ヲ附置ス

第四条 大学及専門部ノ学年ハ九月十一日ニ始マリ翌年九月十日ニ終ル

大学及専門部ノ修業年限ハ三箇年トス

第五条 大学及専門部ノ休業日左ノ如シ

- 一 春季休業 自四月一日至四月七日
- 一 夏季休業 自七月十一日至九月十日
- 一 冬季休業 自十二月二十六日至翌年一月十日
- 一 日曜日、大祭祝日、本大学紀念日（七月十一日、七月七日）

第六條 大学及専門部ニ入学スルコトヲ得ル者ハ年齢十七歳以上タルコトヲ要ス

第七條 大学本科生専門部正科生及高等研究科甲種生ハ徵兵令ノ特例ヲ受ケ在学中ハ徵集ヲ猶予セラレ卒業後ハ一年志願兵タルコトヲ得

第八條 大学又ハ専門部ノ各学科課程ヲ卒ヘタル者ニハ卒業証書ヲ授与ス

大学本科生ノ卒業卒書ヲ得タル者ハ法科ニ在テハ明治大学法学士、政治経済科ニ在テハ明治大学政学士、商科ニ在テハ明治大学商学士、文科ニ在テハ明治大学文学士ノ称号ヲ用ユルコトヲ得  
専門部ノ卒業証書ヲ得タル者ハ法科ニ在テハ明法学士、政治経済科ニ在テハ明治大学政学士、商科ニ在テハ明治大学商業学士ノ称号ヲ用ユルコトヲ得

第九條 大学又ハ専門部ノ卒業証書ヲ有スル者ハ之ヲ本大学ノ校友トス

## 第二章 大学

### 第一節 分科、学科課程

第十條 大学ニ左ノ四科ヲ置ク

一 法科大学

二 政治経済科大学

三 商科大学

四 文科大学

第十一條 大学ニ於テハ邦語教授ノ外、外国語ヲ以テ教授ス

第十二条 大学ニ於テ教授スル学科課程左ノ如シ

一 法科大学

学科目	学年
法学実習	第一学年
独語	独語
英法	英法
擬律擬判	
法医学	
法理学	全部
财政学	全部
経済学	全部
国際私法	
国際公法	平時
行政法	全部
破産法	
商法	全部
民事訴訟法	第一編
民法	総則、物権(自一章至七章)親族(自一章至二章)債権(自一章至二章)一節)
刑事訴訟法	全部
刑法	各論
憲法	全部
法学実習	第二学年
独語	独語
英法	英法
擬律擬判	
法医学	全部
法理学	全部
财政学	全部
経済学	全部
国際私法	
国際公法	戦時
行政法	全部
破産法	
商法	総則、商行為、会社
民事訴訟法	第二編以下全部
民法	物権(八章以下全部)債権(自一章至二章)下全部)相続
刑事訴訟法	
刑法	
憲法	
法学実習	第三学年
独語	独語
英法	英法
擬律擬判	
法医学	全部
法理学	
财政学	
経済学	
国際私法	全部
国際公法	
行政法	
破産法	全部
商法	保險、手形、海商
民事訴訟法	
民法	
刑事訴訟法	
刑法	
憲法	

英語	英語	英語
簿記	簿記	簿記
		英語

法医学、独語、英語、簿記ハ隨意科トス

二 政治経済科大学

商 業 学	工 業 学	農 業 学	經 濟 政 策	經 濟 学	財 政 学	商 法	民 法	刑 法	行 政 法	憲 法	国 際 私 法	国 際 公 法	外 交 史	政 治 史	政 治 学	学 科 目 / 学 年			
																第一 学 年	第二 学 年	第三 学 年	
		全部		全部			総則、物權、親族	刑法総則		全部		国際公法(平時)		上、中、古史	全部		第一 学 年		
全部					国家財政	社	物權、債權	刑法各論	全部			国際公法(戦時)		近代史			第二 学 年		
	全部		全部		地方財政、殖民地 財政		債權、相続 保險、手形、海商				全部		全部				第三 学 年		



機械工学	商業英語	英語和訳	英作文	行政法	商法	民法	和英商業文	統計学	税関、倉庫	財政学	珠算	経済政策	貨幣及信用論	経済学	商業算術	商品学	商業地理	商業史	海運	鉄道
全部	商業英語	英語和訳	英作文			総則	和英商業文						全部	全部	商業算術	商品学	外国商業地理 日本商業地理 西洋商業史 東洋商業史			
	商業英語	英語和訳	英作文	全部	社 総則、商行為、会	物権、債権	和英商業文	全部	全部	全部	珠算		全部		商業算術					
	商業英語	英語和訳	英作文		保險、手形、海商		和英商業文				珠算	全部							全部	全部

商業実践		英文実践
国際公法		平時
破産法		全部
国際私法		全部
独語	独語	独語
書法	書法	

保険学、機械工学、統計学、行政法、破産法、国際公法、国際私法、独語ハ随意科トス

四 文科大学

学 科 目	学 年	第 一 学 年	第 二 学 年	第 三 学 年
国 文 学		近世文学、中古文学、国文学史	中古文学、上古文学、国文学史	上古文学、近世文学
漢 文 学		近世文学、中古文学、漢文学史	中古文学、上古文学、漢文学史	上古文学、小説戯曲
英 文 学		近古文学、英文学史	近世文学、英文学史	近世文学、現代文学
哲 学		哲学概論、心理学	哲学史、倫理学	美学、社会学、哲学史
歴 史		国 史	西洋史	最近世界史
文学概論及近世文学		文学概論、独逸文学史	文学概論、佛蘭西文学史	世界文学
独 逸 語				講読、文法、作文
清 語		清 語	清 語	清 語

独語、清語ハ随意科トス

第二節 入学、退学

第十三条 大学ノ学生ヲ分テ本科生、別科生ノ二種トナス

本科生ハ左ノ資格ヲ有シ入学シタル者ヲ謂フ

一 本大学ノ大学予科ヲ卒業シタル者但シ甲種商業学校卒業者ハ商科大学ニ限り入学ヲ許ス

二 本大学予科ト同一程度ノ他ノ専門学校ノ予科ヲ卒業シタル者

三 本則第四十条第二項ノ各号ニ該当スル者ニシテ本大学ノ検  
定試験ニ合格シタル者但検定試験ハ本大学予科卒業ノ  
程度ヲ標準トシテ之ヲ行フ

別科生ハ左ノ資格ヲ有シ入学シタル者ヲ謂フ

一 本大学予科別科生トシテ其業ヲ卒ヘタル者

二 本大学予科ト同一程度ノ他ノ専門学校ニ於テ前項ト同一ノ  
資格ヲ有スル者

三 本大学予科卒業程度ノ検定試験ニ合格シタル者

第十四条 入学時期ハ毎年一回トシ其期間ハ九月ヨリ十月ニ涉リ三  
十日間トナス但本大学ト同一程度ノ他ノ専門学校ヨリ本大学ヘ転  
学スル者ニ付テハ此限ニアラス

第十五条 大学第二学年以上ニ編入スルコトヲ得ル者ハ第十三条ノ  
入学資格ヲ有シ且前各学年ノ全科目ノ試験ニ合格シタルモノタル  
ヘシ

第十六条 同一程度ノ他ノ専門学校ノ二学年以上ニ在学シ且第十三  
条ノ資格ヲ有スル者本大学ニ転学スルトキハ大学ノ相当科学年  
ニ編入ス但本大学学科課程中他ノ専門学校ニ於テ履修セサルモノ  
アルトキハ特ニ該学科ニ限り試験ヲ行フコトアルヘシ

第十七条 入学セントスル者ハ入学願書及学業履歷書ヲ学務課ニ差  
出シ許可ヲ受クヘシ入学ノ許可ヲ得タル者ハ保証人連署ノ在学証  
書ヲ差出スヘシ(在学証書用紙ハ学務課ニ於テ交付ス)

第十八条 保証人ハ東京市内ニ一家計ヲ立ツル成年人タルコトヲ要  
ス

保証人ハ本人在学中ノ一切ノ事件ニ付其責ニ任ス

第十九条 学生又ハ保証人氏名ヲ改メ若ハ本籍住居等ヲ移転シタル  
トキハ直ニ其旨ヲ届出ツヘシ

保証人ヲ変更シタルトキ亦同シ

第二十条 保証人死亡シ若ハ第十八条ニ定メタル資格ヲ失ヒタルト

キ又ハ本大学ニ於テ不適當ト認ムルトキハ之ヲ改定スヘシ此場合  
ニ於テハ在学証書ヲ更新スヘシ

第二十一条 学生疾病其他已ムヲ得サル事故ニ依リ其学年中ニ於テ

満六箇月以上授業ヲ受クルコト能ハサル者ハ其学年間休学スルコ

トヲ得但陸海軍ノ現役ニ服スル者及召集中ノ者ハ其間休学スルコ  
トヲ得

前項ノ場合ニ於テハ其事実ヲ証明スル書面ヲ添ヘ保証人連署ノ願  
書ヲ差出シ校長ノ許可ヲ受クヘシ

第二十二条 休学シタル学生ハ次学年ノ始ヨリ其原級ニ入り修学ス  
ルモノトス但休学事故ノ止ミタルトキハ本大学ノ許可ヲ受ケ授業  
ヲ受クルコトヲ得

休学シタル学生ハ但書ノ場合ニ於テモ其学年試験ニ応スルコトヲ  
得ス

第二十三条 休学中ハ授業料ヲ免除ス

第二十四条 退学セントスル者ハ其事由ヲ詳記シ保証人連署ノ退学願書ヲ差出シ本大学ノ許可ヲ受クヘシ

第二十五条 左ノ各号ノ一ニ該当スル学生ハ其学籍ヲ削除ス

一 理由ノ如何ニ拘ハラズ引続キ一箇年以上欠席シ又ハ正当の理由ナクシテ引続キ一箇月以上欠席シタル者

二 性行不良ニシテ改善ノ見込ナシト認メタル者

三 学力劣等ニシテ成業ノ見込ナシト認メタル者

四 出席常ナラサル者

五 授業料ノ滞納二箇月ニ及ヒタル者

第二十六条 第六十一条及第六十二条ニ因リ退学ヲ命セラレタル者五箇月以上ヲ経、改悛ノ状アリト認メラル、トキハ特ニ再入学ヲ許可スルコトアルヘシ

### 第三節 試験

第二十七条 試験ハ学年末ニ於テ之ヲ行ヒ進級及ヒ卒業ヲ定ム

第二十八条 試験ハ筆記及口述ノ方法ニ依ル

筆記試験ハ当該学年ニ於ケル既修学科目ニ就キ之ヲ行フ

口述試験ハ第三学年末ノ終ニ於テ筆記試験ノ外尚前三学年間ニ修メタル学科ニ就キ之ヲ行フ

第二十九条 疾病其他已ムヲ得サル事故ニ因リ試験ヲ完了セサル者ハ追試験ヲ受クルコトヲ得

追試験ハ次学年ノ始ニ於テ之ヲ行フ

第三十条 試験ノ成績ハ点数ヲ以テ之ヲ現ハシ一科ノ満点ヲ一百分

トシ四十点ヲ及第点トシ平均六十点以上ヲ得タルモノヲ及第トス  
第三十一条 追試験ヲ受クル場合ニ於テハ前試験ニ六十点以上ヲ得  
タル学科目ノ試験ヲ受サルコトヲ得此場合ニ於テハ前試験ニ得タ  
ル該学科目ノ点数ヲ他ノ学科目ノ点数ニ加テ平均点ヲ定ム

#### 第四節 学 費

第三十二条 本大学ニ入学スル者ハ入学金參円ヲ納ムヘシ

第三十三条 授業料ハ一学年參拾參円トシ之ヲ左ノ三期ニ前納スヘ  
シ

第一期 拾貳円 (九月十五日限)

第二期 拾貳円 (一月十五日限)

第三期 九 円 (五月三日限)

但前納シ得サルトキハ金參円ツ、月割分納スルコトヲ得

第三十四条 学年ノ中途ニ入学シ若ハ退学スル者ハ特ニ入学以前及  
退学以後ノ授業料月割分納額ヲ免除ス

第三十五条 在学中ハ欠席全月ニ渉ルトキト雖モ授業料ヲ免除セス

第三十六条 試験ヲ受ケントスル者ハ左ノ區別ニ従ヒ受験料ヲ前納  
スヘシ

一 入学検定試験ニ付テハ実費ヲ徴ス

一 編入試験 貳 円

一 追試験 貳 円

#### 第三章 専門部

##### 第一節 分科、学科課程

第三十七条 専門部ニ左ノ四部ヲ置ク

一 法科専門部

二 政治経済科専門部

三 商科専門部

四 文科専門部

第三十八条 専門部ニ於テハ專ラ邦語ヲ以テ教授ス

第三十九条 専門部ニ於テ教授スル学科課程左ノ如シ

一 法科専門部

学科目	学年		
	第一学年	第二学年	第三学年
法学通論	全部		
憲法	全部		
刑法	総論	各論	
刑事訴訟法		全部	
民法	総則、物権(目一章至七章)親族	物権(八章以下全部)債権(自一章至二章一節)	債権(二章二節以下全部)相続
民事訴訟法		第一編	第二編以下全部
商法		総則、商行為、会社	保險、手形、海商
破産法			全部
行政法		全部	
国際公法	平時	戦時	
国際私法			全部
経済学	全部		

民 法	刑 法	行 政 法	憲 法	国 際 私 法	国 際 公 法	法 学 通 論	外 交 史	政 治 史	政 治 学	学 科 目	学 年
										全部	第一 学 年
総則、物権、親族	刑法総則		全部		国際公法(平時)	全部		上、中、古史	全部		第二 学 年
物権、債権	刑法各論	全部			国際公法(戦時)			近代史			第三 学 年
債権、相続				全部			全部				

二 政治経済科専門部

法医学、独語、英語、簿記ハ随意科トス

簿 記	英 語	独 語	法 学 実 習	法 医 学	法 理 学	擬 律 擬 判	財 政 学
	英語	独語	実習				
簿記	英語	独語	実習		全部		全部
	英語	独語	実習	全部		擬律擬判	

英語、独語、珠算ハ隨意科トス

時事問題	珠算	独語	英語	漢学	殖民論	交通及倉庫	銀行論	商品学	統計学	会计学	商業学	工業学	農業学	經濟政策	經濟学	財政学	商法
研究		独語	英語	漢史				全部		会计学			全部		全部		
討論	珠算	独語	英語	漢史、漢文		倉庫			全部	会计学	全部					國家財政	總則、商行為、会社
論文、討論、講演	珠算	独語	英語		全部	鐵道及海運	全部					全部		全部		地方財政、殖民地財政	保檢、手形、海商

三 商科専門部

税関倉庫	財政学	珠算	経済政策	貨幣及信用論	経済学	商業算術	商品学	商業地理	商業史	海運	鉄道	保険学	商事経営学	海上保険	銀行	取引所	会計学	法学通論	商業通論	学 科 目	
																				学年	学年
					全部	商業算術	商品学	東洋商業史 西洋商業史 日本商業地理 外国商業地理								全部	会計学	全部	全部	第一学年	第二学年
全部	全部	珠算		全部		商業算術							全部				会計学			第三学年	
全部		珠算	全部							全部	全部	全部		全部	全部		会計学				

学 科 目	学 年		
	第 一 学 年	第 二 学 年	第 三 学 年
哲 学	哲学概論、心理学	哲学史、倫理学	美学、社会学、哲学史
漢 文 学	近世文学、中古文学、 学、漢文学史	中古文学、上古文学、 学、漢文学史	上古文学、 上古文学、 小説戯曲
国 文 学	近世文学、中古文学、 学、国文学史	上古文学、 国文学史	上古文学、 上古文学

四 文科専門部

保険学、機械工学、統計学、破産法、行政法、独語、国際私法、  
国際公法ハ随意科トス

統計学		全部	
和商業文	和商業文	和商業文	
民法	総則	物権、債権	
商法		総則、商行為、 会社	保険、手形、海商
行政法		全部	
機械工学	全部		
商業実践			和文実践
国際公法		平時	
破産法		全部	
国際私法		全部	
独語	独語	独語	独語
英文和訳	英文和訳	英文和訳	英文和訳
英作文	英作文	英作文	英作文
書法	書法		

清語	清語	清語	清語
獨語	獨語	獨語	獨語
文學概論及近世文學	文學概論	文學概論	世界文學
歴史	国史	西洋史	最近世界史

清語、國語、ハ隨意科トス

第二節 入学、退学

第四十条 専門部ノ学生ヲ分テ正科生、特科生ノ二種トス

正科生ハ左ノ資格ヲ有シ入学シタル者ヲ謂フ

一 中学校ヲ卒業シタル者

二 師範学校ヲ卒業シタル者

三 甲種商業学校ヲ卒業シタル者但商科ニ入学スル者ニ限ル

四 専門学校入学者檢定規程ニ依リ合格証書ヲ有スル者

五 文部大臣ニ於テ専門学校ノ入学ニ関シ中学校卒業者ト同等以

上ノ学力ヲ有スルモノト指定シタル者

特科生ハ左ノ資格ヲ有シ入学シタル者ヲ謂フ

一 本大学ニ於テ施行スル左ノ試験ニ合格シタル者

國語(片仮名、交り文) 漢文(白文、訓点) 数学(四則、分、数、比例)

二 本大学ニ於テ前号ト同等ノ学力ヲ有スト認定シタル者

第四十一条 専門部正科生ノ入学時期ハ毎年一回トシ其期間ハ九月

ヨリ十月ニ涉リ三十日間トシ専門部特科生ノ入学時期ハ毎年九月

ヨリ翌年三月迄トス但本大学ト同一程度ノ専門学校ヨリ本大学ヘ

転学スル者ニ付テハ此限ニアラス

第四十二条 専門部第二学年以上ニ編入スルコトヲ得ル者ハ正科生ニアリテハ第四十条第二項各号特科生ニアリテハ同条第三項各号ノ入学資格ヲ有シ且ツ前各学年ノ全科目ノ試験ニ合格シタル者タルヘシ

第四十三条 同一程度ノ他ノ専門学校ノ二学年以上ニ在学シ第四十条ノ資格ヲ有スル者本大学ニ転スルトキハ各科相当学年ニ編入ス但本大学学科課程中他ノ専門学校ニ於テ履修セサルモノアルトキハ特ニ該学科目ニ限り試験スルコトアルヘシ

第四十四条 第十七条ヨリ第三十六条ニ至ル入学休学及退学、試験、学費ニ関スル規定ハ凡テ専門部ニ之ヲ準用ス

(以下略ス)

## 62 各科大学・各専門部学科及び講師

(一) 各科大学及各科専門部講座並担任講師

### △法科大学及法科専門部

教頭	法学博士法学士	仁井田 益太郎
憲法	法学士	太田 嘉太郎
刑法(総論)	ドクトル、ユリース 明治大学法学士	岡田 庄作
刑法(各論)	法学士	三木 猪太郎
民法(総則)	法学博士法学士	志田 鉦太郎
民法(物権、債権)	法学士	飯島 喬平
民法(物権、債権)	法学博士法学士	横田 秀雄
民法(債権)	法学士	須賀 喜三郎

民法(親族、相続)	法学士	島田鉄吉
民事訴訟法	法学士	岩田一郎
民事訴訟法	法学士	前田直之助
民事訴訟法	法学士	岩本勇次郎
商法(総則)	法学士	和仁貞吉
商法(商行為)	法学士	三橋久美
商法(会社、保険)	法学博士法学士	松波仁一郎
商法(手形)、独語	ドクトル、ユリス	水口吉蔵
商法(海商)	法学士	市村富久
行政法	法学士	市村偕一郎
破産法	法学士	市村偕一郎
国際公法(平時)	法学博士法学士	高橋作衛
国際公法(戦時)	法学博士法学士	遠藤源六
法学通論、国際私法	法学博士法学士	山田三良
経済学、財政学	法学博士法学士	小林丑三郎
法理学	法学博士法学士	笈克彦
法医学	医学士	石川
刑事擬律	明治大学法学士	今村恭太郎
英法	法学士	立石謙輔
独語	文学士	高木敏雄
英語	マスター、オブ、フキロソフキ	高野礼太郎
簿記		岡田市治

△政治経済科大学及政治経済科専門部

教 頭 法学博士法学士 小林 丑三郎

漢学、憲法、刑法、民法、商法、行政法、経済学、財政

学、英法、独語、英語（法科大学に等し）

政治史、外交史 文学士 高 桑 駒 吉

政治学 文学士 樋 口 秀 雄

農業学、殖民論 農学士 岩 根 一

統計学 河 合 利 安

銀行論 法学博士商学士 佐 野 善 作

經濟政策 法学博士商学士 関 一

商品学 星 野 太 郎

工業学 下 野 直 太 郎

會計学 岡 田 市 治

會計学

交通及倉庫

商業学

珠 算

△商科大學及商科專門部

教 頭 法学博士商学士 佐 野 善 作

會計学 下 野 直 太 郎

取引所、貨幣及信用 法学博士商学士 佐 野 善 作

銀 行

海上保險、商業英語 石 川 文 吾

商事經營学 商学士 上 田 貞 次 郎

保険学		法学博士法学士	栗津清亮
鉄道、経済政策		法学博士商学士	関一
海連			堀光亀
商業史、商品学、税関、倉庫		星野太郎	
商業地理、商業算術、商業通論	商学士	中村茂男	
経済学	法学博士法学士	小林丑三郎	
珠算		西川正次	
財政学	法学士	馬場鉄一	
統計学		河合利安	
和英商業文、商業英語、商業実践		岡田市治	
民法(総則物権)	法学士	立石謙輔	
民法(債権)	法学博士法学士	横田秀雄	
商法	法学博士法学士	志田鉦太郎	
商法	法学博士法学士	和仁貞吉	
行政法	法学士	末松偕一郎	
英作文		佐藤顕理	
英作文、英文和訳		村井知至	
英文和訳		舟橋雄	
英文和訳	マスター、オブ、アーツ	小谷野敬三	
英文和訳	農学士	佐久馬信恭	
英文和訳	理学士	高須祿郎	
会話	ドクトル、オブ、フキロンフキー	ブライアン	
機械工学		志倉光継	





漢文 文学士 笹川 種郎 平井 参

川合

歴史 文学士 齊藤 阿具

国語 文学士 内海 弘藏 文学士 森 洽藏

以上講師総計 八十一名

(高等研究科、簡易商業学校、明治中学校の分は略す)

「明治学報」第三十二号 大正元年十一月一日発行

# ◇大正二年(一九一三)

## 63 商業夜学生募集

一 本校は汎く商業に従事し又商業に志す者の為め夜間適切なる商業教育を施すを目的とす

一 当校授業は各科専門の講師之を担任し最も実用を旨とし懇切に教授す

一 当校卒業生は会社銀行其他商店に採用せられて実務に従事す其成績頗る良好なり

一 本校は入学者の年齢を満十四歳以上とす但晩学の者には別に制限を置かず新学級は四月八日より開始す

一 本校は商業学奨励の為め前校の成績優等なる者には特待生として授業料を免除することあり

一 当校の位置は神田区駿河台明治大学内に在り

## 68 「公立私立学校認定ニ関スル規則改正」

文部省令第七号

明治三十二年文部省令第三十四号公立私立学校認定ニ関スル規則中左ノ通改正ス

大正二年三月二十八日

文部大臣 法学博士 奥田義人

第一条第一項中「学校代表者」ヲ「設立者」ニ改ム

第四条第一項中「学校代表者」ヲ「設立者」ニ改メ「中学校令施行規則ニ依リ」ヲ削リ同条第二項中「学校代表者」ヲ「設立者」ニ改

ム

第七条 削除

「官報」第一九六号 大正二年三月二十八日

明治大学  
附属 商業夜学一覽

○趣 旨

本校ハ内外商業ニ志ス者ニシテ昼間修学シ得ザル者ノ為メ実用ニ適切ナル商業教育ヲ施ス

○修業年限

一 修業年限ヲ二ヶ年トシテ一ヶ年ヲ二学期ニ別ツ

学年ハ四月一日ニ起リ翌年三月三十一日ニ終ル

学期ハ四月一日ヨリ七月三十一日迄ニ至リ九月一日ヨリ翌年三月

三十一日ニ至ル

○授業及休業

一 授業時間ハ毎日午後六時ヨリ九時迄トス

但日ノ長短ニヨリ変更スルコトアルベシ

一 休業日ハ左ノ如シ

日曜日

大祭祝日

明治大学創立紀念日(一月十七日)

冬期十二月二十六日ヨリ翌年一月十日迄

夏期八月一日ヨリ九月七日迄

○科目及課程表

科 目	第一 学 年	第二 学 年
	一 学 級	一 学 級
修 身	一週	一週
	二週	一週
商 人 ニ 必 要 ナ ル 道 徳 ヲ 講 説 ス	一 同 上	一
	一	一

69 文官任用令

朕枢密顧問ノ諮詢ヲ經テ文官任用令改正ノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御 名 御 璽

大正二年七月三十一日

内閣総理大臣 伯爵 山本権兵衛

勅令第二百六十一号

文官任用令

第一条 文官ノ任用ハ親任式ヲ以テ任スル官及特別ノ規程ヲ設クル

モノヲ除クノ外本令ノ定ムル所ニ依ル

第二条 勅任文官ハ第五条第一項ノ資格ヲ有シ一年以上勅任文官ノ

職ニ在リタル者又ハ奏任官トシテ二年以上高等官三等ノ職ニ在リ

タル者ヨリ之ヲ任用ス

第三条 第五条第一項ノ資格ヲ有セス二年以上勅任文官ノ職ニ在リ

タル者又ハ奏任文官トシテ二年以上高等官三等ノ職ニ在リタル者

ハ文官高等試験委員ノ銓衡ヲ經テ之ヲ勅任文官ニ任用スルコトヲ

得但シ大正二年勅令第二百六十二号第一条ニ掲グル文官ノ職ニ在

リタル者ハ此ノ限ニ在ラス

第四条 陸海軍將官ハ各其ノ部内ノ勅任文官ニ任用スルコトヲ得

第五条 奏任文官ハ左ノ資格ノ一ヲ有スル者ヨリ之ヲ任用ス

一 文官高等試験ニ合格シタル者

二 外交官及領事官試験ニ合格シ二年以上外交官又ハ領事官ノ職

讀書	商業讀本	二	同上	二	同上	二	同上	二
作文	日商業文用	一	同上	一	同上	一	同上	一
英語	讀方、訳解、習字、書取	四	同上	四	讀方、訳解、習字、書取、文法、會話	四	同上	四
算術	普通算術及珠算	四	同上	四	商用算術	四	商用算術	三
習字	行、草、簿記	一	同上	一	同上	一	同上	一
簿記	商業簿記及計算書類	三	同上	三	銀行簿記	二	同上	二
地理	内外商業地理	一	同上	一	内外商業			
歴史					歴史	一	同上	一
商事	商事要項	一	同上	一	同上	一	同上	二
法律					商法大意	一	同上	一
経済					通論大意	一	各論大意	一
合計		一八	一八	一八		一八	一八	一八

但時宜ニ依リ多少時間ヲ増減スルコトアルベシ

○入学及退学

一 第一学年ニ入学ヲ許スベキモノハ尋常小学六年卒業（旧高等小学二年修了者ヲ含ム）以上ノ者若クハ之ト同等ノ学力ヲ有スル者トス

一 第二学級若クハ第二学年へ入学ヲ望ム者ハ特ニ英語簿記読書及算術ノ試験ヲ課ス

但受験志望者ハ予メ受験料五十銭ヲ納附スベシ

一 入学ヲ許サレタルモノハ履歴書ニ保証書ヲ添へ入学金ト共ニ差出ス可シ（用紙ハ学務課ニ於テ之ヲ交付ス）

ニ在リタル者

三 二年以上判事又ハ検事ノ職ニ在リタル者

二 年以上奏任教官ノ職ニ在リタル者ハ之ヲ文部部内ノ奏任教官ニ任用スルコトヲ得

第六条 判任文官ハ左ノ資格ノ一ヲ有スル者ヨリ之ヲ任用ス

一 中学校又ハ文部大臣ニ於テ之ト同等以上ト認定シタル学校ヲ卒業シタル者

二 一般ノ専門学校入学ニ関スル試験検定ニ合格シタル者

三 専門学校令ニ依リ法律学、政治学、行政学又ハ経済学ヲ教授スル学校ニ於テ三年ノ課程ヲ履修シ其ノ学校ヲ卒業シタル者

四 文官普通試験ニ合格シタル者

五 文官高等試験ニ合格シタル者

六 三年以上文官ノ職ニ在リタル者

七 五年以上雇員タル者

第七条 教官、技術官其ノ他特別ノ學術技芸ヲ要スル文官ハ高等官

ニ在リテハ文官高等試験委員、判任官ニ在リテハ文官普通試験委員ノ銓衡ヲ經テ之ヲ任用ス

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

従前ノ規定ニ依リ文官タル資格ヲ有スル者ハ仍其ノ規定ニ依リ之ヲ任用スルコトヲ得

「官報」第三〇二号 大正二年八月一日

一 保証人ハ東京又ハ横浜市内ニ於テ一家計ヲ立ツル丁年以上ノ男子ニ限ル

一 保証人転住若クハ改名改印シタルトキハ直ニ其旨本校ニ届出ツ可シ

一 保証人ヲ変更スベキ事項ノ生ジタルトキハ直ニ本校ニ届出デ更ニ適當ノ保証人ヲ定ム可シ

一 退学セントスルトキハ其理由ヲ具シ保証人ヨリ届出ヅ可シ

一 無届欠席二ヶ月ニ亘ルトキハ退校ト認ム

### ○試験

一 学期試験ハ每学期ノ終ニ於テ之ヲ行ヒ卒業試験ハ二学年ノ終ニ於テ之ヲ行フ

一 疾病其他ノ事故ニ依リ学期試験又ハ卒業試験ヲ受クル能ハザリシ者ハ次学期ノ始メニ於テ追試験ヲ受クルコトヲ得

但追試験ヲ受ントスル者ハ其理由ヲ証明シテ保証人ヨリ願出テ受験料五十銭ヲ納ム可シ

### ○学費

一 学費金ハ入学金壹円授業料一ヶ月金壹円五十銭トス

但授業料ハ八月分ヲ徴収セズ

一 授業料ハ其月五日迄ニ納付ス可シ若シ欠席数月ニ亘ルモ退学ノ手續ヲ了セザル間ハ之ヲ納メシム

但十六日以後ニ入学スル時ハ其月ニ限り半額ヲ徴収ス

一 既納ノ入学金及ビ授業料ハ直ニ退学スルコトアルモ返戻セズ

### ○生徒心得

## 70 公立私立学校認定ニ関スル規則改正

文部省令第二十五号

明治三十二年文部省令第三十四号公立私立学校認定ニ関スル規則中左ノ通改正ス

大正二年八月十六日

文部大臣 法学博士 奥田義人

第一条第一項中「文官任用令第三条」ヲ「文官任用令第六条」ニ改メ「官立府県立」ヲ削ル

### 附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

「官報」第三二五号 大正二年八月十六日

一 生徒タル者ハ操行端正ニシテ苟モ粗暴ノ行為アル可ラズ

一 授業時間五分前ニ教場ニ着席ス可シ

一 教場ニ入ル際ハ必ず在学証ヲ携帯ス可シ

一 授業中濫リニ教場ニ出入ス可ラズ若シ止ムヲ得ザルトキハ教師ノ許可ヲ得可シ

一 教場ニ於テハ授業時間休課時間ニ拘ラズ静粛ヲ守ル可シ

一 欠席者ハ其都度保証人ヨリ理由ヲ具シテ届出ツ可シ

○賞 罰

一 品行方正学業優等ナル学生ニハ賞典ヲ与ヘ又ハ特待生トシテ学費

ノ一部又ハ全部ヲ免除ス

一 校則ヲ犯シ又ハ学業怠慢若クハ品行不良ノ生徒ハ左ノ區別ニ依リ

テ懲戒ニ附ス

一 譴 責

一 昇校停止

一 減 点

一 放 校

講師氏名

修 身 明治中学校教師 原 口 令 成

国語、漢文 明治中学校教師 原 口 令 成

英語、歴史 文 学 士 山 川 直 五 郎

英 語 明治大学 講師 高 野 礼 太 郎

簿記、商事 商 学 士 中 村 茂 男

商事、算術 日本銀行員 河 野 恒 三  
高等商業学校卒業

算術	明治中学校教師	中島秀次郎
習字	講師	塗師谷秀教
地理、珠算	講師	高岡望一
商事、簿記	正金銀行員	宮部匡一
商法、經濟	高等商業学校卒業	中村茂男
	商学	坂本陶一
	商学	津田俊太郎
	商学	中島亮作
	商学	北田寅正
	法学	川内宗八
	商学	細井安次郎
	法学	木下友三郎
	幹事	原口令成

「明治大学附属商業夜学一覽」大正二年二月

### 64 明治大学校外生規則

#### 第一章 総則

第一条 校外生ハ本大学講義録ニ就キ修学スル者ニシテ左ノ三種トス

- 一 法科校外生
- 二 法科特別校外生
- 三 法学選科校外生

第二条 校外生ニハ其証票ヲ交付ス

第三条 校外生及講義録ニ関スル事務ハ総テ本大学出版部ニ於テ之ヲ取扱フ

出版部ハ本大学ノ夏期休業中ト雖モ総テノ事務ヲ取扱フ

第四条 校外生ヨリ差出ス諸届書、信書等ニハ総テ住所氏名ヲ明記スル外必ス何年度何科(何学年)校外生タルコトヲ明記シ本大学出版部ニ宛テ之ヲ差出スヘシ

第五条 校外生ニシテ住所ヲ転シ又ハ氏名ヲ改メタルトキハ新旧住所氏名ヲ明記シテ速カニ其旨ヲ届出ツヘシ

### 第二章 法科校外生

第六条 法科校外生ハ法科講義録ニ就キ法律学及経済学ヲ修ムルモノトス

第七条 法科講義録ハ本大学法科ノ講義ヲ編纂シタルモノニシテ法科ノ学級ト同シク之ヲ三学年ニ分ツ

第一学年講義録ニ就キ修学スル者ヲ第一学年校外生トシ、第二学年講義録ニ就キ修学スル者ヲ第二学年校外生トシ、第三学年講義録ニ就キ修学スル者ヲ第三学年校外生トス

学年ハ毎年十月ニ始マリ翌年九月ニ終ル

第八条 法科講義録ニ登載スル学科目左ノ如シ

学科	講義録		
	第一学年講義録	第二学年講義録	第三学年講義録
法学通論	全部		
憲法	全部		

刑 法	第一編	第二編	
刑事訴訟法	全部	全部	
民 法	總則編、物權編（第一章至第六章） 親族編	自物權編（七章以下全部） 債權編（自一章至二章一節）	債權編（二章二節以下全部） 相統編
民事訴訟法	第一編	第二編以下全部	
商 法	自第一編至第三編九章	第三編十章以下全部	
破産法		全部	
行政法		全部	
国際公法	平時	戰時	
国際私法		全部	
經濟学		全部	
經濟原論	全部		
財政学		全部	
法律經解	初學者ノ便ニ供スル鳥メ第一学年講義録ニ登載シ各講議中ニ用ヒラルル術語熟語ヲ簡明ニ解説ス		
雜 錄	諸学科ノ講義ニ資益スヘキ論說、制決例、質疑問答、諸試験ノ問題及答案、趣味アル内外國ノ事件、重要ナル法令及大學ノ記事等ヲ掲ク		

第九條 法科講義録ハ各学年トモ毎月二回之ヲ發行ス其發行日左ノ如シ

第一学年 一日 十五日

第二学年 五日 二十日

第三学年 十日 二十五日

但毎年一月ニ於テハ各学年トモ二回分ヲ合冊シテ第一学年ハ十五日、第二学年ハ二十日、第三学年ハ二十五日ニ之ヲ發行ス

### 第三章 法科特別校外生

第十条 法科特別校外生ハ法科特別講義録ニ就キ一ケ年若クハ二ケ年ヲ以テ法律學及經濟學ヲ修ムルモノトス

一ケ年ニテ修了スル者ヲ一部校外生ト稱シ二ケ年ニテ修了スル者ヲ二部校外生ト稱ス

第十一条 法科特別講義録ニハ同年度ノ法科講義録ニ登載スルモノト同一ナル總テノ講義ヲ登載ス

第十二条 法科特別講義録ハ毎年四月ヨリ毎月二回(十日、二十五日)発行シ一ケ年ニテ完結ス

第十三条 一部校外生ハ毎月二回講義録ノ配付ヲ受ケ二部校外生ハ毎月一回其配付ヲ受クルモノトス

### 第四章 法学選科校外生

第十四条 法科選科校外生ハ法学選科講義録ニ就キ法律經濟ニ関スル諸學科ヲ修ムルモノトス

第十五条 法学選科講義録ニハ国民生活上必須ノ學科ニシテ且諸種ノ文官、自治団体吏員等ノ職司ニ必要ナル諸學科ヲ登載ス但其登載スヘキ學科目及担当講師ハ別ニ之ヲ掲ク

第十六条 法学選科講義録ハ毎年十月ヨリ毎月一回(十日)発行シ一ケ年ニテ完結ス

### 第五章 入学及退學

第十七条 校外生タラントスル者ハ試験ヲ要セス何時ニテモ各科(各學年)ヘ入学スルコトヲ得

講義録ハ學期ノ中途ヨリ入学スル者ニ對シテモ第一号ヨリ之ヲ配

付ス

第十八条 校外生タラントスル者ハ第十章ニ定メタル授業料ヲ添ヘ左ノ書式ニ従ヒ入学書ヲ本大学出版部ニ差出スヘシ

△書式略▽

入学ハ郵便振替貯金払込ノ方法ニ依リテ為スヲ便トス但手続ハ第五十条ニ之ヲ定ム

第十九条 校外生ハ各科(各学年)ヲ兼修スルコトヲ得

兼修セントスル者ハ入学書中ニ明瞭ニ其旨ヲ記載スヘシ

第二十条 退学セントスル者ハ其旨ヲ届出ツヘシ

退学者ノ授業料残額アルトキハ相当ノ講義録ヲ送付シ現金ヲ返戻セス

第二十一条 授業料滞納六ヶ月以上ニ及フ者ハ退学者ト看做シ学籍ヨリ除名スヘシ

第六章 質 疑

第二十二条 校外生ハ講義録ニ登載シタル事項ニ付テ疑義アルトキハ通信ヲ以テ質疑ヲ為スコトヲ得

質疑書ハ半紙ヲ用ヒ一問題毎ニ別紙ニ認ムヘシ

質疑書ニハ住所、氏名及何年度何科(又ハ何科何学年若クハ何部)

校外生タルコトヲ明記スルノ外講義録ノ号数科目及丁数ヲ示シ且

疑義ノ要点ヲ明瞭ニ記載スヘシ

質疑書ニハ返信料(三銭郵券)ヲ添附スヘシ返信料ヲ添附セサルモノニ対シテハ回答セス

第二十三条 質疑ニシテ其趣旨不明瞭ナルモノ、講義以外ノ問題又

ハ事実問題ニ渉ルモノ等ニ対シテハ返信料ノ添附アルモノト雖モ  
回答セス

有益ナル質疑ハ答案ト共ニ之ヲ講義録ニ掲載ス

#### 第七章 修業証書

第二十四条 校外生ニシテ其課程ヲ修了シタル者ニハ請求ニ依リ各  
科(各学年)毎ニ修業証書ヲ授与ス

第二十五条 修業証書ヲ得ントスル者ハ第四十六条ニ定メタル手  
料ヲ添ヘ左ノ書式ニ從ヒ請求書本ヲ本大学出版部ニ差出スヘシ

#### △書式略▽

修業証書ノ請求ハ郵便振替貯金払込ノ方法ニ依リテ為スヲ便トス  
但其手續ハ第五十条ニ之ヲ定ム

#### 第八章 試験

第二十六条 法科校外生ニシテ各学年ノ課程ヲ修了シタル者ハ試験  
ヲ受クルコトヲ得

第一学年又ハ第二学年ノ試験ニ及第シタル者ニハ及第証書ヲ、第  
三学年ノ試験ニ及第シタル者ニハ卒業証書ヲ授与ス

第一学年ノ及第証書ヲ有スル者ニ非サレハ第二学年ノ試験ヲ受ク  
ルコトヲ得ス、第二学年ノ及第証書ヲ有スル者ニ非サレハ第三学  
年ノ試験ヲ受クルコトヲ得ス但各学年ヲ兼修シタル者ハ同時ニ引  
続キ各学年ノ試験ヲ受クルコトヲ得

第二十七条 法科特別校外生又ハ法学選科校外生ニシテ全課程ヲ修  
了シタル者ハ卒業試験ヲ受クルコトヲ得

卒業試験ニ及第シタル者ニハ卒業証書ヲ授与ス

第二十八条 試験ノ成績優等ナル者ニハ其等級ニ応シ次学年ノ授業料ヲ免除シ又ハ賞品ヲ授与ス

第二十九条 試験ハ通信試験トシ本大学ヨリ試験問題ヲ受験者各自ニ送付シテ答案ヲ徴シ之ニ依リテ某成績ヲ定ム

試験ヲ受クルコト能ハサリシ者及ヒ試験ニ合格セサリシ者ハ追試験ヲ受クルコトヲ得

前二項ノ試験挙行ノ期日ハ各年度末ニ請義録ニ之ヲ公告ス

第三十条 試験ヲ受ケントスル者ハ第四十五条第一項ニ定メタル受験料ヲ添ヘ左ノ書式ニ従ヒ受験届ヲ本大学出版部ニ差出スヘシ

ハ書式略

受験届出ハ郵便振替貯金払込ノ方法ニ依リテ為スヲ便トス但其手續ハ第五十条ニ之ヲ定ム

第九章 特 権

第三十一条 校外生ニシテ卒業証書ヲ有スル者ハ本大学ノ准校友トシ校友ト同一ノ待遇ヲ為ス

第三十二条 校外生ニシテ及第証書又ハ卒業証書ヲ有スル者校内生ニ転入セントスル場合ニハ左ノ區別ニ従フ

一、法科第一学年ノ及第証書ヲ有スル者ヲ第一学年ニ無試験ニテ編入ス

二、法科第二学年ノ及第証書又ハ法学選科ノ卒業証書ヲ有スル者ハ第二学年ニ無試験ニテ編入ス法科特別校外生トシテ卒業シタル者亦同シ

三、法科(特別校外生ヲ含ム)ノ卒業証書ヲ有スル者ハ第二学年

ニ入学セントスルトキハ学力検定上入学ヲ許可ス

第三十三条 法科校外生第一年ノ及第証書ヲ有スル者ニシテ既修  
学科目中ノ数科ノ試験ニ及第シタル者ハ校内生第二年ニ法科校  
外生第二年ノ及第証書ヲ有スル者ニシテ第二年ノ学科目中ノ  
数科ノ試験ニ及第シタル者ハ校内生第三年ニ編入ス前項ノ編入  
試験ハ本大学ニ於テ之ヲ行フ試験ノ期日及方法ハ予メ之ヲ指定ス  
第三十四条 前二条ニ依リ校内生ニ転スル者ハ之ヲ法科専門部特科  
生トス但本大学學則ニ依リ正科生タルノ資格アル者ハ正科生ニ編  
入ス

第三十五条 六ヶ月以上校外生タリシ者校内生ニ転スル場合ニハ入  
学金ヲ免除ス

第三十六条 校外生ハ無料ニテ本大学図書館ノ書籍ヲ閲覧スルコト  
ヲ得

第三十七条 校外生ハ本大学学友会ニ加入スルコトヲ得  
学友会ノ会費ハ授業料ト同時ニ之ヲ本大学出版部ニ納付スルコト  
ヲ得

第三十八条 校外生ハ本大学ノ討論會、演說會、講話會及訴訟演習  
會等ニ出席スルコトヲ得

第三十九条 校外生ハ特価ヲ以テ本大学出版部ノ発行ニ係ル書籍雜  
誌等ヲ購求スルコトヲ得

#### 第十章 学 費

第四十条 法科校外生ハ授業料トシテ各学年一ヶ月ニ付キ金四拾  
銭ヲ前納スヘシ但三ヶ月分以上ヲ一時ニ前納スルトキハ特ニ左ノ

如ク減額ス

三ヶ月分金壹円拾錢 六ヶ月分金貳円拾五錢 一ヶ年分金

四円貳拾錢

法科校外生ニシテ左ノ資格ノ一ヲ有シ其主長ノ身分証明書ヲ提出シタル者ハ前項ノ規定ニ拘ハラス一ヶ月金參拾五錢トス

一 巡査、看守、憲兵及陸海軍下士官以下ノ者

二 諸官衙、公衙ノ雇員及筆生

三 官公私立学校ノ生徒、雇員及筆生

四 会社、銀行、商舖、辯護士事務所其他私家ノ雇員及筆生

第四十一条 法科校外生ニシテ二学年以上ヲ兼修スル者ノ授業料左ノ如シ

一ヶ月	三ヶ月	六ヶ月	一ヶ月
二学年兼修 七拾錢	貳円拾錢	四円拾五錢	八円
三学年兼修 壹円	貳円九拾錢	五円七拾錢	拾壹円

第四十二条 法科特別校外生及法学選科校外生ノ授業料左ノ如シ

特別	一ヶ月	三ヶ月	六ヶ月	一ヶ年	一ヶ年半	二ヶ年
一部	八拾五錢	貳円五拾錢	四円九拾錢	九円六拾錢	七円五拾錢	九円六拾錢
二部	四拾五錢	壹円參拾五錢	貳円六拾錢	五円	七円五拾錢	九円六拾錢
法学選科	四拾錢	壹円拾錢	貳円	參円八拾錢	七円五拾錢	九円六拾錢

第四十三条 日本郵便局ノ設置ナキ外国ニ居住スル校外生ハ前三条

ニ規定セル授業料ノ外講義録送料トシテ一ヶ月ニ付キ左ノ金額ヲ

加納スヘシ

一 法科校外生ハ各学年トモ金拾錢

二 一部校外生ハ金參拾錢

三 二部校外生及法学選科校外生ハ金拾五銭

第四十四条 授業料ヲ前納セサル者ニ対シテハ講義録ノ配付ヲ停止ス

第四十五条 第二十六条又ハ第二十七条ニ依リ試験ヲ受クル者ハ受験料トシテ左ノ金額ヲ前納スヘシ第二十九条第二項ニ依リ追試験ヲ受クル者亦同シ

一 法科校外生ハ 各学年毎ニ金五十銭

二 法科特別校外生ハ 一部二部トモ金壹円五拾銭

三 法学選科校外生ハ 金五拾銭

第三十三条ニ依リ編入試験ヲ受クル者ハ受験料金壹円ヲ前納スヘシ

第四十六条 修業証書ヲ請求スル者ハ一通毎ニ手数料金參拾銭ヲ前納スヘシ

第四十七条 修業証書、及第証書及卒業証書ハ焼失、紛失其他如何ナル事由アルモ再ヒ交付セス但請求ニ因リ修業、及第又ハ卒業ノ証明書ヲ交付スヘシ

前項ノ請求ヲ為ス者ハ手数料トシテ金參拾銭ヲ前納スヘシ

第四十八条 郵便局ノ設置ナキ僻陬ノ地ニ居住スル者ニ限り授業料其他金員ノ納付ニ郵便切手ヲ代用スルコトヲ得但此場合ニハ必ス所要金額ノ一割増トシ且拾銭以下ノ切手ヲ用フヘシ

第四十九条 授業料其他ノ送金ハ郵便振替貯金払込ノ方法ニ抛リテ之ヲ為スヲ便トス但其手續ハ次条ニ之ヲ定ム

第五十条 校外生入学、修業証書請求、受験届出又ハ授業料其他

ノ送金ヲ郵便振替貯金払込ノ方法ニ依リテ為ス場合ニハ郵便局ヨリ払込用紙ヲ請受ケ其用紙ノ表面

口座番号欄ニ

東京参式六五番

東京神田駿河台

加入者住所氏名欄ニ

明治大学出版部

ト記入シ裏書「通信文記載欄」内ニ必ス左ノ記入ヲ為シ且送金額ノ多少ニ拘ハラズ口座登記料トシテ金巻銀ヲ加送スヘシ

入学ノ場合ニハ

第十八条ニ從ヒ入学書ノ文言

修業証書請求ノ場合ニハ

第二十五条ニ從ヒ請求書ノ文言

受験届出ノ場合ニハ

第三十条ニ從ヒ届書ノ文言

授業料其他送金ノ場合ニハ 送金ノ目的及ヒ住所氏名、年度、

学科、学年

第五十一条 郵便為替ニテ送金スル場合ニハ為替証書面ニ必ス左ノ

記入ヲ為シ且前条末段ノ規定ニ準シ校外生入学書修業証書請求書、受験届書又ハ送金ノ目的住所氏名、年度、学科、学年ヲ詳記シタル納付証ヲ添付スヘシ

小為替証書ニ在リテハ指定払渡局所名欄ニ

神田駿河台

通常為替証書ニ在リテハ払渡局所名欄ニ

小為替証書ニ在リテハ指定受取人

東京神田駿河台

宿所氏名欄ニ

明治大学出版部

第十一章 雑 則

第五十二条 五名以上共同シテ校外生タル者ニ対シテハ特ニ各員ノ

授業料ヲ減額ス但其詳細ハ連合校外生規程ヲ以テ之ヲ定ム

第五十三條 講義録ニ落丁アルトキハ其講義録ノ名称(学年)号數、

学科名、落丁ノ頁數ヲ明記シテ一ヶ月内ニ追送ヲ請求スヘシ講義

録ヲ送付スルニ及ハス

校外生タラスシテ講義録ニ就キ修學セント欲スル者ハ校外生授業料ト同額ノ代價ヲ以テ各種ノ講義録ヲ購読スルコトヲ得

連合校外生規程

第一條 五名以上共同シテ校外生タル者ハ之ヲ連合校外生ト稱シ各員ノ授業料ヲ左ノ如ク減額ス

人数	普通		法科特別		法学選科	高等予備
	普通授業料	職員、学生等	一部	二部		
五名以上	額四十錢	(同)三十五錢	(同)八十五錢	(同)四十五錢	(同)四十錢	(同)五十錢
十名以上	三八	三四	八三	四三	三七	四七
二十名以上	三六	三三	八二	四二	三五	四五
三十名以上	三四	三一	八〇	四〇	三〇	四三
四十名以上	三二	三〇	七七	三七	二七	四〇
五十名以上	三〇	二五	七五	三五	二五	三五

第二條 連合校外生タラントスル者ハ其中ヨリ代表者一名ヲ定メ授業料ヲ添ヘ左ノ入学書ヲ差出スヘシ

△書式略▽

既ニ校外生トシテ入学中ノ者連合校外生ノ一員タラントスル場合ニハ連合校外生入学書ノ末尾又ハ申込書ニ必ス何科(何学年)校外生トシテ既ニ入学中ナル旨ヲ記載スヘシ此記載ナキトキハ新入

学ト看做シ講義録ハ初号ヨリ送付スヘシ

第三条 連合校外生ハ総テ同年度ノ同一学科ヲ修ムル者タルコトヲ要ス但法科校外生ニ在リテハ学年ヲ異ニスルモ妨ケナシ

第四条 連合校外生中死亡其他ノ事由ニ因リ退学スル者アルトキハ

第一条ノ區別ニ從ヒ残余校外生ノ授業料額ヲ変更シ(例ヘハ法学選科校外生十名以上ナリシモノ九名以下ニ減少スルトキハ各員ノ授業料額ヲ参拾七錢ニ変更)スルカ如シ五名以下ニ減少スルトキハ通常ノ授業料額ニ復ス但シ退学者ノ資格ヲ直ニ承継スル者アルトキハ此限ニ在ラス

第五条 代表者ハ毎月授業料ヲ取纏メ二十五日迄ニ翌月分ヲ納付スヘシ若シ之ヲ怠ルトキハ講義録ノ配送ヲ停止ス

第六条 講義録ハ代表者ニ宛テ送付ス

第七条 連合校外生十名以上ノ代表者ニ対シテハ授業料ヲ免除ス但シ其人員十名以下ニ減シ且ツ退学者ノ資格ヲ直チニ承継スル者ナキトキハ此特典ヲ停止ス

第八条 代表者ヲ変更シタルトキハ新旧代表者ヲ明記シテ直チニ其旨ヲ届出ツヘシ

## 65 明治高等予備校校外生規則

### 第一章 総 則

第一条 校外生ハ本校講義録ニ付キ高等ノ諸学校ニ入学スルニ必須ナル学科ヲ講修スルモノトス其科目左ノ如シ

英語(訳解、文法、作文、難句例解)

数学(算術、代数、幾何、三角)

国語(解釈、文法、作文)

漢文（解釈、白文訓点練習、故事熟語解）

物理及化学（全部）

第二条 校外生修学期間ハ滿七个月（自九月至翌年三月）トス

第三条 講義録ノ発行ハ毎月一回（十五日）トス

### 第二章 入学及退学

第四条 本校講義録ハ何時ニテモ講修ノ申込ヲナスコトヲ得

第五条 講義録ヲ講修セントスル者ハ左ノ申込書ニ講修費ヲ添ヘ明

治大学出版部ニ申込ムヘシ

### ハ書式略

第六条 申込ノ手續ヲ為シタル者ニハ本校出版ニ係ル明治高等予備講義録ヲ配付ス

学期ノ中途ヨリ申込ヲ為シタル者ニ対シテ講義録ハ望ニ依リ初号

ヨリ配付ス

第七条 校外生住所氏名ヲ変更シタルトキハ新旧住所氏名ヲ併記シ

速ニ通知スヘシ

第八条 校外生其講修ヲ止メントスルトキハ其旨ヲ届出ツヘシ

第九条 講修費滞納二个月以上ニ渉ル者ハ講修ノ意思ナキ者ト見做

シ除名スヘシ

### 第三章 講修費

第十条 講修費ハ一ヶ月金五拾錢トス但全学期（七ヶ月分）ヲ一時

ニ前納スルトキハ参円式拾錢減額ス

講修費ヲ前納セサル者ニハ講義録ノ配付ヲ停止ス

第十一条 納付スヘキ金員ニ付テハ総テ郵券代用ヲ許サス

第十二条 講修ヲ止メタルトキ講修費ニ残額アル時ハ相当ノ講義録ヲ送付スルモノトス

第十三条 講修費ノ送金ハ左ノ方法ニ拠ルヘシ

一、郵便振替貯金払込 此場合ニハ払込通知票表面ニ必ス左ノ記

入ヲ為シ其裏面通信文記載欄ニ送金ノ目的ヲ記入スヘシ

口座番号欄ニ 東京参式六五番

加入者住所氏名欄ニ 東京神田駿河台明治大学出版部

一、郵便為替ニテ送金 此場合ハ為替証書面ニ必ス左ノ記入ヲ為スヘシ

払渡局名欄ニ 神田駿河台

受取人氏名欄ニ 明治大学出版部

#### 第四章 特 権

第十四条 校外生ハ講義録中ニ疑問アル時ハ通信ヲ以テ質疑スルコ

トヲ得但質問書ハ一科目毎ニ認メ且講義録ノ号数並ニ頁数ヲ示シ

返信料(三錢郵券)ヲ送附スヘシ

第十五条 校外生ニシテ中学校卒業若クハ之ト同等ノ学力ヲ有スル

者ハ何時ニテモ校内生ニ転スルコトヲ得又講修ヲ完了シタル者ニ

シテ明治大学へ入学セントスルトキハ入学金ヲ免除セラルヘシ

第十六条 本校校外生ハ前二条ノ外明治大学校外生ト同等ノ特典ヲ

享クルコトアルヘシ

第十七条 校外生ニシテ其全課程ヲ修了シタル者ニ對シテハ請求ニ

依リ修業証書ヲ授与ス但請求者ハ手数料トシテ金參拾錢ヲ納付ス

ルコトヲ要ス

校外生タラスシテ講義録ニ就キ修学セント欲スル者ハ校外生授業  
料ト同額ノ代価ヲ以テ各種ノ講義録ヲ購読スルコトヲ得

「明治大学規則」大正二年八月

### 66 「私立留日支那学生高等予備学校設立願」

留日支那学生高等予備学校設立認可願

今回東京市神田区駿河台南甲賀町十四、十五、十六番地私立明治大  
学校舎ノ一部ヲ校舎ニ充テ日本留学支那学生ニ各種高等学校入学ノ  
予備教育ヲ施ス為メ留日支那学生高等予備校ヲ設置致度候ニ付御認  
可被成下度別紙必要書類相添ヘ此段申請候也

大正二年十二月二十六日

東京市神田区駿河台南甲賀町十四、十五、十六番地  
財団法人私立明治大学理事

設立者 木下友三郎 印

東京府知事 宗像 政殿

前書出願ニ付奥印候也

大正元年一月十日

東京市神田区長 小原八十吉 印

留日支那学生高等予備学校

#### 一、目的

本校ハ日本留学ノ支那学生ニシテ各種学校へ入学志望者ノ為メ  
予備教育ヲ施スヲ以テ目的トス

#### 二、名称

本校ハ留日支那留学生高等予備学校ト称ス

### 三、位置

東京市神田区駿河台南甲賀町十四、十五、十六番地私立明治大  
学構内

### 四、学則

留日支那学生高等予備学校章程

#### 第一章 名 称

第一条 本校係明治大学創立名爲留日支那学生高等予備学校

#### 第二章 宗 旨

第二条 本校專爲留日支那学生願入日本各種高等学校者之予備教育  
起見而見設意在俾学生熟習日本語文以及高等普通学以便聽講各種  
專門学問

第三条 在本校畢業者不須考驗即可入明治大学專門部

第四条 本校爲情急欲入明治大学本科或各種官立学校者隨時特設選  
科教授緊要学科選科規則臨時酌定

#### 第三章 肄業年限及放假

第五条 本校分一曆年爲三学期如左

自正月初一日至三月三十一日

自四月初一日至八月三十一日

自九月初一日至十二月三十一日

学生在本校肄業年限以五期爲滿

第六条 本校放假日期如左

一、每星期日

一、日支兩國大典日

一、本校創開紀念日

一、春季放學自四月初一日至四月初七日

一、夏季放學自七月二十日至九月初十日

一、冬季放學自十二月廿五日至正月初七日

第四章 學科課程及授業時數

學科目	第一學期	第二學期	第三學期	第四學期	第五學期
	一週時間	一週時間	一週時間	一週時間	一週時間
日語、日文	廿四時間	十八時間	十二時間	十時間	十時間
數學	三時間	四時間	六時間	七時間	七時間
英語		五時間	六時間	八時間	九時間
歷史、地理			三時間	二時間	二時間
論理					二時間
博物、図画	三時間	三時間			
理化学			三時間	三時間	
合計	三十時間	三十時間	三十時間	三十時間	三十時間

第五章 考 驗

第八條 考驗分為學期考驗及卒業考驗之三種均按所授課程於每學期之終時行之

第九條 考驗成效用分數表出各科均以壹百點為度

第十條 卒業考驗將每學期分數通算每科均在五十點以上而全科平均在六十點以上者方為合格

第十一條 凡將本校所定課程修了再於卒業考驗合格者發給文憑

第六章 入校及退校

第十二条 凡願入校肄業者開具籍貫履歷以及現今住所与保人連印報名可也

第十三条 入校之期宜在每学期之初各班未滿額時則可准其插入相当之班

第十四条 学生有萬不得已事故欲告退者須具原由与保人連印投送聽候許可方可

第十五条 学生如有左開各情之一者立即退出

一、品行不端不知悔改者

一、因疾病事故難望成業者

一、應納學費不繳者

第七章 学 費

第十六条 凡学生應交學費定為每月四円須於開學後五日以内將壹学期分先行交納為要

第十七条 凡学生須於其入校之始交納入學金貳円

第十八条 已交學費無論何等情由並不發還

五 經費及維持方法

本校經費ハ左記予算ニ依リ支弁シ若シ不足スル時ハ設立者ニ於テ之ヲ負担ス

初年度予算

収入ノ部

一金六千拾六円也

収入総高

支出ノ部

一金五千九百円也

支出総高

収支差引金壹百拾六円也

残高

完成年度予算 (五学期完成)

収入ノ部

一金九千円也

収入総高

支出ノ部

一金八千壹百六拾五円也

支出総高

収支差引金八百参拾五円也

残高

初年度予算表

収入ノ部

科目	金額	摘要
入学金	四〇〇〇〇円	壹名貳円、壹学級五十名、四学級入学者 貳百人分
授業料	五、六一五〇〇	壹名四円、第一期入学者二期級八十名十 一ヶ月分、第二期入学者一学級四十三名 八ヶ月分、第三期入学者一学級四十五名 四ヶ月分
合計	六、〇一六〇〇	

支出ノ部

科目	金額	摘要
教員給料	五、二八〇〇〇円	教員拾貳名月給平均四十円、十一ヶ月分
事務員給料	二四〇〇〇	事務員壹名月給貳十円
小使給料	一二〇〇〇	小使壹名月給拾円
消耗費	一八〇〇〇	筆紙墨、理化学教授材料、薪炭料

雑費	八〇〇〇〇	乗車賃、帳簿規則等印刷并ニ用紙代
合計	五、九〇〇〇〇	

完成年度予算表

収入ノ部

科目	金額	摘要
入学金	二〇〇〇〇 <sup>円</sup>	新学級入学者五十名、補欠入学者五十名、一人貳円
授業料	八、八〇〇〇〇	五学級十一ヶ月分、一学級平均四十人、一名四円、
合計	九、〇〇〇〇〇	

支出ノ部

科目	金額	摘要
教員給料	七、四二五〇〇 <sup>円</sup>	教員拾五名月給一人平均四十五円、拾老ヶ月分
事務員給料	二四〇〇〇	事務員老一人月給貳十円
小使給料	一二〇〇〇	小使老一人月給拾円
給仕給料	六〇〇〇	給仕老一人月給五円
消耗費	二〇〇〇〇	筆紙墨、理化学教授材料、薪炭料
雑費	一二〇〇〇	乗車賃、帳簿、規則等印刷并ニ用紙代
合計	八、一六五〇〇	

六 寄宿舎

右ハ当分設置セス

一、校舎

本校々舎ハ明治大学第七号館ヲ以テ之ニ充ツ右ハ別紙図面赤色ノ部分トス

一、教室坪数

イ、参拾貳坪五合

ロ、拾貳坪 但実験室

ハ、拾五坪

ニ、拾五坪

ホ、拾五坪

一、教室使用方法

前記イ、ハ、ニ、ホノ四個教室ヲ使用シ漸次学期人員増加ノ上ハ昼間夜間ノ二部ニ分チテ教授ス

留日支那学生高等予備学校

一、生徒定員

貳百五拾人

二、開校予定期日

大正参年壹月拾六日

三、設立者履歴書

別紙ノ通り

以上

履歴書

族籍 和歌山県平民

住所 東京府豊多摩郡千駄ヶ谷町九百二番地

木下友三郎

元治元年八月四日生

明治二十一年	東京帝国大学法科大学卒業	
同二十一年十二月四日	判事候補ヲ命ス但年俸五百五十円	司法省
同日	下谷区治安裁判所詰ヲ命ス	同上
同二十六年五月六日	陸叙高等官六等	内閣
同日	補横浜地方裁判所部長	司法省
同年六月二十日	叙正七位	宮内省
同年十二月六日	補東京控訴院判事	司法省
同二十八年九月十日	任行政裁判所評定官	
同日	叙高等官六等	
同二十九年六月六日	陸叙高等官五等	内閣
同年七月三十日	叙従六位	
同三十一年七月十二日	陸叙高等官四等	内閣
同年八月十八日	叙正六位	
同三十五年六月三十日	叙勲六等授瑞宝章	
同年十二月二十七日	陸叙高等官三等	内閣
同三十六年四月十日	叙従五位	
同三十七年十二月二十八日	陸叙高等官二等	内閣
同三十八年二月廿日	叙正五位	
同年六月二十四日	叙勲五等賜瑞宝章	

同三十九年一月三十一日	賜一級俸	内閣
同年十二月二十七日	叙勲四等授瑞宝章	
同四十年五月十一日	文官高等懲戒委員被仰付	
同年八月二十九日	兼任法制局参事官	
同日	叙高等官二等	
同四十三年二月十八日	政府委員仰付	
同年四月三十日	叙従四位	宮内省
同年十月十三日	行政裁判所部長ヲ命ス	内閣
同日	賜一級俸	同上
同年十月二十二日	陞叙高等官一等	同上
同年十二月二十六日	叙勲三等授瑞宝章	

(明治大学校舎全図六百分之一縮図アリ略)

「学事 私立学校冊ノ二六」大正三年 三〇一・D④、⑤九(八)

「東京都公文所館所蔵」

67 「私立留日支那学生高等予備学校設立」

私立学校認可之件

按一

財団法人私立明治大学理事

木下友三郎

大正二年十二月廿六日付申請私立留日支那学生高等予備学校設立ノ

件認可ス

年 月 日

知事

事由 本財団ハ相当基本金ヲ有シ設立維持ノ方法確實ト被認候条  
実地調査ヲ略シ御認可相成可然候

按二

財団法人私立明治大学理事木下友三郎ヨリ私立留日支那学生高等予  
備学校設立ノ件願出ノ処本月十九日右認可候条左記事項及御報告候  
也

年 月 日

知事

文部大臣

記(別紙<sup>(朱書)</sup>ヨリ抄録)

- 一、位 置
- 二、入学資格
- 三、学課科程
- 四、修業年限

「学事 私立学校冊ノ二六」大正三年

三〇一・D七、十九(八)「東京都公文書館所蔵」

# ◇大正三年（一九一四）

## 71 明治大学大学予科学則

明治大学規則抄

### 第十一章 大学予科

#### 第一節 総 則

第八十九条 大学予科本科ハ各科大学本科ニ大学予科別科ハ大学別科ニ入ルニ必要ナル高等ノ普通学科ヲ教授ス

第九十条 大学予科ノ修業年限ハ一箇年半トス

第九十一条 大学予科ヲ分テ第一部、第二部ノ二種トス

第九十二条 大学予科第一部ハ法科大学、政治経済科大学、文科大

学ニ大学予科第二部ハ商科大学ニ入ル者ヲ養成ス

第九十三条 大学予科本科生ハ徴兵令第二十三条ノ特例ヲ受ケ在学

中徴集ヲ猶予セラルコトヲ得

第九十四条 大学予科ノ学科ヲ卒ヘタル者ニハ卒業証書ヲ授与ス

#### 第二節 学科課程

第九十五条 第一部、第二部ノ学科目及学科課程左ノ如シ

#### 第一部

学科目	学期			
	第一学期	第二学期	第三学期	第四学期
倫理	実践倫理提要	同上	同上	同上
国語漢文	講読文法、作文	同上	同上	同上

## 73 実業教育費国庫補助法

朕帝国議会ノ協賛ヲ経タル実業教育費国庫補助法改正法律ヲ裁可シ  
茲ニ之ヲ公布セシム

御名 御璽

大正三年三月二十日

内閣総理大臣 伯爵 山本権兵衛  
文部大臣 大岡 育造

法律第九号（官報三月二十三日）

#### 実業教育費国庫補助法

第一条 実業教育ヲ奨励スル為国庫ハ毎年予算ヲ以テ定ムル所ノ金額ヲ支出ス

第二条 主務大臣ハ前条金額ノ範囲内ニ於テ奨励上必要アリト認ムル公立私立ノ実業学校ニ対シ補助金ヲ交付ス

第三条 補助金ノ交付ハ用途ヲ指定シテ臨時ニ補助スル場合ヲ除クノ外三年ヲ以テ一期トス

第四条 補助金ノ年額ハ補助ヲ受クル学校ノ設立者ノ負担額ヲ超ユルコトヲ得ス但シ用途ヲ指定シテ臨時ニ交付スル補助金及実業補習学校ニ対シ交付スル補助金ニ付テハ此ノ限ニ在ラス

第五条 補助ヲ受クル学校ノ設立者ハ補助期間其ノ学校経費ヲ継続

英 語	講読、文法、 作文、会話	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上
独 語	講読、文法、 作文、会話	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上
歴 史	東洋史	西洋史	日本史	西洋史	同 上	同 上	同 上	同 上
論理、心理	論理学	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上
法学通論	要 論	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上
地 理	内外地理	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上
数 学	経済学、保険 学等ニ関スル 数学ノ応用	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上
簿 記	概 要	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上

地理、数学、簿記ハ選択科目トス

第二部

倫 理	実践倫理提要	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上
国語漢文	講読、文法、 作文、会話	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上
英 語	講読、文法、 作文、会話	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上
地 理	内外地理	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上
数 学	経済学、保険 学等ニ関スル 数学ノ応用	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上
物 理 学	応用物理学	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上
化 学	応用化学	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上
商業通論	要 論	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上
商業作文	和英商業文	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上

支出スル義務アルモノトス

第六条 主務大臣補助ヲ受クル学校ノ管理不適當ナリト認メタルトキ又ハ其ノ学校主務大臣ノ定ムル規程ニ違背シ第五条ノ義務ヲ尽サス若ハ補助ノ条件ニ違反シタルトキハ補助ヲ廃止シ若ハ停止シ又ハ補助金額ヲ減少スルコトヲ得

第七条 主務大臣ハ第二条ノ補助金ノ外公立私立ノ実業学校教員ノ養成費其ノ他実業教育奨励上必要ト認ムル費用ニ充ツル為第一条ノ予算定額ノ八分ノ一以内ヲ支出スルコトヲ得

第八条 補助金ノ交付ニ関シ必要ナル規程ハ主務大臣之ヲ定ム

附 則

本法ハ大正三年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

本法施行ノ際現ニ存スル補助ノ期間ニ関シテハ仍従前ノ例ニ依ル

大正三年三月 法律第九号「法令全書」

74 「京都帝国大学ノ政治科ヲ政治経済科ニ変更」

文部省令第二十四号

明治四十年文部省令第十六号中「政治学科」ヲ「政治経済学科」ニ改ム本令ハ大正三年九月十一日ヨリ之ヲ施行ス

大正三年八月二十九日

文部大臣 法学博士 一木喜徳郎

「官報」第六二五号 大正三年八月二十九日

簿記	概	要	同上	同上	同上
書方	書	方	同上	同上	同上
博 物 学	概	要	同上	同上	同上
法 学 通 論	要	論	同上	同上	同上

博物学、簿記、書方ハ選択科目トス

第三節 学期及休業

第九十六条 大学予科ノ修業年限ヲ分テ四学期トス

第一学期 四月一日ニ起リ八月三十一日ニ終ル

第二学期 九月一日ニ起リ十二月三十一日ニ終ル

第三学期 翌年一月一日ニ起リ三月三十一日ニ終ル

第四学期 四月一日ニ起リ八月三十一日ニ終ル

第九十七条 大学予科ノ休業日左ノ如シ

- 一 春季休業 自四月一日至同月七日
- 一 夏季休業 自八月一日至九月十日
- 一 冬季休業 自十二月二十六日至翌年一月十日
- 一 日曜日、大祭祝日、本大学紀念日（一月十七日）

第四節 入学及退学

第九十八条 大学予科本科生トシテ入学スルコトヲ得ル者ハ左ノ各号ノ一ニ該当スル者タルヘシ

- 一 中学校ヲ卒業シタル者
- 二 師範学校ヲ卒業シタル者
- 三 専門学校入学者檢定規程ニ依リ合格証書ヲ有スル者

四 文部大臣ニ於テ専門学校ノ入学ニ関シ中学校卒業者ト同等以上ノ学力ヲ有スル者ト指定シタル者

五 甲種商業学校ヲ卒業シタル者但シ商科入学者ニ限ル

第九十九条 大学予科別科生トシテ入学スルコトヲ得ル者ハ左ノ各号ニ該当スルモノタルヲ要ス

一 徴兵令第十三条ニ依リ中学校ト同等以上ト認定セラレタル学校ヲ卒業シタル者

二 本学ニ於テ施行スル左ノ入学試験ニ及第シタル者

一 倫理

一 国語漢文

一 歴史

一 数学

一 外国語(英語)

第一百条 本大学予科同程度ノ専門学校予科ニ在学スル者本大学予科ニ転学スルトキハ銓衡ノ上相当学期ニ編入ス

第一百一条 入学ハ毎学期ノ始メニ於テ之ヲ許ス

但補欠トシテ臨時之ヲ許スコトアルヘシ

第一百二条 入学セントスル者ハ入学願書ニ履歴書ヲ添ヘ之ヲ学務課ニ差出シテ許可ヲ受クヘシ

第一百三条 入学ノ許可ヲ得タル者ハ保証人連署ノ在学証書ヲ差出スヘシ

(在学証書用紙ハ学務課ニ於テ交付ス)

第一百四条 保証人ハ東京市内ニ一家計ヲ立ツル成年者タルコトヲ要

ス

第五五条 学生又ハ保証人氏名ヲ改メ若ハ本籍住居等ヲ移転シタル

トキハ直ニ其旨届出ツヘン学生保証人ヲ変更シタルトキモ亦同シ

第一百六条 保証人死亡若ハ第四百条ノ資格ヲ失ヒ又ハ本大学ニ於テ

不適當ト認ムルトキハ之ヲ改定シ更ニ在学証書ヲ差出スヘシ

第一百七条 学生疾病其他已ムヲ得サル事故ニ因リ欠席スルトキハ其

事由ヲ明記シ保証人連署ノ上届出ツヘシ但病氣欠席一週間日以上

ニ涉ルトキハ医師ノ診断ヲ添付スヘシ

第一百八条 欠席日数ハ一箇月以上ニ涉ルコトヲ得ス但一箇月ヲ経過

スルモ尚事故止マサルトキハ新ニ届出ツヘシ

第一百九条 学生退学セントスルトキハ其事由ヲ詳記シ保証人連署ノ

退学願書ヲ差出シ本大学ノ許可ヲ受クヘシ

第一百十条 左ノ各号ノ一ニ該当スル学生ハ其学籍ヲ削除ス

一 理由ノ如何ニ拘ハラズ引続キ一年以上欠席シ又ハ正當ノ理

由ナクシテ引キ一个月以上欠席シタル者

二 性行不良ニシテ改善ノ見込ナシト認メタル者

三 学力劣等ニシテ成業ノ見込ナシト認メタル者

四 出席常ナラサル者

五 授業料ノ怠納二个月ニ及ヒタル者

#### 第五節 進級卒業

第一百十一条 学期課程ノ修了又ハ卒業ハ平素ノ学業及試験ノ成績ヲ

考查シテ之ヲ定ム但学期試験ノ成績ハ学期課程ノ進行ヲ妨ケス

第一百十二条 学期試験ハ各学期間ニ於テ教授シタル学科目ニ就キ之

ヲ行ヒ卒業試験ハ第四学期ニ於テ教授シタル学科目ニ就キ之ヲ行フ

第百十三条 試験ノ成績ハ点数ヲ以テ之ヲ現ハシ一科目ノ満点ヲ一百点トシ四十点ヲ及第点トシ平均六十点以上ヲ得タルモノヲ及第トス

第百十四条 疾病其他已ムヲ得サル事故ニ因リ試験ヲ完了セサル者ハ追試験ヲ受クルコトヲ得

追試験ハ次学期ノ始メニ以テ之ヲ行フ

第百十五条 追試験ヲ受クル場合ニ於テハ前試験ニ於テ六十点以上ヲ得タル学科目ノ試験ヲ受ケサルトヲ得此場合ニ於テハ前試験ニ得タル該学科目ノ点数ノ学科目ノ点数ニ加ヘテ平均点ヲ定ム

#### 第六節 学 費

第百十六条 大学予科ニ入学スル者ハ入学金貳円ヲ納ムヘシ

第百十七条 授業料ハ每学期ノ始ニ於テ左ノ區別ニ從ヒ前納スヘシ但月割金參円ツ、前納スルモ妨ケナシ

第一期 自四月至七月 金拾貳円

第二期 自九月至十二月 金拾貳円

第三期 自一月至三月 金 九円

第四学期 自四月至七月 金拾貳円

第百十八条 学期ノ中途ニ入学シ若ハ退学スル者ハ特ニ入学以前及ヒ退学後ノ授業料月割分納額ヲ免除ス

第百九十条 学生在学中ハ欠席全月ニ涉ルトキト雖授業料ヲ免除セス

第二百二十条 卒業追試験ヲ受ケントスル者ハ手数料金貳円ヲ前納ス

ヘシ

第七節 賞 罰

第二百一十一条 第五章乃至第八章ノ特待生、奨学貸費、学生必得及ヒ懲戒ニ関スル規定ハ大学予科学生ニモ準用ス

名譽講師

正二位勲一等侯爵 西園寺 公望

法 学 博 士 井 上 正 一

大学予科講師

倫 理 東京高等師範学校教授 文学士 吉田 静致

国 語 東京高等師範学校教授 文学博士 佐々 敏一

第一高等学校教授 文学士 笹川 種郎

漢 文 第一高等学校教授 文学士 平井 参

第一高等学校教授 文学士 畔柳 都太郎

第一高等学校教授 文学士 森 卷吉

第一高等学校教授 マスター、オ 山崎 寿春

第一高等学校教授 プ、アーツ 村田 祐治

第一高等学校教授 講 師 岡田 実磨

東京高等師範学校講師 オブ、アーツ 岡田 実磨

東京高等師範学校講師 農 学 士 佐久間 信恭

東京高等商業学校教授 講 師 渡 辺 半治郎

英語 東京高等商業学校教授 パチエラー、 オブ、アーツ 小谷野 敬三

東京高等商業学校教授	東京外国語学校教授	東京高等師範学校講師	独逸語	数学	論理、心理 東京帝国大学講師	歴史 第一高等学校教授	地理	物理 第一高等学校教授	化学 第一高等学校教授	博物	法学通論	商業通論										
講 師 山田惣七	パチエラー、 オブ、アーツ	講 師 村井知至	マスター、 ブ、アーツ	マスター、 ブ、アーツ	オケ ー ト	テルソン、 ウイード	文学士 高木俊雄	明治大学 法学士 水口吉藏	文学士 松坂善吉	商学士 中村茂男	理学士 遠藤又藏	理学士 松村定次郎	文学士 紀平正美	文学士 斎藤阿具	文学士 笹川種郎	文学士 高桑駒吉	文学士 中沢澄男	理学士 須藤伝次郎	理学士 菅沼市蔵	理学博士 伊藤篤太郎	明治大学 法学士 石井宗吉	法学士 中村茂男

商業作文、簿記  
講 師 岡田 市治  
書 法 東京高等商業学校教授  
講 師 稻川 春

職 員

校 長	法 学 士 木 下 友三郎
学 監	法 律 学 士 掛 下 重次郎
学 監	法 学 博 士 鶴 沢 総 明
学 監 兼 主 事	明 治 大 学 田 島 義 方
会 計 部 主 事	竹 村 頼 堅
学 務 課 主 任	明 治 大 学 法 学 士 豊 田 国 藏

大正三年九月「明治大学大学予科学則」

72 明治高等予備校規則

明治高等予備校規則

第一章 總 則

第一 本校ハ高等ノ諸学校ニ入学スルニ必須ナル高等ノ普通教育ヲ授ク

第二 本校ノ修業年限ハ壹ケ年三ケ月トス

第三 授業ハ午前八時ヨリ午後四時ノ間ニ於テ行フ

第二章 学科課程

第四 本校ノ学科目及ビ其毎週授業時数左ノ如シ

科目	倫理	國語漢文	外國語	數學	地理	歷史	物理	化學	博物	圖画	学期毎週				
											授業時間	第一学期	第二学期	第三学期	第四学期
倫理	実践倫理	講義、文法	講義、文法、書取	算術、代數、幾何、三角	日本地理、外國地理	西洋史、東洋史	二物理学	二化学	一博物学	用器画	四二	同	同	同	同
國語漢文	講義、文法	六	一八	一〇	一	二	二	二	一	同	四二	同	同	同	同
外國語	講義、文法	六	一八	一〇	一	二	二	二	一	同	四二	同	同	同	同
數學	算術、代數、幾何、三角	一〇	一〇	一〇	一	二	二	二	一	同	四二	同	同	同	同
地理	日本地理、外國地理	一	一	一	一	二	二	二	一	同	四二	同	同	同	同
歷史	西洋史、東洋史	二	二	二	二	二	二	二	一	同	四二	同	同	同	同
物理	二物理学	二	二	二	二	二	二	二	一	同	四二	同	同	同	同
化學	二化学	二	二	二	二	二	二	二	一	同	四二	同	同	同	同
博物	一博物学	一	一	一	一	一	一	一	一	同	四二	同	同	同	同
圖画	用器画	同	同	同	同	同	同	同	同	同	四二	同	同	同	同
合計	四二	四二	四二	四二	四二	四二	四二	四二	四二	四二	四二	四二	四二	四二	四二

但事宜ニヨリテハ学科目及ビ毎週授業時数ヲ變更スルコトアルベシ

### 第三章 学期及休業

第五 本校ノ修業年限ヲ分チテ当分左ノ二期トス

第一期 四月一日ニ起リ六月卅日ニ終ル (短期受験科)

第二期 九月一日ニ起リ翌年三月卅一日ニ終ル (長期受験科)

第六 夏期休業ハ七月一日ヨリ八月卅一日マデ冬期休業ハ十二月二

十六日ヨリ翌年一月十日マデトス

第七 日曜日大祭祝日明治大学紀念日(一月十七日)ハ休業トス

### 第四章 入学

第八 本校ニ入学スルコトヲ得ル者ハ中学校卒業者及ビ之ト同等ノ学力ヲ有スルモノタルベシ

第九 前条ノ資格ナキ者ニシテ本校ノ各学科ノ講義ヲ聴講セントスルモノハ聴講生トシテ入学スルコトヲ得

但各科ノ講義ヲ得ル学力アル者ニ限ル

第十 入学ハ每学期ノ始ニ於テ之レヲ許ス

第十一 本校ニ入学セントスル者ハ学業履歴書ヲ学務課ニ差出シテ許可ヲ受クベシ

第十二 入学ノ許可ヲ得タル者ハ保証人連署ノ上本校所定ノ在学証書ヲ差出スベシ

第十三 保証人ハ東京市内ニ在シテ一家計ヲ立テ身元確實ナル成年ノ戸主タルコトヲ要ス

#### 第五章 在学及退学

第十四 疾病其他止ムヲ得ザル事項ニ由リ登校スルコト能ハザル時ハ其事由ヲ記シ保証人ノ連署シタル欠席届ヲ差出スベシ

第十五 学生退学セントスル時ハ其事由ヲ詳記シ保証人連署シテ許可ヲ受クベシ

第十六 本校規則及ビ告示ニ背キ其他学生タル本分ニ違ヒタル者ハ停学若クハ退学ヲ命ズベシ

#### 第六章 試験

第十七 本校ハ時々学力検定試験ヲ行フ  
試験ニ関スル詳細規定ハ別ニ之ヲ定ム

#### 第七章 学費

第十八 本校ニ入学スル者ハ入学金貳円ヲ納ムベシ

第十九 授業料ハ一ヶ年金參拾円月割分納額參円トス

但シ授業料ヲ月割分納スル者ハ月末迄ニ翌月分ヲ前納スベシ

第八章 賞 罰

第二十 学生ノ賞罰ニ関シテハ別ニ之ヲ規定ス

講 師

国 語

明治大学講師

文学士 内海弘藏

東京高等師範学校教授

文学博士 佐々政一

第一高等学校教授

今井彦三郎

明治大学講師

文学士 下村 莢

明治大学講師

文学士 笹川種郎

漢 文

明治大学予科講師

講 師 平井 参

明治大学予科講師

講 師 川合 孝太郎

第一高等学校教授

講 師 岡田 実磨

東京高等師範学校講師

講 師 渡辺 半治郎

第一高等学校教授

講 師 村田 祐治

東京高等師範学校講師

講 師 佐久間 信恭

明治大学講師

講 師 佐川 春水

東京外国語学校教授

講 師 村井 知至

第一高等学校教授

文学士 畔柳 都太郎

東京高等商業学校教授

講 師 小谷野 敬三

第一高等学校教授

文学士 森 卷吉

明治大学講師

講 師 山田 惣七

英 語

明治大学講師

講 師 山田 惣七

東京高等商業学校教授

明治大学講師

講師 山口 鋺太

講師 高野 礼太郎

講師 テルソン、ウイード

明治大学講師

講師 ケー、ト

明治大学講師

理学士 遠藤 又藏

数学

明治大学講師

理学士 松村 定次郎

明治大学講師

講師 華 正 董

物理

第一高等学校教授

理学士 須藤 伝次郎

第一高等学校教授

理学士 菅沼 市藏

歴史

明治大学講師

文学士 高桑 駒吉

博物

明治大学講師

理学博士 伊藤 篤太郎

倫理

東京高等師範学校教授

文学士 吉田 静致

職員

校長

法学士 木下 友三郎

学監

法学士 掛下 重次郎

学監兼主事

明治大学 法学士 田島 義方

會計部主事

竹村 頼堅

学務主任

明治大学 法学士 豊田 国藏

「明治高等予備校規則」大正三年九月

◇大正四年〔一九一五〕

75 文官任用令上学校認定ニ関スル件

○文部省令第二号

文官任用令上学校認定ニ関スル件左ノ通定ム

大正四年二月八日

文部大臣 法学博士 一木喜徳郎

第一条 大正三年十二月一日以前ニ於テ徵兵令ニ依リ認定ヲ受ケタル学校ニシテ未タ文官任用令ニ依リ認定ヲ受ケサルモノハ本令施行ノ日ニ於テ文官任用令ニ依リ之ヲ認定ス

前項ニ依ル認定ノ効力ハ徵兵令ニ依リ認定ヲ受ケタル時ニ溯ル  
第二条 大正三年十二月一日以前ニ於テ文官任用令ニ依リ認定ヲ受ケタル学校ニシテ其ノ認定前既ニ徵兵令ニ依リ認定ヲ受ケタルモノニ在リテハ文官任用令ニ依リ認定ノ効力ハ徵兵令ニ依リ認定ヲ受ケタル時ニ溯ル

第三条 前二条ニ依ル認定ノ効力ハ徵兵令ニ依リ認定ニ於テ除外シタルモノニ及ハス

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

〔法令全書〕文部省令第二号 大正四年二月八日

76 文官任用令上認定シタル学校

文部省告示第二十五号

大正四年文部省令第二号第一条ニ依リ文官任用令上認定シタル学校

左ノ如シ

大正四年二月二十六日

文部大臣 法学博士 一木喜徳郎

専門学校及専門学校ニ準スル学校

府 県	学 校 名	徴兵令上認定シタル年月日	同上告示番号
東京府	私立中央大学	明治二一、七月一日	四
同	私立早稲田大学	同二一、八、一六	六
同	私立明治大学	同二一、八、一六	七
同	私立法政大学	同二一、九、一六	八
同	私立法政大学	同二一、九、一六	一六
同	私立法政大学	同二一、九、一六	一八
同	私立法政大学	同二一、九、一六	一九
同	私立法政大学	同二一、九、一六	二一
同	私立法政大学	同二一、九、一六	二二
同	私立法政大学	同二一、九、一六	二三
同	私立法政大学	同二一、九、一六	二四
同	私立法政大学	同二一、九、一六	二五
同	私立法政大学	同二一、九、一六	二六
同	私立法政大学	同二一、九、一六	二七
同	私立法政大学	同二一、九、一六	二八
同	私立法政大学	同二一、九、一六	二九
同	私立法政大学	同二一、九、一六	三〇
同	私立法政大学	同二一、九、一六	三一
同	私立法政大学	同二一、九、一六	三二
同	私立法政大学	同二一、九、一六	三三
同	私立法政大学	同二一、九、一六	三四
同	私立法政大学	同二一、九、一六	三五
同	私立法政大学	同二一、九、一六	三六
同	私立法政大学	同二一、九、一六	三七
同	私立法政大学	同二一、九、一六	三八
同	私立法政大学	同二一、九、一六	三九
同	私立法政大学	同二一、九、一六	四〇
同	私立法政大学	同二一、九、一六	四一
同	私立法政大学	同二一、九、一六	四二
同	私立法政大学	同二一、九、一六	四三
同	私立法政大学	同二一、九、一六	四四
同	私立法政大学	同二一、九、一六	四五
同	私立法政大学	同二一、九、一六	四六
同	私立法政大学	同二一、九、一六	四七
同	私立法政大学	同二一、九、一六	四八
同	私立法政大学	同二一、九、一六	四九
同	私立法政大学	同二一、九、一六	五〇
同	私立法政大学	同二一、九、一六	五一
同	私立法政大学	同二一、九、一六	五二
同	私立法政大学	同二一、九、一六	五三
同	私立法政大学	同二一、九、一六	五四
同	私立法政大学	同二一、九、一六	五五
同	私立法政大学	同二一、九、一六	五六
同	私立法政大学	同二一、九、一六	五七
同	私立法政大学	同二一、九、一六	五八
同	私立法政大学	同二一、九、一六	五九
同	私立法政大学	同二一、九、一六	六〇
同	私立法政大学	同二一、九、一六	六一
同	私立法政大学	同二一、九、一六	六二
同	私立法政大学	同二一、九、一六	六三
同	私立法政大学	同二一、九、一六	六四
同	私立法政大学	同二一、九、一六	六五
同	私立法政大学	同二一、九、一六	六六
同	私立法政大学	同二一、九、一六	六七
同	私立法政大学	同二一、九、一六	六八
同	私立法政大学	同二一、九、一六	六九
同	私立法政大学	同二一、九、一六	七〇
同	私立法政大学	同二一、九、一六	七一
同	私立法政大学	同二一、九、一六	七二
同	私立法政大学	同二一、九、一六	七三
同	私立法政大学	同二一、九、一六	七四
同	私立法政大学	同二一、九、一六	七五
同	私立法政大学	同二一、九、一六	七六
同	私立法政大学	同二一、九、一六	七七
同	私立法政大学	同二一、九、一六	七八
同	私立法政大学	同二一、九、一六	七九
同	私立法政大学	同二一、九、一六	八〇
同	私立法政大学	同二一、九、一六	八一
同	私立法政大学	同二一、九、一六	八二
同	私立法政大学	同二一、九、一六	八三
同	私立法政大学	同二一、九、一六	八四
同	私立法政大学	同二一、九、一六	八五
同	私立法政大学	同二一、九、一六	八六
同	私立法政大学	同二一、九、一六	八七
同	私立法政大学	同二一、九、一六	八八
同	私立法政大学	同二一、九、一六	八九
同	私立法政大学	同二一、九、一六	九〇
同	私立法政大学	同二一、九、一六	九一
同	私立法政大学	同二一、九、一六	九二
同	私立法政大学	同二一、九、一六	九三
同	私立法政大学	同二一、九、一六	九四
同	私立法政大学	同二一、九、一六	九五
同	私立法政大学	同二一、九、一六	九六
同	私立法政大学	同二一、九、一六	九七
同	私立法政大学	同二一、九、一六	九八
同	私立法政大学	同二一、九、一六	九九
同	私立法政大学	同二一、九、一六	一〇〇



同	兵庫	私立大阪三一神学校	同	三七、一二、一九	一九九
同	三重	私立神宮皇学館	同	四二、二、一〇	二二
同	愛知	私立真宗勤学院高等科	同	三一、一二、二四	七二
同	宮城	私立真宗医学专门学校	同	三五、九、二〇	一六〇
同	富山	私立東北医学专门部	同	二二、五、九	三
同	和歌山	私立真言宗联合专门大学	同	三七、四、一四	九二
同	熊本	私立熊本医学专门学校	同	四三、三、二	五四
同	支那上海	私立九州药学专门学校	同	四三、三、八	六六
同	支那上海	私立東亜同文书院	同	三七、五、六	一一二
同	支那上海	私立東亜同文书院	同	四三、一二、二三	二四三
同	支那上海	私立東亜同文书院	同	四〇、一、三一	二二三
同	支那上海	私立東亜同文书院	同	四五、二、一五	三二

「官報」第七六九号 大正四年二月二十六日

77 「大臣ヲ宮中ニ召シ、教育振興ニ関スル御沙汰ヲ示ス」

文部省訓令第八号

勅聖文武ナル

天皇陛下畏クモ本月十日日本大臣ヲ宮中ニ召サセラレ親シク左ノ

沙汰ヲ下シタマヘリ

皇考夙ニ心ヲ教育ノ事ニ勞セラレ制ヲ定メ合ヲ布キ又敕シテ其ノ

大綱ヲ昭ニシタマヘリ朕遺緒ヲ紹述シテ倍々其ノ振興ヲ図ラムト

ス今ヤ人文日進ノ時ニ方リ教育ノ任ニ在ル者克ク朕力意ヲ体シ以

テ皇考ノ彝訓ヲ対揚セムコトヲ期セヨ

本大臣ハ此ノ優渥ナル聖旨ヲ拝シ感激措ク所ヲ知ラス謹テ之ヲ全国

一般ニ告知ス

恭シク惟ミルニ

天皇陛下曩ニ大札ヲ行ハセラレ詔シテ肇国ノ大本ヲ申明シ臣子ノ恆道ヲ提誨シタマフ爰ニ盛儀ノ完了セラルルニ方リ特ニ教育ニ関スル御沙汰ヲ下シタマヒテ倍々教育ノ振興ヲ図ラセタマフ 敕旨深遠恐懼ノ至ニ堪ヘス

伏シテ惟ミルニ

先帝夙ニ開国進取ノ国是ヲ定メ教育ノ大本ヲ昭ニシタマヒ国運ノ進歩文教ノ隆昌振古其ノ比ヲ見ス方今世界ノ列強相競ヒテ国力ノ充実ヲ図リ国運ノ伸張ニ努メサルハナン此ノ間ニ在リテ益々我国威ヲ顯揚セムトスル実ニ一日ノ安処ヲ容サス国民相率キテ徳ヲ修メ智ヲ研キ産ヲ治メ業ヲ興シ以テ国本ヲ培養セサルヘカラス教育ノ任ニ当ル者宜シク

先帝ノ教育ニ関スル 聖訓ヲ奉体シ

天皇陛下ノ 敕旨ヲ服膺シテ心ヲ同ウシカヲ戮セ克ク内外ノ大勢ニ留意シテ其ノ嚮フ所ヲ愆ラス益々教育ノ徹底ヲ図リ将来ノ国民ヲシテ各々其ノ本分ヲ尽シテ力ヲ皇運ノ隆昌ニ致サンメサルヘカラス庶幾クハ全国教育ノ任ニ当ル者本大臣ト共ニ夙夜ニ淬礪シア其ノ職責ヲ完ウシ以テ克ク 聖旨ニ答ヘ奉ラムコトヲ

大正四年十二月十一日

文部大臣 法学博士 高田 早苗

「官報」第一〇〇九号 大正四年十二月十一日

# ◇大正五年〔一九一六〕

78 〔私立留日支那学生高等予備校廃止願〕

案

私立留日支那学生高等予備校設立者

私立明治大学理事 木下友三郎

大正五年九月十五日付願其校廃止ノ件認可ス

年 月 日

知事

廃止願

私立留日支那学生高等予備校ニ於テハ日本留学ノ支那学生中各種高等学校入学志望者ニ対シ予備教育ヲ施ス為メ普通学ヲ教授致候処都合ニ依リ九月十五日限り廃止致度候間御認可被成下度此段申請候也  
追テ現在学生生徒一人モ無之条条申添候也

大正五年九月十五日

東京市神田区駿河台南甲賀町

十四、十五、十六番地

私立留日支那学生高等予備校設立者

私立明治大学理事 木下友三郎<sup>印</sup>

東京府知事 法学博士 井上友一殿

前書願出ニ付奥印候也

大正五年九月十六日

東京市神田区長

山県 鉄藏 印

「学事 私立学校」大正五年

三〇二・E三・十六(十四)「東京都公文書館所蔵」

79 「各学科学年担当講師一覧」

◎各学科新学年担当講師

本年九月より開始せる新学年各学科担当講師左の如し

○法 科

○印の科目は其の一を選択す但専門部学生は随意科目  
△印は大学及専門部共随意科目とす

大学、専門部第一学年

法 学 通 論	法学博士	山田三良
憲 法	法学博士	上杉慎吉
民 法 総 則	法学博士	仁井田益太郎
民法物権編	法学博士	乾政彦
自第一章 至第六章	法学士	霜山精一
民法親族法	法学士	島田鉄吉
刑 法 総 論	法学博士	岡田朝太郎
経 済 学	法学博士	小林丑三郎
国際公法(平時)	法学博士	遠藤源六
○英 法 及 英 語	法学士	立石謙輔
○独 法 及 独 語	法学士	高野礼太郎
△経 済 史	講 師	西村文太郎

マスタ、オ  
ブ、ローツ

ドクトル  
ユーリス

法 学 実 習

同第二学年

刑 法 各 論	法学博士 谷野 格
刑 事 訴 訟 法	ドクトル ユーリス 岡 田 庄 作
民 法 物 権 編 第 七 章 下 以 下	法学博士 横 田 秀 雄
民 法 債 権 編 自 第 一 章 至 第 二 章 一 節	法学士 鳩 山 秀 夫
商 法 総 則	法学士 須 賀 喜 三 郎
商 法 商 行 為	法学士 三 橋 久 美
商 法 會 社	法学博士 松 波 仁 一 郎
民 事 訴 訟 法 第 一 編	法学士 岩 田 一 郎
行 政 法	法学士 太 田 嘉 太 郎
国 際 公 法 ( 戦 時 )	法学博士 遠 藤 源 六
法 理 学	法学博士 寛 克 彦
○ 英 法 及 英 語	法学士 立 石 謙 輔
○ 独 法 及 独 語	ドクトル ユーリス 高 野 礼 太 郎
△ 簿 記	ドクトル ユーリス 水 口 吉 藏
法 学 実 習	商 学 士 岡 田 市 治

同第三学年

民 法 債 権 編 第 二 章 二 節 以 下	法学博士 横 田 秀 雄
民 法 相 続 法	法学士 島 田 鉄 吉





国家財政	簿記	統計学	漢史	○英文政治	○英文政治	△独語
.....	米商学士	講師	.....	.....	.....	.....
法学博士 小林丑三郎	岡田市治	河合利安	文学士 斎藤良一	英国ドクトル オブ、サイエンス	英国ドクトル オブ、サイエンス	ドクトル ユーリス
			植原悦二郎	高野礼太郎	高野礼太郎	水口吉藏

同第三学年

政治史	外交史	国際私法	商手法形	商法海保商險	地方財政学	経済政策	社会政策	植民政策	○英文政治	○英文政治	△独語
.....	.....	.....	.....	.....	.....	.....	.....	.....	.....	.....	.....
英国ドクトル オブ、サイエンス	講師	法学博士 山田三良	ドクトル ユーリス	法学博士 志田鉦太郎	法学博士 小林丑三郎	法学博士 河津暹	法学士 五来欣造	ドクトル、オブ フヒロソフヒ	英国ドクトル オブ、サイエンス	英国ドクトル オブ、サイエンス	ドクトル ユーリス
植原悦二郎	牧野義智	山口吉藏	水口吉藏				泉哲	植原悦二郎	高野礼太郎	高野礼太郎	水口吉藏

論文、討論、講演

○商科  
 ○印は大学及専門部共随意科目  
 ×印は大学生の随意科目  
 △は専門部の随意科目

大学、専門部第一学年

書	○独	×英	×英	英語	英文	英文	△英	△英	機械	民法	○経	経	×法	×商	商業	商工	商	商	商	会	和
	語	文	文	作	作	和	経	業	工	法	済	済	学	業	史	地	品	業	計	商	
法	語	文	文	和	和	書	語	文	学	則	史	学	論	論	論	理	学	術	学	文	
	ドクトル	農	講	講	講	マスタ、 オブ、 アーツ	米	米	講	法	講	法	法	商	商	講	商	講	講	米	
	ユース	学	師	師	師	士	士	士	師	学	師	学	学	学	学	師	学	学	学	学	
	水	佐	イ	村	村	小	岡	岡	関	岩	西	小	山	中	二	星	中	中	下	岡	
	口	久	ン	井	野	谷	田	田	口	田	村	林	田	村	宮	野	村	村	野	田	
	吉	間	グ	知	敬	三	市	市	八	新	文	丑	三	丁	太	太	太	太	太	太	
	蔵	信	ラ	至	三	三	治	治	重	太	太	三	三	三	郎	郎	郎	郎	郎	郎	
		恭	イ	至	三	三	治	治	吉	郎	郎	郎	郎	郎	郎	郎	郎	郎	郎	郎	
		安	ン	至	三	三	治	治	吉	郎	郎	郎	郎	郎	郎	郎	郎	郎	郎	郎	
		信	ン	至	三	三	治	治	吉	郎	郎	郎	郎	郎	郎	郎	郎	郎	郎	郎	
		恭	ン	至	三	三	治	治	吉	郎	郎	郎	郎	郎	郎	郎	郎	郎	郎	郎	



民法債權	法学士岩田新
××英文和文訳	農学士佐久間信恭
○国際公法(平時)	法学博士遠藤源六
○独語	

同第三学年

和商业文	米学士岡田市治
商业(和)实践	明治大学内田勝司
會計学	講師山下野直太郎
銀行論	講師西村文太郎
經濟政策	法学博士河津暹
鐵道	講師富永謙治
△商業(英)实践	米学士岡田市治
珠算	講師村林專之助
海運	講師堀光龜

「明治大学學報」第一号 大正五年十月三十一日發行